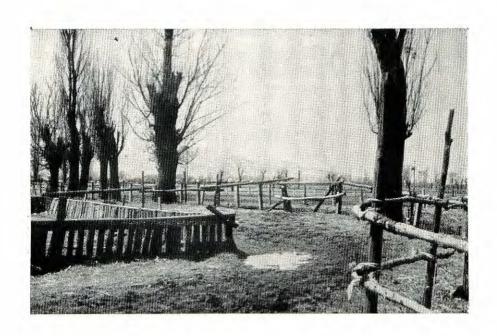
#### 业海道議會時報

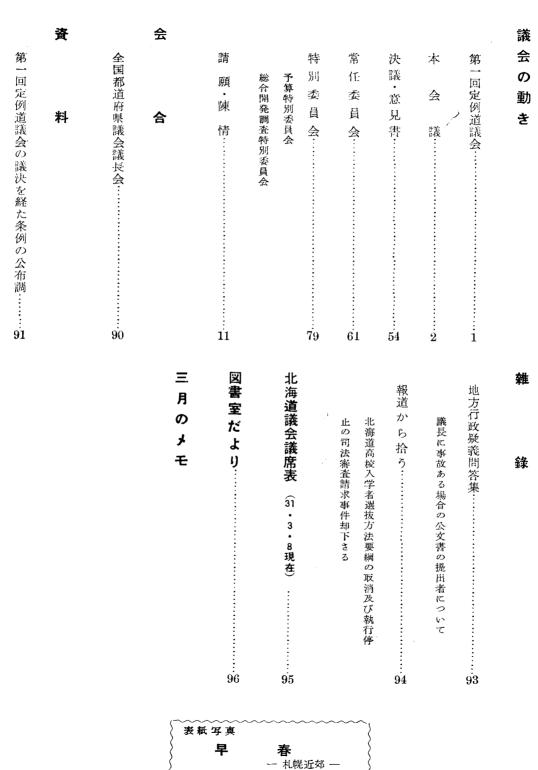
特集 第一回定例道議会

第8卷第4号昭和31年4月



北海道議会事務局

北海道議会時報第8巻第4号(昭和31年第1回定例道議会)



北海道議会時報第8巻第4号(昭和31年第1回定例道議会)

北海道議会事務局撮影

# 第一回定例道議会に知事から提出のあつた案件

#### 議案

#### 

# 第一回定例道議會

にわたる審議の幕を閉じた。 切の問題に結末をつけて、 立、翌五日には速記録問題、 に手間取つたため 会期は 四たび延長、四月四日に至つて 道費予算は 案などの新たな問題が提出され、 に成立の見透しがつかぬため戦後三度目の暫定予算が提出されるに至つ 録問題の結論段階の意見調整などで議事は難行、予算案は三月三十一日 間小樽の失対事業の不正問題、高校入学者選抜問題をめぐる論争、 同日開会、 は予算特別委員会を設置して予算審議の舞台を委員会に移したが、この 査を続行、八日から各党代表質疑、引続いて一般質疑を行い、 会は活潑な活動に入つた。昨年第四回定例会でついに結論に至らなかつ た速記録問題をかかえた議会運営委員会は休会第一日の三月一日から調 昭和三十一年度当初予算審議の第一回定例道議会は二月二十九日招集 さらに会期末には太平炭鉱の融資問題、道教育委員の辞職勧告決議 へき頭知事の施政演説を皮切りに三十日の会期をもつて道議 同日午後六時二十六分閉会、以来三十七日間 道教委の辞職勧告問題、太平炭鉱問題等一 加えて予算案に対する各党の意見調整 十五日に 速記 成

同 一三 昭和三十一年废北海道電気事業費歳入歳出予算 同。

昭和三十一年度北海道自転車競技費歲入歲出予算

闻

昭和三十一年度北海道地方競馬費歳入歳出予算

司

同

同

闻

0

昭和三十一年度北海道病院費歲入歲出予算

间

同

九

昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歲出予算

同

同

八

昭和三十一年度北海道転貸資金歲入歲出予算

同

同

七

昭和三十一年度北海道酪農検査費歳入蒙出予算

同

闻

六

昭和三十一年度北海道林産物検査費歳入歳出予算

司

同

五

昭和三十一年度北海道水産物検査費歳入歳出予算

同

рŲ

昭和三十一年度北海道農産物検査費歳入歳出予算

同

1

#### 北海道議会時報第8巻第4号(昭和31年第1回定例道議会)

同

なお、議事の経過次のとおり。

一 四 五.	Ξ.		_=	10	0.110	一 四 五.		計	
1 = 1	Ξ.				九		員		議
1 11111				<u> </u>	=	1 11111	排		知
1	決	否	承認議決	同意議決	原案可決	お出第件	1 7	第	却
†		l livi	要領	決の	議	起する。牛		ŧ.	Ę

## 本会期中の緊急質問

〇太平炭鉱の塵瓷と道信用保証協会の保証について - 大 久〇兎冬たらば漁場における紛争事件について - 高橋(

いて 大 久 保 議 員 (自民)高橋 (源)議員 (自民)

と認め	り七日	程第一	明があっ	計を報	中三次会議	議、予					(自民)		四 — 五. 二	= = ===	計	
	司	同	同	同	同	同	同	同	irī)	同	闻	同	同	同	同	二、二九
1.2	二九	二八八	二七	二六	二五		==	1111	=	=	九	一八八	一七	一 六	<u>一</u> 万.	
THE RELIEVANT COMPANY OF	崩蓄畏集購入資金貸付の牛	北海道母子金庫事業に対する資金貸付の件	の件。	北海道漁業協同組合連合会に対し資金貸付の件	北海道漁業信用基金協会に対する出資の件	石油資源開発株式会社に対する出資の件	件財団法人北海道開拓融資保証協会に対する出資の	一時借入金の件	一時借入金の件	北海道起債に関する件	北海道起債に関する件	昭和三十一年废北海道用品事業費歲入歲出予算	会計予算昭和三十一年度北海道夕張川二股発電所建設事業	入歲出予算昭和三十一年废北海道母子福祉資金貸付事業裝歲	昭和三十一年度北海道印刷所費歲入歲出予算	昭和三十一年废北海道有林野事業費歲入歲出予算
	ने	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	原案可決四・

〇二月二十九日

午後二時四十六分荒議長開会を宣し、引続き開

本

会

議

り、

号及び第二号を議題に供し、知事の施政方針演説並びに提案説

ついで日程に入り、日程第一議案第一号乃至第七十号、報

ついで教育長より去る二月十七日野幌高等学校寄宿舎焼失

君去る一月二十三日 逝去につき弔詞 を贈り哀悼の意 を表し た緑署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より元道議会議員田め時間延長を行い、自由民主党の結成に伴う議席の変更を指定

まで七川間休会とし、

のうち議案第六十五号は総務委員会に付託、次に明三月一日よ

なお休会中議長において緊急に必要あり

て陳謝の後三十一年度教育行政方針について説明があつて、日

ことに決し、午後四時十七分散会。 たときは本会議を開くことができることについて諮り、異議なくその

#### 事施政方針

べます。 昭和三十一年第一回定例道議会の開会に当り、新年度の施政方針について申述

第一に、道財政について申上げます。 御承知のとおり、我国の地方財政は、ここ数年来、極度に窮迫して参つたので

置を余儀なくされたのであります。 のではありますが、義務的経費において三億五千七百万円の未執行及び予算未措 ありまして、道財政におきましてもその埓外たり得なかつたのであります。 即ち、昭和二十九年度において約一億五千万円の純剰余を残し決算をいたした

額についても僅かながら減少する見透しを得たのであります。 たところ、幸い単年度においては赤字の発生を防止し、更に従来よりの財源不足 等歳入の増収確保に努める一方、人件費、旅費、物件費等の節減を図り、又行政 機構の簡素化、人事管理の合理化等を断行し、歳出の抑制節減に努めてやりまし たしました財政健全化計画に従い、鋭意、税収入の徴収強化、雑収入の収入確保 そのため三十年度におきましては、第三回定例道議会において各位に御報告い

るのであります。 財政制度の改革等、一連の国の施策に俟たなければならない点が多く残されてい りますが、地方財政に関する諸問題の根本的解決は、地方交付税率の引上げ、行 ともに、地方財政再建促進特別措置法を成立せしめ、当面の対策を講じたのであ 招集し、現年度発生赤字の解消を図るため、百八十八億円の財源措置を讃すると この間、政府は、危機に直面した地方財政に対処して、昨年十一月臨時国会を

努力 確保 措置 このような状況の下におきまして、道財政運営の態度といたしましては、国の

同	同	同	同	同	同	同	同	同	闻	同	同	同	同	同	同
四 五.	29 19	四三	四二	四		三九	三八	三七	三六	三 五.	三四	===	11111	Ξ	1110
例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	職員宿舎の賃借に関する予算外義務負担の件	<ul><li>後ろ負担の件</li><li>北海道立高等学校屋内運動場増築に関する予算外</li></ul>	地方宝くじ発売に関する件	北海道有林野事業費積立金運用の件	学校給食用物資配給代行機関に対し資金貸付の件	豊産物価格安定資金貸付の件	北海道職員互助会に対し資金貸付の件	北海道信用保証協会に対する資金貸付の件	中小企業維持振興資金贷付の件	財団法人北海道住宅建設公社に対し資金貸付の件	授産事業資金貸付の件	樹苗価格安定資金貸付の件	私立高等学校に対する資材貸付の件	消費生活協同組合運転資金貸付の件
原案可決	原四、河、河、沙四、沙四、沙四、沙四、沙四、沙四、沙四、沙四、沙四、沙四、沙四、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、沙田、	原案可決	同	同	同	同	同	同	闻	同	同	同	同	间	闻
·	·	<u></u>	•				·	<u>'</u>							

と存ずる次第であります。した得次第、三十一年度以降における道財政健全化の方途を明らかにいたしたいしを得次第、三十一年度以降における道財政健全化の方途を明らかにいたしたいて、なお具体的に検討を進められつつある趨勢等をも勘案の上、これらの見透する諸法案を国会に提案中でもあり、更には地方財政建て直しの基本的方策につ

の農家は、思わぬ打撃を蒙つたのであります。水害及び雨害により甚大な被害を受け、又、農産物価格の低落により、畑作地帯水害及び雨害により甚大な被害を受け、又、農産物価格の低落により、畑作地帯

とし諸般の施策を講じた次第であります。すが、更にこれらの問題の動向と農家済経の実態を考慮し、畑作振興を基本方針すが、更にこれらの問題に対しましては、その都度必要な措置を講じて参つたのでありま

じます。 食債の整理及び畑作物の共済制度の調査研究を進め、これが実現に努めたいと存負債の整理及び畑作物の共済制度の調査研究を進め、これが実現に努めたいと存金作物の作付奨励、乳牛の導入、畑作物の価格安定に努力いたしますとともに、即ち、耕土改良、優良種苗の増殖等の事業は従来通り実施する外、甜菜等の安

7申上げます。 以上の畑作振興方策のうち、特に、農家負債整理と、酪農の振興について御説

であります。

先ず、農家の自主的復興意慾の喚起を目的とする「北海道農業再生産自立推准

.02	,-	<b>一</b>	Щ	IVG	TJ.	У	y-ta	,	15 /3×1,	), <del>(E</del> ).	1251,	v) <del>+</del>		, v	122
同	一同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二、二九
六二	カロ	五九	五八	五.七	五六	五. 五.	五. 四·	五	至	五	五〇	四九	四八	四七	四六
改正する条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	例制定の件	父母のない児童の身分保証に関する条例制定の件	例制定の件建築に関する支庁の試験機等使用料及び手数料条	改正する条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	正する条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例の一部を改正	定の件 北海道営自転車競技条例の一部を改正する条例制	施行の条例の一部を改正する条例制定の件警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律	例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	札幌医科大学条例の一部を改正する条例制定の件	<ul><li>税制定の件</li><li>税制定の件</li><li>税制定の件</li></ul>	定の件と研究所条例の一部を改正する条例制	件出海道立水産ふ化場手数料及び使用料条例制定の	定の件 北海道立水産ふ化場条例の一部を改正する条例制	推演道立水族館条例の一部を改正する条例制定の
同	闻	同	同	原案可決	原案可決四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	原案可決

を開くことといたした次第であります。条件緩和と憤還促進を図らせ必要と認められる場合には、利子補給を行い得る途奨して農家経済復興の直接的指導援助に当らせる体制を固めるとともに、負債の委員会」の活動を援助し、市町村に対しては「農家経済復興委員会」の設置を勧

次第であります。 導入を積極的に推進し、農家済経を負債の重圧から解放いたしたいと考えている導入を積極的に推進し、農家済経を負債の重圧から解放いたしたいと考えている更に、これらの施策と併行して、拡張再生産を促進せしめるための各種資金の

漁業につきましては、漁家経済の安定と、凶漁地帯の振興対策に特に配慮したた、飼料自給に必要な施策等を推進して参る所存であります。と、飼料自給に必要な施策等を推進して参る所存であります。入資金の積極的導入を促進するとともに、集約酪農地域を中核として集約酪農事法」、「開拓者資金特別会計」等による融資、機械開墾に伴う世銀融資等、家畜導法」、「開拓者資金特別会計」等による融資、機械開墾に伴う世銀融資等、家畜導法」、「開拓者資金特別会計」等による融資、機械開墾に伴う世銀融資等、家畜導法」、「開拓者資金特別会計」等による融資、機械開墾に伴う世銀融資等、家畜導法」、「開拓者資金特別会計」等による政策を表現する。

同組合再建整備法が本年をもつて打切られることとなり、経営不振に喘いでいる立し、再生産資金の導入の途を強化することが極めて肝要でありますが、漁業協漁家経済の安定につきましては、その共同組織である漁業協同組合の経営を確

次第であります。

促進を図つた次第であります。のに対して利子補給の措置を講ずることとし、漁家経済の中枢機能としての活動のに対して利子補給の措置を講ずることとし、漁家経済の中枢機関の援助があるも従つてこれらの組合につきましては、利息の減免等、金融機関の援助があるも

組合の前途は誠に憂慮されるもてがあるのであります。

対しては、特に次の措置を講じて参る所存であります。急に整理することが必要と考え、真に自らの力で再建更生を図ろうとする漁家に又、最近急増した漁家負債についは、漁業協同組合の再建整備を基盤として緊

した次第であります。措置を促進せしめ、必要に応じては、利子補給を行い得る途を講ずることといた 措置を促進せしめ、必要に応じては、利子補給を行い得る途を講ずることといた 設置を勧奨しその積極的活動によつて、負債の償還計画の樹立とその条件緩和の 即ち、負債整理の推進機関として、対象市町村毎に「漁家経済更生委員会」の

養鱒ふ化場の新設、肉牛導入による背後地の利用促進、漁業無線の職業補導等の経済の逼迫している道南地域をモデル地区として、重点的に推進することとし、これら漁業協同組合再建対策、漁家負債対策は、特に本年度においては、漁村

											,				
同	同	Ξ,	同	同	同	Ξ,	同	同	同	司	同	同	同	同	同
		===				八						*			
せせ	七六	七 五	. 七四	七三	七二	七二	七〇	六九	 六 八	六七	 - 六 - 六	 六 五	- 六四	一六三	六二
更正予算昭和三十年度北海道学校職員恩給金歳入歳出追加	昭和三十年度北海道恩給基金歳入更正予算	昭和三十年度北海道費歲入歲出追加更正予算	公有水面埋立地を函館市の区域へ編入するの件	北海道漁家負債整理促進条例制定の件	北海道漁業協同組合整備促進条例制定の件	北海道農家負債整理促進条例制定の件	北海道保健婦修学資金貸付条例制定の件	例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>お名の件</b> 指名競争契約又は随意契約につき議会の同意を求	公有水面埋立地を厚岸町の区域へ編入するの件	公有水面埋立地を稚内市の区域へ編入するの件	上川郡名寄町を市とするの件	道有財産の売払契約の締結に関する件	道有財産の譲与に関する件	北海道警察職員の共済制度に関する条例制定の件
同	同	原案可決	原案可決	同	同	同	同	原案可決	同意議決	同	原案可決	原案可決	同	同意議決	同

諸施策と相俟つて総合的に推進して診る所存であります。

への進出を促進することとした次第であります。 査を進める外、国内市場の開拓を始め、香港貿易事務所の活用等による海外市場査を進める外、国内市場の開拓を始め、香港貿易事務所の活用等による海外市場なお、この地帯のいか漁業につきましては、価格安定対策についての基本的調

本道の中小企業、特に零細企業は一般的好況の恩恵が薄く、又景気の跛行性の本道の中小企業、特に零細企業は一般的好況の恩恵が薄く、又景気の跛行性の企業全体の健全化に努めたいと存ずる次第であります。、本道の中小企業、特に零細企業は一般的好況の恩恵が薄く、又景気の跛行性の企業全体の健全化に努めたいと存する次第であります。

ります。 ります。 の雇用情勢は、表面的には多少好転してきておりますが、新しい労働力増 ります。。 か、潜在失業者の増大と不完全雇用の問題をはらんでおり、依然と加の圧力による、潜在失業者の増大と不完全雇用の問題をはらんでおり、依然と加の圧力による、潜在失業者の増大と不完全雇用の問題をはらんでおり、依然と加の圧力による、潜在失業者の増大と不完全雇用の問題をはらんでおり、依然と加の圧力による、潜在失業者の増大と不完全雇用の問題をはらんでおり、依然と加めに対象は、表面的には多少好転してきておりますが、新しい労働力増

化を極力防ぐよう万全を期する所存であり事す。 更に失業対策事業については、前年度に引続きこれを強力に推進し、事態の悪

の活動を一層促進する措置を講じた次第であります。
の活動を一層促進する措置を講じた次第であります。
の活動を一層促進する措置を講じた次第であります。
の活動を一層促進する措置を講じた次第であります。
の活動を一層促進する措置を講じた次第であります。

ます。 安定を促進するため、消費生活協同組合の育成強化にも充分配慮した次第であり要定、消費生活の合理化と協同化によつて自主的な生活設計を確立し、生活の

民の熱望するところでありますので、未実施及び休廃止市町村の事業実施に極力又、道民の健康保持と医療社会化のため、国民健療保険事業の拡充は、最も道

九二 北海道起債に関する件九二 北海道起債に関する件	九八九九	同八八八	同一八	同	同	间	同	闻	间	同	间	<u>=</u>
北海道起債に関する件北海道起債に関する件		八八	ا بر ا									_ =
北海道起債に関する件出海道起債に関する件	41- 41-		七	八 六 ———————————————————————————————————	八 五.	八 四	<u> </u>	八二	八二	八〇	七九九	七八
	北海道起債議決変更の件	北海道起債議決変更の件	北海道起債議決変更の件	北海道起債議決変更の件	計予算昭和三十年度北海道夕張川二股発電所建設事業会	更正予算昭和三十年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入	正予算昭和三十年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更	昭和三十年废北漩道電気事業費歳入歳出追加予算	昭和三十年废北海道病院費歲出更正予算	昭和三十年废北海道医科大学费歳入歳出更正予算	•昭和三十年废北海道転貸資金歳出更正予算	9 昭和三十年废北海道水産物検査費歳入歳出追加予
同同同同	同同同	同	同	间	间	[ii]	同	īī	គាំ	同	同	原案可決

たす次第であります。 険者の事業内容の強化を図り、無医部落と医師不足町村の解消に努めるようにい努力するとともに、本年は直営診療施設の整備拡充を強化する措置の外、活動保

極的対策を講ずることといたしたのであります。調査と研究を進めて参りましたが、本年度においては具体的にその企業化への積調査と研究を進めて参りましたが、本年度においては具体的にその企業化への積減を基盤とする新しい化学工業の発展につきましては、従来よりその

を行い、天然ガス利用工業と相俟つて近代的化学工業の確立を期する所存でありる。 であります。 でおい、天然ガス利用工業と相俟つて近代的化学工業の確立を期する所存でありる研究検討に重点をおいて、これが実現を促進することいたしたのであります。 な研究検討に重点をおいて、これが実現を促進することいたしたのであります。 な研究検討に重点をおいて、これが実現を促進することが、基礎試験或いは化学工業的中間工業試験を速やかに実施することを目標として、基礎試験或いは化学工業的中間工業試験を速やかに決施する。 でありまして、既に が、天然ガス利用工業と相俟つて近代的化学工業の確立を期する所存でありまして、既に が、大くのでありまして、既に が、大くのでありまして、既に が、大くのでありまして、既に が、大くのでありまして、既に が、大くのでありまして、既に が、大くのでありまして、既に が、大くのでありまして、既に

源開発株式会社の設立をみましたので、特にこれに出資をいたし、道が直接に石必要とすることはいうまでもないことであります。幸い昨年、法に基いて石油資飲存が把握されておりますが、これらの資源開発には多大の資金と優秀な技術を高ことを報告できますことは、誠に喜びに堪えないところであります。ることを報告できますことは、誠に喜びに堪えないところであります。なめ、道におきまして永年調査と研究を続けて参りましたP・S コンクリーなみ、道におきまして永年調査と研究を続けて参りましたP・S コンクリー

後の発展に大きく期待するものであります。たことは、道民生活の向上にとつても極めて重要な関係を有するものとして、今以上申上げましたとおり、本道の資源利用工業の開発が着々と進展してきまし

油開発の一翼を担うこととしたのであります。

であります。て、前年度の規模を踏襲する程度に止めざるを得なかつたことを申し添える次第て、前年度の規模を踏襲する程度に止めざるを得なかつたことを申し添える次第に重要な問題があるのでありますが、財政の事情等もございまして、勿論なお他以上は、特に重点を置いたものについて申述べたのでありまして、勿論なお他

界三に、
==
4
•
-11-
-16
疶
*
坦
北海道の総合開発につ
終
w.co
百
盟
36
Æ
1.
~
いて
~
申
-
上げ
け
ます
9
0

		١													
同	Ξ,	同	同	同	同	同	同	同	同	闻	同。	同	同	同	间
-	1111														
九	<u>Q</u>	0 ti	옷	O Ti.		0=_	<u>9</u>	<u> </u>	8	九 九	九 ·八	九 _七_	九 六	· 九 五	九四
算昭和三十一年废北海道医科大学費歳入歳出追加予	昭和三十一年废北海道歲入歲出追加更正予算	財産の売払契約の締結に関する件	北海道農業振興計画の策定に関する件	財産の売払契約の締結に関する件	第 昭和三十一年废北海道有財産整備資金歳入歳出予	に同資金特別会計の設置に関する件北海道有財産整備資金の設置、管理及び処分並び	昭和三十年废北海道有財産整備資金歳入歳出予算	期末手当の支給の特例に関する条例制定の件北海道職員等に対する昭和三十年十二月における	を改正する条例制定の件「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部	道有財産譲与に関する件	物件の売払契約締結の件	財産処分及びこれに伴う売払契約締結の件	の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る予算外義務負担の議決変更に関する件北海道本炭販売協同組合に対する損失補償に関す	変更の件。現失補償に関する予算外義務負担の議決資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の議決有需農家創設特別措置法による家畜導入資金の融
同	原案可決四	同意議決	原案可決	同意議決	原案可決	间	同	原案可決	原案可決・	同	同意議決	同意議決	原案可決	同	同

げに寄与するところにあります。の振興を図り、道民の生活文化を向上し、日本経済の自立と国民生活水準の引上の振興を図り、道民の生活文化を向上し、日本経済の自立と国民生活水準の引上、産業総合開発の目的は、今更申すまでもなく、本道の豊富な資源を開発して、産業

るよう、民主的に計画、実施されなければならないのであります。密接な関連の下に検討されるとともに、開発の効果が道民の生活と文化に直結すその遂行に当つては、飽くまで科学性と合理性に立脚し、国の長期経済計画と

進しては、昨年来、総合開発委員会の協力によって、これが遂行に邁遊としては、昨年来、総合開発委員会の協力により、広汎な方面にわたり、詳細に各部門について資料の収集と検討に努め、策定の基礎作業を続けていたので細に各部門について資料の収集と検討に努め、策定の基礎作業を続けていたのでに雇用機会を確保し、北海道を単なる労働の場としてでなく、生活の場として確定雇用機会を確保し、北海道を単なる労働の場としてでなく、生活の場として確立することを目標とし、これを国の経済自立五ケ年計画との関連において樹立立することを目標とし、これを国の経済自立五ケ年計画との関連においてめて、その実効性を確保し、道民の積極的参加と協力によって、これが遂行に邁立することを目標とし、これを国の経済自立五ケ年計画との関連においてめ、詳述といたしては、昨年来、総合開発委員会の協力によって、これが遂行に邁立することを目標とし、近民の積極的参加と協力によって、これが遂行に邁立することを目標とし、道民の積極的参加と協力によって、これが遂行に邁立することを目標とし、道民の積極的参加と協力によって、これが遂行に邁立さるで、本年度は第二次五ケ年計画策定の年に当るのであります。

ます。 ます。 ます。 まく取り上げられて来ましたことは、本道開発のために誠に喜ばしいことであり 開発に関する特別委員会」が設置され、北海道の開発が国家的重要問題として大 する決議」が満場一致をもつて可決され、又、本年に入つては国会に「国土総合 このようなときに当り、昨年十二月、国会において「北海道総合開発推進に関

道総合開発の理念に照しても到底納得することができないのであります。
いのみならず、むしろ合理的な開発推進を阻害するものでありまして、私の北海対しましては、地方自治の確立にも、住民福祉の向上にも何等益するところがな機構の改革が企図されているのでありまして、私はこのような行政機構の改革に機構の改革に、先般来中央方面において分県を裏打ちとする中央集権的な開発行政

第四に、日ソの国交調整について申上げます。

も期待された方向へ進展をみていないのでありますが、世界各国の平和への努力最近の国際情勢は、平和への一歩前進とみられたジュネーブ会議以後、必ずし

同	同	同	同	同	同	同	同	同	H, H1	三九	同	同	同	同	H, 1111
	<u> </u>	=	=	=	1 :10	一 一 九_	一 一 八	一 一 七	一六	五.	一四四	1 =			1 0
算 昭和三十一年废北海道地方戴馬毀嚴入歲出暫定予	昭和三十一年废北海道病院費歲入歲出暫定予算	算昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歳出暫定予	算昭和三十一年废北海道酪農検査費歳入歳出暫定予	予算昭和三十一年度北海道林産物検査費歳入歳出暫定	予算 昭和三十一年废北海道水産物検査費歳入歳出暫定	予算。昭和三十一年废北海道農産物検査費歳入歳出暫定	定予算。昭和三十一年度北海道学校職員恩給金歳入歳出暫	昭和三十一年度北海道恩給基金歳入歳出暫定予算	昭和三十一年度北海道歲入歲出暫定予算	工事請負契約の締結に関する件	件 北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の	昭和三十一年废北海道歲入歲出追加予算	北日本航空株式会社に対する資金貸付の件	北海道起債議決変更の件	第 昭和三十一年废北海道電気事業費歲入歲出追加予
同	同	同	同	同	同	同	闻	同	原案可決	同意議決	同	同	原案可決四	同意議決	原案可決四

はなお撃強く続けられているのであります。

てる。愛好の精神を、強く世界に表明したものとして誠に喜びに堪えない次第でありま愛好の精神を、強く世界に表明したものとして誠に喜びに堪えない次第でありまをもつて可決されましたことは、世界で最初に原爆の犠牲を蒙つた我国民の平和我国におきましても、今国会において「原水爆実験禁止要望決議」が満場一致

考えられます。 このような背景の下においてHソ国交調整は極めて重要な意義を有するものと

期待して止まない次第であります。

和谷して止まない次第であります。

和谷して止まない次第であります。

和谷としては、世界の平和共存達成の立場から、この交渉が両国民の友誼と信頼

和としては、世界の平和共存達成の立場から、この交渉が両国民の友誼と信頼

同

1 = 0

会計暫定予算昭和三十一年度北海道夕張川二股発電所建設事業

同

띡

北海道調理士条例制定の件

原案可決

同

一二九

昭和三十一年度北海道印刷所費歲入歲出暫定予算

同

同

一二八

予算。昭和三十一年度北海道有林野事業費歳入歳出暫定

同

闻

一二七

算昭和三十一年度北海道電気事業費競入歳出暫定予

同

н

一二六

予算。昭和三十一年度北海道自転車競技費歳入歳出暫定

同

し、その万全を期することといたした次第であります。ますので、この度、道の内部機構として「領土復帰、北方漁業対策本部」を設置すべき動向につきましても、これが対策措置を早急にとる必要があると考えられの準備を進めることが必要であり、又最近北方漁業濫獲反対に関するソ連の注目の準備を進めることが必要であり、又最近北方漁業濫獲反対に関するソ連の注目なお、領土の返還をみました場合、住民の円滑な復帰が行われますよう、諸般

福祉社会北海道の建設に邁進せんとするものであります。同意識と生活開発の自主的意欲による北海道新生活建設運動の発展に協力して、同意識と生活開発の自主的意欲による北海道新生活建設運動の発展に協力して、る中央集権化と闘い、総合開発を推進して道民生活の向上に努め、更に住民の共最後に、私は、道政をして真に道民の道政たらしめるため、地方自治を圧迫す

て闘い抜く決意であります。ものとの確信の下に、忍耐と勇気をもつて飽くまで道民のための道政確立に向つものとの確信の下に、忍耐と勇気をもつて飽くまで道民のために強い前進を期待できるしかしながら、私共の努力は必ずや道民のために、よりよい前進を期待できる民主主義の理想への途は、誠に遠く且つけわしい途であります。

る次第であります。「何卒、議員各位並びに道民各位の一層の御理解、御協力御鞭撻をお願い申上げ

#### 知事説明要旨

次に、只今議題となりました昭和三十一年度北海道歳入歳出予算案その他につ

同 二 専決処分報告の件	二、二九 一 専決処分報告の	提出月日番号件	報告
告の件	答の件	名	
同	承四、認議決四	議事經過	-

# 議員から提出のあつた案件

#### 決 議 案

否四	議案第一号に対する附帯決議	=_	.四	<b>E</b>
原四、案可	総合開発調査特別委員会調査経費に関する件		Ξ	四、
議事経	件	番号	月日	提出

きましてその大要を御説明申し上げます。

まいりたいと存じます。かかる事情にありますので、昭和三十一年度における道 財源の範囲内において経費の経済効果を勘案しつつ効率的且つ重点的使用を旨と 実質赤字の遥減を企図しておるのであります。従いまして昨年度策定いたしまし 財政の運営は、さきほど施政方針において申述べましたとおり財政健全性の堅持 だ解決をみていない状況にありますので、今後ともこれが打開に努力を傾注して 地方行政と地方財源の 不一致を解消す べき行政制度そ の他の基本的問題がいま の税率引上げ等地方税源充実の諸措置が一部取入れられているのでありますが、 財政計画においては、地方交付税の繰入率が三%引上げられ、また、たばこ消費税 して予算の編成に当つた次第であります。 を基本的態度とし自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、更には既往の た道財政健全化計画による諸方策は概ねこれを踏襲することとし、また限られた さて、昭和三十一年度の財政の見透しについてでありますが、政府策定の地方

その予算の総額は

通会 計

四十八億四千三百九十一万円 三百九十一億九千三百四十万円

四百四十億三千七百三十一万円

と相成つた次第であります。

以下普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げたいと存じます。 先づ第一に産業経済費中農業関係から申し上げます。

ろでありますが、本道の自然的地理的条件の上に立つて、この要請に応えるの途 は、一に寒地歮業経営の確立にありますことは、今更申すまでもないところであ 食糧の増産確保は、わが国経済自立の前提として、強く要請せられているとこ

勢確立のための諸方策を推進いたしますことはもとより、酪農の振興、特に集約 地生産力の増強、適地適品種の普及奨励及び農業技術の滲透徹底等高度の営農態 たいと考えておる次第であります。 す負債の整理を図つて、農業生産基盤の充実を図りその安定向上に資してまいり 昭和三十一年度においては、畑作振興を重点に従前に引続き耕土改良による土

先づ、酪農の振興についてでありますが、無畜農家の解消をはかりますための

ž.	同	四、	땓
		五.	四
1		,	
尾	<u></u>	_四_	<u>=</u>
	調査特別委員会設置に関する決議太平炭鉱新登川砿業所に対する特殊融資に関する	北海道教育委員の引責辞職に関する勧告決議	議案第一号に対する附帯決議
	同	否四	原四、
		決五	決四

								-	•	
四	ष्य	同	同	同	=,	Ξ,	提出月	意	同	Ø
∄i.	깯				三	六	日			
七	六	五.	四	Ξ	_=		番号	見案	五.	p
へき地教育振興法改正に関する意見書	除措置に関する意見書 公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金免	見書 北方海域における漁業の安全操業に関する要望意	意見書  ・	る意見書 青函間航路の安全運行並びに滞貨処理促進に関す	中小企業等協同組合法の一部改正に関する意見書	さけ、ます延縄漁業規則等に関する要望意見書	件	<b>秦</b>	調査特別委員会設置に関する決議太平炭鉱新登川磁業所に対する特殊融資に関する	は海辺を育委員の弓斐香脂は関ラス衛門が語
原案可決五	原案可決四	同	同	同	原案可決	原案可決	議事經過		同	否決
		,	<u> </u>		<u> </u>			!	J	J

牝牛賃付は引つづきこれを実施することとしこの経費

三千六十五万円

指定せられる十二地区を含めて十九地区の建設費として を計上いたしました。また集約酪農地域につきましては昭和三十一年度において

集約酪農地域建設計画促進費

集約酪農地域設定費

五百三十三万円 四十三万円

集約酪農事務所費

ジャージー地域設定費 二千六百八十二万円

またこれに関連して飼料資源確保のための 百九十万円

を計上いたした次第であります。

草地改良造成事業費 一億一千七百九十六万円

試みることとし、 肉牛増殖施設費とし て二百万円を見込んで おる次第でありま なお本年度は乳牛の導入に適しない僻陬の地を対象として、新に肉牛の導入を

次に心土耕混層耘等により土地生産力の増強を図りますため、トラクター等の

購入費及びこれらの施設の保全管理の経費として 耕土改良施設費 一億二千四十万円

を見込みました。

また、優良種苗を普及し、生産の拡充をはかりますため

馬鈴喜原種農場費 二百九十八万円 一千二百万円

道営原種農場の経営費

原採種の管理及び種苗審議会の経費四百五十八万円 委託による原採種生産事業費 六千百七十六万円

合せまして、八千百三十二万円を計上いたしました。

なお、農業技術の改良普及により北方農業経営の確立をはかりますための

三千百八十二万円 二百四十六万円

農業改良普及事業協力員設置費 農業改良普及員の活動費

農業改良相談所の運営費

を見込みました外 農業改良普及員研修費

農業試験場における試験研究等の経費

五百七十六万円 二百九十七万円

> 請 願 陳 情

びに審査の結果はつぎのとおり ①第一回定例道議会において各常任委員会に付託された請願、

陳情並

請

								V	٠,	ط		
1 1	<del></del>	-			<del></del>	<del></del>	1		,	1		₩ <i>\</i> 7
226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	番 <sub>表</sub> 文 号
生活保護基準引き上げの件	失業対策事業に対し要望の件	特別失対事業に対し要望の件	失対事業冬期加給金増額の件	失対事業就労日数増加の件	作の般失業対策における賃金値上の	日雇労働者厚生資金制度実施の件	方要望の件	日雇労働者の簡易住宅建設の件	白滝村に公営住宅建設の件	付の件私立の短期大学に対し道費補助交	費に対し補助の件在外資産補償獲得総蹶起大会運営	件
同	同	同	同	同	同	地方本部	理 事 長	地方本部執行委員長	白滝村長	学長 外十三名	大会執行委員長	調
—— 民	 	[A]	同			同	労	同	建	同	総	委付
生	1.3	1,3	1.3	1.3	, jeg	lea.	働	li di	築	le3	務	員会託
同	継続審査	闻	同	[i]	採択	継続審査	採択	同	同	同	継続審査	結審査果の

六千五百六十四万円

を計上いたしました。 農村経済科学研究所費

二百十三万円

質の向上をはかりますための経費として 次に畜産の振興につきましては、先づ優良なる種牡畜の導入により、家畜の资

種牡牛において 種牡馬において 二千六十三万円 一千十二万円

種牡緬羊並に種牡豚等種中家畜において

二百六万円

の購入乃至は補助のための費用を見込んでおります。 更に、家畜資源の保護培養をはかりますため、家畜伝染病の予防並びに検診等

の経費として 馬の流行性脳炎予防費 馬の伝染性貧血検査費 二千四百四十一万円 一千八百五万円

五百八十八万円

等を合せまして六千八百二十九万円を計上いたしますとともに 馬の伝染性貧血研究促進費 牛の結核検査費 三百七十万円

牛の空胎防止をはかりますための経費として 牛の生産の強化対策費 七十五万円

家畜保健衛生所の経費 六百九十万円

動物用医薬品指導監督等の家畜衛生諸費

四百五十一万円

家畜人工授精所の運営費 八百四十四万円

を、また、家畜改良増殖のセンターとしての

を計上し、改良増殖の基礎的問題の解決をはかつてゆきたいと存ずる次第であ 種羊場の経費 種畜場の経費 二千九百十三万円 一千四百四十三万円

ります。 さきにもふれましたように昭和二十七、八年以来打続いた災害或は冷害等のた 次に農家負債の整理対策について申し上げます。

242 241 240 239 238 237 236 235 234 233 232 231 230 229 228 227 件
田甜士別工場運営について要望の の件―上仁々志別線を道道に昇格中徹―上仁々志別線を道道に昇格の円寒村舌辛―幌呂線、仁々志別線 の件<br />
琴似町国道沿線に巡査派出所設置 町間)を道道に昇格の件町道十二線道路(小清水町-**薬琴山観光道路の実現方の件** 町村道を道道に昇格の件池田町、士幌村、上士幌町を結ぶ の件では遠軽、芭露間を道道に昇格 道道に昇格の件コクネツ線一級国道四十号線間を町村道中川村佐久停車場―天塩町 至る町村道を道々に昇格方の件鶴居村より阿寒村を経て標茶町に 道々に昇格方の件町村道上砂川、東奈井江線道路を 策の件本道における耕土改良事業推進対 置の件定時制高等学校給食施設費予算措 道立江別高等学校学級増加の件 の件<br />
七別市に畑作農業試験場支場設置 間を道道に昇格方の件町道下川町サンルー雄武町上幌内 園芸作物振興助成の件 一清里 長 方面振興期成会 財政会 主事協会理事長北海道高等学校 外江七、別 組合連合会会長道生産農業協同 奈 小 小 阿 池 遠 中 下 鶴 同 ± 会理事長 北海道種苗研究 井江 清 巃 寒 田 軽 JII Ш 居 别 八六五名 水 水 外町 五 名長 外三名長 外村 名長 外町 外町 町 外村 市 町 町 名長 名長 長 旻 長 名長 長 同 n 同 土 農 闰 文 農 同 同 同 同 同 同 同 同 木 務 務 教 継続審査 同 同 同 同 同 同 闻 可 可 同 闻 採 継続審査 同 採 択 択

度とする利子補給を行うこととし 五千万円 の重圧は再生産にも深刻な影響を齎らしておる実情に照し本年度は既往の農家個の重圧は再生産にも深刻な影響を齎らしておる実情に照し本年度は既往の農家個の重圧は再生産にも深刻な影響を齎らしておる実情に照し本年度は既往の農家個もに、関係機関の協力を得て実態調査を取進めて参つた次第でありますが、負債もに、関係機関の協力を得て実態調査を取進めて参った次第でありますが、負債もに、関係機関の協力を得て実態調査を取進めて参った次第でありますが、負債をよるといことに鑑み道においてはかねて農家負債をする利子補給を行うこととし 五千万円

を計上いたした次第であります。

及び、道農業再生産自立推進委員会に対する助成費対する助成費。 二百万円 コープリー 二百万円 コープリー これが推進機関たる農家経済復興委員会に

二百万円

合計五千四百万円を見込んでおる次第であります。

貸付金 三億円を見込んでおります。 に引続き豊産物の価格安定対策として、北海道経済農業協同組合連合会に対する。 また、農産物の消流対策の一環として、共販体制の確立をはかりますため前年

以上の外

農業試験場費において北見支場外二支場の整備拡充費

二千五百万円

五千五百七十二万円

農業共済組合指導費

災害金融対策費 四億一千五百九十万円農業協同組合検査費 百二十六万円主要食糧集荷促進費 五百万円

三百四十六万円

一千七百六十九万円

病害虫防除費

畑作振興費主要食糧需給調整費災害金融対策費

四百三十五万円百十七万円

一千三百四十六万円

有畜農家創設維持費生活改良普及費

を計上し、 諸般の農業行政の遂行に遺憾なき を期した いと存ずる次第でありま 飼料対策費

258	257	256	255	254	253	252	251	250	249	248	247	246	245	244	243
林地域解放の件由に町字川端クオペツ流域の道有	業禁止区域拡張の件業禁止区域拡張の件機能底曳網漁	千島返還等に関する件	立公園に指定の件署寒別岳及び天売焼尻島周辺を道	上磯町保育所設置に対し助成の件	業全廃の件	格の件  本別町間を道道に昇	を開発道路に編入の件道道本別、新得線及び白糠本別線	設の件室闌―大畑間国有鉄道航送航路開	設置の件	至る町村道を道道に昇格の件阿寒村から鶴居村を経て標茶町に	に昇格の件市町村道旭川市幌加内村間を道道	び二号橋の災害復旧工事の件道道荷負静内線中貫気別一号橋及	去線の補修の件道道荷負静内線及び穂別停車場幌	設置の件阿寒村緻別地区に国保甲型診療所	並びに道営渡船施設設置の件美唄ー浦臼間連絡路線の道道昇格
典	鹿	連千 盟島	発明成功	上	外鹿	池	本	室	幌	阿	旭	同	平	阿	美
仁町議会議長	郊外	理別事島	成地会域	磯	<b>`</b> 部 七	田	<b>5</b> U	湖	延	寒	JII		取	寒	唄
会議	四村〇	長居	会会長問	外町	.啞村	<b> 些</b>	外町 名長	त्ति	村	外村五	外市四		外町	町	外市
長	名長	住者	開	名長	名長	名長	名長	長	長	茗長	名長		名長	長	名長
林	水	総	林	民	水	闹	土	同	商	同	同	同	土	民	同
務	産	務	務	生	産		木		工				木	生	
同	同	継続審査	採	同	同	闻	同	间	同	同	同	同、	,同	同	同
<u> </u>		香 查	択								)				

は適正規模を欠く零細企業が多く、和次いで発生した災害等の直接間接の影響に 先つ中小企業の振興対策についてでありますが、本道における中小企業の現状 次に商工業関係経費について申し上げます。

ることにより、これに対処してまいりたいと存じ前年に引続き でありますのに鑑み、道財政の実情をも勘案し、主として資金流通の円滑化を図

北海道信用保証協会に対する貸付金

の指導機関たる中小企業等協同組合中央会の機能を強化するための助成費 三百二十万円

更にはまた、中小企業相談所に対する助成費

一千百二十万円

を見込み、企業経営面よりする指導を一層強化いたします外

診断を行うための経費 企業体系の確立指導並びに業界工場、鉱山等の 三百八万円

機械設備近代化資金貸付事業費 共同施設の指導助成費 五百十万円 五百十万円

四百万円

等を計上し中小企業の維持安定に寄与いたしたいと存ずる次第であります。 能率指導所の経費

五千万円

なお、信用保証協会に対する損失補償金

を計上いたしました。

次に、鉱業振興費において

過般設立されました石油資源開発株式会社に対する出資金三千万円を見込んでお を計上いたしておりますが、 石油資源開発のために 三千二百四十六万円

フルフラール等の化学工業試験を重点的に実施することとし、これらの試験研究 また、工業試験場費においては、道内に賦存する資源活用のため、チタン及び

二千九百五十五万円

また、昨年以来実施いたしております中小企業維持振興資金 よつて、一層深刻なる経営難に直面しており、これが維持再建は当面の緊急課題 三億円の運用による融資強化対策を併せ行うことといたしますとともに中小企業 五億円

27	15	274	273	272	271	270	- 269	268	267	266	265	264	263	262	260	259
に昇格の件	JII I	上美生橋を永久橋に架替の件	野立芽室高等学校を道立に移管の	設置の件テレビジョン放送塔を手稲山頂に	助の件  ・ の  ・ の  ・ の  ・ の  ・ の  ・ の  ・ の	の件で、「大の川流域道営土地改良事業施行	補助の件上の国村隔離病舎設置に対し道費	事実施の件	寒線道路改良工事の件 道道沼田―士別線並びに幌加内和	昇格の件	村道を道道に昇格の件・朝日村市街より愛別に通ずる朝日	河川法準用河川に認定の件天塩川支流パンケヌカナンブ川を	道に昇格の件 田寿都村間を道町村道喜茂別町―留寿都村間を道	永久橋化に対し国費補助の件東川村所在倉沼川架設倉沼大橋の	間を道道に昇格の件町道置戸町中里―留辺蘂町温根湯	道有林中開拓地開放の件
	古	同	芽	手	成函	间	上	妹	幌	愛	同	(19)	真	東	留	置
1	平		室	稲	成 館 会 会 長 子		の 国.	背	加	330		El	狩	Ж	辺蘂	戸
外	町		外町	外町	文字設置		外村	外町	内村	外村		外村	外村	村	外町	町
名	泛		三名長	名長	期		名長	名段	長	名長	·	名長	三名長	長	名長	長
F	1]	土	文	商	総	農地開	衛,	同	间	同	同	间	间	同	土	林
		木	教	工	務	拓	生								木	務
[ī	1	同 <b>L</b> ;	同	同	同	同	同	同	ग्रि	同	同	同	同	同	同	継続審査

以上の外 を計上いたしました。

貿易振興費 商工振興費

ガス火薬類指導取締費 工業開発費

地下資源調查所費 電源開発調查費

> 四百二十四万円 五百万円 三百二万円 百八十八万円 六百五十八万円

千百五十二万円

等を見込み商工行政の進展を図つてまいりたいと考えておる次第であります。 計量検定所の経費 七百万円

次第であります。 **債の整理をはかりますとともに、漁業秩序確保のための漁業取締の強化並びに道** 年度は漁村経済の安定向上を根幹とする従来からの諸施策に加えて新たに漁業自 振は直ちに漁民経済生活に深刻な打撃を与えておるのであります。従いまして本 りますが、道内漁家構造の七十六%は沿岸零細漁家群であり、このような生産不 南地帯の安定対策に重点を指向してこれが推進をはかつて参りたいと考えておる にもかかわらず三億貫を割る極めて不振に終つたことは既に御承知のとおりであ 次は水産業関係についてであります。 本道における最近一ケ年の漁業生産高は一部遠洋、沖合漁業の生産増加をみた

て今回措置いたしました予算は また漁業協同組合を対象とするものにあつては特に不振な組合の負債整理につい てはその負担を軽減するため年五分以内の利子補給をしようとするものであり、 た利息の額を限度として、年五分以内の利子補給をなさんとするものでありまし て当該組合に融資を行つた金融機関が利息の減免措置を行つた場合、その減免し かるものについてはその借換資金の斡旋導入をはかり、且、この資金の償還に当つ 或は災害等の特に深刻な地帯を対象として、既在の負債につき漁家個人負債にか さて、漁業負債の整理対策についてでありますが、本年度は、これまでの凶漁

漁業協同組合を対象とするもの 漁家個人を対象とするもの 七百万円 八百万円

を見込み前者に対する具体的措置については漁家負債整理委員会を設けてこれに

千五百万円

ー 道岐道 こし<sup>学</sup> 件型類の輸入抑制措置等に関する 対し道費補助の件北京、上海日本商品展覧会出品に 工事施行の件丸瀬布町所在水谷橋の永久橋架換 促進の件と極地と通営軌道を土事業実施方 対策の件道南に漁業指導調査船配置等漁業 件が施設税を目的税として設定の 天北開発株式会社に対し出資の件 湧別川切替工事実施の件 の件
丸瀬布町所在道道の側溝施設実施 至る道路を道道に昇格の件国鉄東旭川駅より国鉄西神楽駅に に昇格の件に昇格の件に昇を町西伏美に至る町道を道道上美生中北内停車場線より分 会会 長 選 極 地 区 道 営 者 上 促 進 期 成 是 造促進期成会会 道南漁業指導建 丸 豐 協会会長道移輸出農産物 芽 備会代表者道出品協議会準 丸 道消防協 東 瀬 瀬 旭 富 室 布 布 Ш 村 町 外村 IIIT 町 会長 長 長 長 長 名長, 土 商 農地開拓 商 水 同 土 総 商 同 ū 工 工 木 産 木 務 工 ず議会 で 議会の会 継続審査 同 同 同 同 同 同 採 Ħ 同

陳 情 286

285

284

283

282

281

280

279

択

278

277

276

番 <sub>表</sub> 文 号	332	333	334
件名	旭川市に総合大学設置の件	件とおります。	に対し道費補助の件 北海道大学水産学部の図書購入費
陳	旭川	実学 期大	長備北 拡大
情	市議会議	成会会長	<b>光後援会会</b> <b>金子</b>
者	長	充	会整
委付	総	同	同
員 会託	務		
結審査果の	継続審査	同	同

ました。 あたらしめることとし、この委員会の運営に対する助成費七十万円を計上いたし

増殖事業を推進することとし、投石、魚礁等の 次に沿岸漁業の振興をはかりますための経費といたしましては、前年同様浅海

四千四百万円

沿岸魚田改良施設費

貝類增殖奨励費

浅海保護水面の管理費

六十五万円 一千万円

また、漁業開発基地としての漁港整備のための経費についてでありますが

漁港修築費

を見込みました。

漁港防災費 漁港簡易工事費

> 七千万円 三億三千二百十九万円

漁港管理費

三千万円 百万円

を計上いたしまして、住宅、電力の誘致、教育施設、船揚場等の整備をなさんと を計上してその強化拡充をはかり更に未開発魚田開発のための経費として 一千四百三十万円

するものであります。 次に、漁業秩序確保のための漁業取締を期しめますため

一千四百九十四万円

を見込んだ外、新に取締船一隻の建造費 八千万円

海上取締船運営費

を計上いたしました。また、直属取締船の不足を補うための

漁業取締傭船費 三百七万円

以上の外 その他を合せ
九千八百四十一万円を見込んでおる次第であります。

沿岸漁業調整費

海区漁業調整委員会及び内水面漁業管理委員会等の経費 二百七十万円

二千八百七十万円

漁業協同組合連合会整備促進費 二千万円

北海道漁業信用基金協会の保証力を増強いたしますための出資金

漁業災害金融対策費

二千九百七十万円

三千万円

350	349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336	335
の件の標準がある。	級増設の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の件の件と関係を対象を	程設置の件  を と  を  を  を  を  を  を  を  を  を  を  を	村方の件模範電化材育成に対する助成金交	道有貸付雌牛制度存続の件	亜麻作振與に関し助成の件	倶知安町に甜菜製糖工場設置の件	原々種生産拡充強化の件	農業用借受機械器具保全対策の件	渡島管内に菱老施設設置の件	生活保護法に対する収入認定の件	北海道連合遺族会に対し補助の件	北海道社会福祉協議会に対し助成	南北両定点気象観測完全復活要望	支出排除の件を別金負担金の
鷹 栖 村 長	三笠町長	長 外一名 外一名	苫小牧市長	会選業電化協議	村長会長村長会下管内町	世央会長 中央会長 国組合	小樽市長	中央会長中央会長	道生産連会長	被島地区社会福	行委員長 組合小樽支部執 動	道連合遺族会長	会会長 道社会福祉協議	組合委員長浦河測候所職員	北海道町村会長
<b>農地開拓</b>	同	同		同	同	同	同	同	農務	同	同	同	民生	同	総務
継続審査	同	同	採択	同	同	同	同	同 ·	同	同	同	同	同	同	継続審査

水産物消流対策費 補償融資償還指導費

百万円

採

択

継続審査

漁業奨励費 漁業生産指導費 漁業操業指導費

水産試験場の経費

百八十四万円 五百九十七万円 二百七十六万円

四千三百二十二万円

四百四十三万円

一千二百八十三万円

等を見込んでおります。 水産ふ化場の経費

道南漁村安定対策費 なお、道南凶漁地帯の対策費につきましては 五十五万円

をはかつてまいりたいと浴えておる次第であります。 す。なお、また漁業負債整理対策費等諸般の経費の総合的な活用によりその推進 に設置を予定しております紅鱒の盞鱒施設費四百五十万円を計上いたしておりま ていかの対策費百万円及び対馬暖流調査費八百万円、水産ふ化場費において練町 を計上いたしておりますほか水産試験場費において多獲魚の高度利用試験費とし

次に開拓事業関係について申し上げます。

おる次第であります。 八百戸でありまして、この戸数を基本といたしまして諸般の計画を策定いたして 昭和三十一年度における新規の入植予定は道外九百戸、道内九百戸合せて一千

即ち

入殖実施費

用地配分事業費

開墾作業費補助

酸性土壤改良事業費補助 小団地補助工事費

土壤調査費

八百五十八万円

七百三十九万円

| 億九千五百十三万円

開拓補助事業事務費

を計上いたしたのであります。

屋四百戸の建設費補助 また、入植施設費として一般住宅八百三十三戸、耐寒住宅五百七十七戸、居小

小学校建設費補助

三千九百八十万円

三千七百十八万円 二億三百四十六万円 五億六千七百九十二万円 三百七十七万円 一千百八十七万円

京件	364   363   362     資航 地 件背   要空 下 森	332 331 330	300 300 300	507	307 307 307 307 307 307	307 307 307 307 307 307 307 307	300 300 304	307 307 307 307 307 307 307	303 304 305 304
関する件 道鉱業振興協会	源原館	項   四   四   四   四   四   四   四   四   四	項		地	地	地	地	地
	節間航送貸	節間 が 開航 送貨 開航 送貨 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	新聞 が	所聞 所聞 所 所 所 所 所 の 件 進 の 件 の の 件 の の 件 の の の 件 の の の の の の の の の の の の の	新日養成所設置 無線施設均設に における小型機 における小型機 が開射が過失者 が開射が過失者 が開射が過失者 が開射が過失者 が開始が過失者 が開始が過失者 が開始が過失者 が開始が過失者 が開始が過失者 が開始が過失者 が開始が過失者 が出数に がれる が出数に がれる がれる がれる がれる がれる がれる がれる がれる	間   水朝   菜   件3   線   定   日   日   日   統   池日   及   け   施   置   遊   地   送   築村   び   る   設   減   成   区	間   水朝   葉   件の   線   定   日   日   行     紅   池日   及   け   施   置   養   地   政     送   築村   び る   設   滅   成   区   の	間   水朝   葉   件の   線   定   自   日   行   ひ曳   航   池日   及   け   施   置   逢   地   政   に網   送   築村   び る   設   歳   成   区   の   沿漁	間   水朝   菜   件の   線   定   日   日   行   ひ曳   改   航   池日   及   け   施   置   養   地   政   に網   良   送   築村   び る   設   減   成   区   の   沿漁 事
	口物迎賃引下	物運賃引	物 の R 業 型 記	賃   及   導 船   対   の	賃  及  導  船  対  の  の	賃   及! 導 船  対 の 0 0 事	- 賃  及! 導 - 船  対  の   の   事  関	- 賃   及! 導 - 船   対   の   の   事   関   業る	賃  及  導  船  対  の  の  事  関  業る  す
	予の	下しずし査	5下 の 2 編 展 現	引 び 調 底 し 件 下 本 数		質     及     導     約     の     の     事業実施       及びボン     紙     財     財     財	賃     及     導     船     の     の     事     関する件       京     ボッ     の     件     事業実施       下の     ン     船     助     助     事業実施	51   1   1   1   1   1   1   1   1   1	T
:   -;-	旭川市	JII	月1   日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日						旭 士 江 合森 同函 会均 小 松 会道 員漁稚 同 川 町 紅館 委毛
-i	市議会	議	市 別 差 漁 合組	議   「四業」長線:長定	践	議	議	議       四業   長線   長定           和     限区	議
1	会議長	長 長 長	議   二間   3 長   長   長   名組   七	会 市 町 六協			市   町   六協   模   電   市   町   合   連   長   長   合   日   日   日   日   日   日   日   日   日		
	 ij	1 . 商 同							
		I	I	エ	工	工		工 産 折 産	工 産 折 産

同

同

同

継続審査

採

択

同

间

同

同

同

闻

同

闻

同

また、団体営の事業補助費といたしましては

二千万円

億六千二百七十五万円

を見込みますとともに

ましては 等をそれぞれ計上いたしました外 を見込んでおります。 また、開拓建設工事の施行に伴う国の委託事業費として を見込んでおります。 老朽溜池事業費 農地調整関係経費 開拓地区計画費 開墾建設附帯工事費 開拓融資保証協会出資金 資金融通運営費 営農促進費 更に開拓者の営農の合理化と生活安定をはかりますため 電気施設費補助 簡易診療所建設費補助 畑地かんがい事業費 温水溜池事業費 次に土地改良事業費について申し上げます。 地籍測量費 農道補修費 開墾建設事業費 厚生施設費 中学校建設費補助 土壤侵蝕防止事業費 軌道客土事業費 かんがい排水事業費 食糧増産対策の重要な部門をなす土地改良事業費のうち先づ道営事業といたし 簡易軌道費 五千三百四十五万円 五百万円 三百万円 三億五千九百六十五万円 二億六千百九十一万円 四億九千六百二十万円 四千二百八十八万円 九百八十万円 六百八十五万円 六千五百十三万円 二千五百十一万円 三千三十六万円 一千九百九十万円 一億一千九百八十五万円 一千四百十五万円 一千九十九万円 一千九百八十万円 一千二百二十二万円 一千四百四十一万円

			,			,									
382	381	380	379	378	377	376	375	374	373	372	371	370	369	368	367
止区域拡張の件根室支庁管内中型鉛底曳網漁業禁	苫小牧保健所自動車整備の件	設の件に日本甜菜糖工場新	併計画の促進の件根室町、和田村歯舞村三カ町村合	栗山警察署庁舎新築の件	望の件町営診療所設置に伴う起債認可要	岩内保健所庁舎増改築の件	の件と表事業に対し道費助成	根室保健所拡充の件	道に昇格の件 対道大正村愛国駅―中札内間を道	促進の件	海岸道路新設の件上磯町市街地と同字茂辺地当別間	昇格の件	一部路線変更の件道道旭川―幌加内線の貫通並びに	機械貸付予算措置の件	件Sコンクリート工場設置要望の
合長理事協同和	営協議会議長 苫小牧保健所運	式会社社長日本甜菜製糖株	根室町長	栗 山 町 長	松前町長	協議会長 岩内保健所運営	連合会長 道衛生自治団体	協議会長根室保健所運営	大 正 村 長	流川 町 長	上 磯 外五 長	中札内村長	旭川市長	<b>益石炭鉱業協会</b>	苫小牧市長
水	衛	農	総	治	同	同	同	衛	同	同・	同	闻	土	同	商
産	生	務	務	安				生					木		エ
継続審査	採択	同	同	継続審査	同	间	同	採択	同	同	同	同	同	回	継続審査

篠津地区開発事業費 耕地整備事業助成費

をそれぞれ計上いたしました。 道営小規模土地改良事業費

更に開拓地災害関係経費としては

耕地災害復旧費

四億三千万円 一千九百四十六万円

五千万円

開拓地災害復旧事業費 農業用施設災害復旧委託工事費

二千四百万円

四千三百九十一万円

八千三百十四万円

を計上いたしました。 次に林業関係についてであります。

資源の保護につとめます一面、林産工業の振與特に本年度は木材糖化の問題を重 林事業の振興をはかつて森林の造成につとめますとともに、治山施設を強化して 点的に究明してまいりたいと考えておる次第であります。 本道における民有林資源の蓄積は著しい減少を示しております現況に鑑み、造

を計上するとともに幼苗の価格の安定をはかりますため 森林資源造成事業費として

先づ造成の振興につきましては 五億六千六百六十七万円

一億円

樹種価格安定対策費

を見込みました。優良種子採取並びに幼苗育成事業費を推進いたしますため

からまつ苗木養成委託費 毬果採取事業費 一千五十万円 一千万円

三千六百九十九万円

更に森林資源保持の経費として 奨励苗同事業費

二百万円

林野火災警防費

治山事業費 野その防除等の森林保護費

治山事業委託調查費

等を見込んでおります。 保安林委託事業費

二百四十万円

二百十万円

二億四千四百十三万円 三千九百九十六万円

なお、未開発林分の利用或は林業経営の合理化をはかりますための経費として 七千四百八十八万円

林道施設費

,															,
398	397	396	395	394	393	392	391	390	389	388	387	386	385	384	383
補償措置の件補償措置の件	持管理対策の件	策の作	農業振興対策の件	結核療養費予算増額の件	補充の件名寄保健所B級昇格並びに医師等	保健所の整備充実の件	糠平然別間観光道路開さくの件	供島管内開拓不振地区振興対策の	美唄市に道立幼児園設置の件	旭川市に道立幼稚園設置の件	予算措置の件。 道立札幌教員養成所学資補給金等	専任衛生部長配置の件	人の件というのである。	名寄町市制施行の件	函館職安管下出稼労務者対策の件
同	同	<b>虻田町議会議長</b>		会長静内保健所協議	名寄保健所 運営	<b>造議会長</b> 造議会長	上士別村長	   同組合長   渡島開拓農業協	美 唄 市 長	旭川市長	成所後援会長学大札幌分校養	協議会会長網走保健所運営	智北佐藤泉三 名寄町智恵文字	名寄町長	連合会長出務所
商	林	土	農	同	同	衛	土	農地開拓	同	同	女	同	冏	総	労
エ	務	木	務			生	木	開拓			教			務	働
同	継続審査	採択	同	継続審査	同	採択	同	同	同	同	同	同	同	継続審査	採択

林業経営指導費

四千六百十七万円 千九百万円

三百九十三万円

等を計上いたしました。 森林火災保険事業費

次にさきに申し述べました如く

ための経費 木材資源の高度利用をはかりますため、特に木材糖化の研究を重点的実施する 九百三十八万円を林業指導所の経費中に見込んでおります。

林業指導所諸費 なお同所の経常的経費として

林産工業中間試験費

八百六十万円

九千五百万円

等を合せますと、一億一千七百五十八万円となるのであります。 次に土木費関係について申し上げます。 応用研究費 四百万円

り施設の整備強化に努めてまいりたいと存ずる次第であります。 海道開発公共事業費の完全消化を図り且つ道単独事業をも併せ実施することによ なければならないことは云うまでもないところでありまして本年度においても北 総合開発の推進と道民経済力の増強は基礎施設たる公共土木施設の整備に俟た

道路改良费 先づ最初に公共事業費中道路橋梁費関係から申し上げますと 二億七千二百七十三万円

四千六百万円

六億八千三百万円

道路局部改良費

九千四十万円 六千四百万円

道路舗装費

木腐架換費 永久橋架換費

舗装道補修費

千万円 千二百万円

億二千百三十七万円

災害防除費

特別失業対策道路事業費

等が主なものであります。 次に河川関係経費といたしましては

河川改修費

河川局部改修費

四億三千三百三十三万円 億三千六百万円 億三千五百万円

<del></del>			7				<del>:</del>	<del>.                                    </del>	,	,			,	,	
414	413	412	411	410	409	408	407	406	405	404	403	402	401	400	399
三笠町保育所設置に対し補助の件	発電税創設反対に関する件	件 土地改良財産の管理委託に関する	の件  主冬たらば漁場紛争事件早期解決	撤廃の件中型機鉛底曳船による鰊漁獲制限	行の件知られる石海岸災害復旧工事施	世別村を合併対象村より除外方の	信用組合の資金源増強に関する件	の件の件金業等協同組合法の一部改正	件とは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	昇格の件	合格者に対し買収猶予措置の件釧路地区開拓地成功検査による不	るすけとうだら刺網漁業操業の件 雄冬たらば農林漁区三三番におけ	制設の件制設の作品推設置並に定期航空路	永久橋架替の件芽室町御影村間に架設の十勝橋を	助成の件  遺営温水溜池事業に対し道費上置
三笠町長	長道電力協議会会	美唄市長	小樽支部 沢口 清	委員長無漁獲制限撤廃	知内村長	更別村議会議長	同	会長道信用組合協会	豊平町長	夕 張 朴三名	連合会長 連合会長	作業組合長小樽機船底曳網	鴛 泊 村 長	芽 室 町 長	山 部 外二名長
民生	総務	農地開拓	同	水産	土	総務	同	商工	同	土木	農地開拓	水	商工	土	農地開拓
同	同,	同	同	同	同	间	継続審査	採択	同	同	同	同	同	同	継続審査

等を見込みました。 を見込んでおります。 海岸浸蝕防除費 港湾災害復旧費 災害河川改修費 災害関連事業費 災害土木復旧費 次に災害公共事業費といたしましては 都市計画街路事業费 又都市計画関係経費としては 二億円 五千万円 五千六百二十二万円 三千三百三十三万円 一千万円 二千万円

を計上いたしました。 なお、道単独事業といたしましては 土木機械整備費 二千五百万円

岩内部市復興事業費

七千八百六十一万円

道路改良費

四千万円

道路局部改良費 道路小破修繕費 永久橋架換費 四千万円 五千万円 四千万円 千五百万円

西郊地区土地区画整理事業費 一千五百六十八万円 九百九十三万円 一千万円

152

闻

同

148

遊興飲食税の適正課税の件

149

町村合併による大成村財政再建対策の件

総

務

採

択

一千万円 千五百万円

河川改修費 道路側帯費 **橋梁補修費** 橋梁架換費

部市現況調査費

等を見込んでおります。 又本道沿岸航路を航行する定期航海に対する助成費 四百万円

**豊平地区土地区画整理事業費** 

二千百三十八万円

を計上いたしました。 以上の外一般土木行政費として 土木事業諸費

七百八十九万円

209

森町に道立にじますふ化場設置の件

183

件漁業法、並びに水産業協同組合法改正に対し要望の漁業法、並びに水産業協同組合法改正に対し要望の

同

间

水

産

採

択

间

不

採 択

153

石狩川鮭ます流刺網漁業転換対策の件

②継続審査中のもの

番<sub>表</sub>文号

件

名

委付 員

会託

結審

果の

査

		,					
	421	420	419	418	417	416	415
	別海村治安維持確保の件	策実施の件道営潅漑滞花畔土地改良区の更正	北海道整肢学院整備拡張の件	津軽海峡の浮遊機雷打開策の件	北洋漁業制限措置撤廃の件	を設置の件函館市にテレビジョン中継放送局	森林資源保護育成に関する件
	50	員良石 長区狩	松	合道 会商	闻	函館	長道 森
	海	志花	野	会工		市議	林連
	村	外地土	外正	一議所		会議長	合会会
	長	名委改	名男	連		長	会
	治		民	踏	水	商	林
4	安	拓	生	エ	産	エ	務
	同·	同	継	ず試議に会	同	継	採
			継続審査	附のせ会		継続審査	択

肩

同

渡船場費

四百七十八万円 八百八十六万円

河川管理費 河川調査費

七百四十万円

等を見込んだ次第であります。

申すまでもなく民生の安定は道民生活の水準を高め恵まれざる人々の生活文化 次に社会及び労働施設費について民生関係から申上げます。

る次第であります。 りまして、このことを悲本として諸般の施策を強力に推進してまいりたいと存ず の質的向上をはかり、ひとしく文化的経済的恩恵に浴せしめることにあるのであ

これを行らこととし 位所得者の自立更生の方途として有効に活用せられておりますので前年に引続き 先づ各種資金の貸付事業についてでありますが、これが適切なる運用は特に低

更生資金貸付事業費 生業資金貸付事業費

授進事業資金貸付事業費

一千三万円 二千六百十万円

三百万円

消費生活協同組合運転資金並びに設備資金貸付事業費

二千六百三十三万円

世帯更正資金貸付事業費補助金 一千五百十五万円

図りますため を計上し独立自営の素地を涵養いたしますと共に地域社会福祉組織の育成強化を

社会福祉協議会補助金

四百二十万円

を計上いたしました。

次に生活困窮者の生活を保障いたしますため

保護対策費

七百八十一万円

十六億三千六百六十六万円

生活保護費

の設置助成費

社会福祉事務所費

四千百六十二万円

道立養老院費 ニケ所分

を計上いたしました外本年度新設を予定されております渡島養老院札幌市和光荘 七百三十一万円

を見込みますとともに身体障害者の福祉に関する経費といたしましては 六百九十七万円

325

町村議会議長会に対する補助金交付の件

183

遠別町七月水害による水産施設復旧対策の件

水

産

司

同

同

317

岩内町大火罹災者に対する不動産取得税減免の件

闻

间

287

対する融資の件 桜室支庁管内町村公共又は公用施設災害復旧事業に

司

同

235

造認可の件起債事業中の建築物に対し防火地区以外にも耐火構

间

圃

234

**美都町建設育成に関する件** 

身体障害者福祉費

六百八十六万円

陳

番<sub>表</sub>文号

件

名

委付

会託

結審

査 果の

員

総

扮

採

択

情

187	204	191	171	103	32	210	208
南富良野村地内金山ダム建設計画に反対の件	北海道函館工業学校採鉱課程存置の件	芦別高等学校に一学級増設の件	館市において開催の件昭和三十一年度全国日本ョット個人選手権大会を函	北海道各種学校の整備強化の件	各種学校教育の充実に関する件	釧路まりも学園増築費に対し助成の件	本別地区を高度集約酪農地区に指定の件
商	同	同	同	间	女	尺	農
エ					教	生	務
同	不	同	同	间	同	. 同	採
	採択				<u> </u>		択

身体障害者更生相談所及び身体障害者更生指導所費

五百五十四万円

五百六十一万円

札幌後保護指導所費

戦事病者援護費

を見込みました。

三百万円

精神薄弱児施設費

児童相談所費

児童福祉対策促進費 児童保護育成費

乳児院費

肢体不自由児施設費

母子金庫事業費 母子対策費

国民健康保険直営診療施設補助

を見込みました、以上の外

社会調査費

百五十万円 三百十五万円

民生事業費

災害致助費 北海道社会福祉館費

百六十五万円 百五十八万円

遺家族等撥護費 未帰還調查費

三百四十四万円

二百四十五万円

保母育成費

等を計上し民生安定に寄与いたしたいと存ずる次第であります。 次は失業対策関係経費についてであります。 二百四十万円

千七百名を見込み、これが所要経費 られますので、これに対処いたしますため失業対策事業において一日吸収人員二 最近における失業情勢は経済事情の推移を反映し一層深刻化することが予想せ 四億三十一万円

327

323

室關栄高等学校に家庭科学級増設の件

闹

间

317

社会教育事業費増額措置の件

文

教

闻

32

室の件。営農用ホヰール型輸入トラクターに対し免税措置要

同

詞

314

拡充の件 道立農業試験場十勝支場の農業機械化試験研究整備

同

同

同

司

313

農家経済安定対策の件

の予算化をはかりました外

教護院費 次に婦人児童の福祉増進並びに青少年の保護育成対策費といたしましては 一千百四十一万円

三百六十三万円 一千三百八万円

五百五十二万円 億五千九百四十六万円

一千三百三万円

六百四十三万円 一千四十五万円

千二十万円

等を計上いたしました。また、国民健康保険の振興を図りますための経費として 一千王百五万円

306 305 304 302 301 281 288 282 277 237 牛の登録施設に対し助成の件 中型機船底曳網漁業による鰊漁獲制限解除の件 に対し融資の件根室支庁管内水害による漁船建造及び定置漁具補給 中型機船底曳網漁業による鰊漁獲全面禁止の件 噴火湾凶漁対策に関する件 甜菜生産増強施設に対し助成の件 道南地方の炭酸石灰配給機構確立の件 渡島北部地域を高度集約酪農地区に指定の件 農業倉庫建設費補助金復活の件 宗谷管内漁業秩序対策の件 同 同 趱 同 同 间 同 同 同 同 務 不 採 同 同 可 闻 同 同 同 誀

採

択

択

23

间

同

応急対策事業費

一千万円 千五十五万円

及び各種の対策経費

を計上いたした次第であります。

実するの必要がありますのでこれらの点を勘案し また職業補導につきましては失業情勢及び需用の状況から見まして一層強化充

身体障害者職業補導所費

職業補導所の運営費

四千四百九十九万円

総合職業補導所費 簡易職業補導所費

五百十三万円

五百八十一万円 九十万円

百二十六万円

等を計上いたしました。

夜間職業補導費

と考えておる次第でありますが見込みました経費といたしましては すとともに中小企業における労働対策に重点を置き、これに対処してまいりたい 次に労政関係経費といたしましては、従来からの諸施策を強力に推進いたしま 九百七十七万円

労政 労使調整対策費

労働事情調査費 中小企業労働対策費

二百六十一万円 三百十九万円

三百五十八万円

四百二十六万円

労働者福祉対策費

三百四十六万円 二百七十七万円

労働文化振興費 労働教育費

労働科学研究所費

四百三万円

等を計上し労働行政の万全を期してまいりたいと存ずる次第であります。 次は住宅関係についてであります。

の重要な施策と考えられますので本年度は前年に引続き公営住宅三千二百戸を計 深刻なる住宅事情を緩和し、また本道の気象条件に適合する住宅の建設は現下

画しこのうち道営事業といたしましては

一般公営住宅

母子及び引揚者住宅

の建設を予定しておるのでありまして、これが所要経費 六百戸

三百九十六月

五億一千四百二十七万円

③更に継続審査されるもの

請 願

)	276	311	331	330	328
	<b>鴛油村に保健所新設の件</b>	北海道度量衡検定所支所を旭川市に設置の件	戦没者遺児に対し公立高等学校授業料免除の件	小樽緑陵高等学校体育館改築の件	道立根室高等学校校舎改築の件
	衛	滔	同	同	女
	生	エ			教
	不採	同	同	间	採
	択				択
					2.4

						-		
58	10	173	203 •	163	150	119	115	番 <sub>表</sub> 文
函館市に甜菜製糖工場設置の件	岩見沢市に甜菜製糖工場設置の件	会市町立衆民寮の道立移管と隔越町に道立義老院設置の件	樺太東海岸海域における鱒流網漁業試験操業実施の件	中型機船底曳網漁業禁止区域の拡張並びに使用網目制限の件	追分高等学校を道立移管の件	引揚者在外財産の処理促進の件	千島列島の返還に関する件	件 名
同	ٿ	民	同	水	女	间	総	委付員
	務	生		産	数		務	会託

を計上いたしました。また

賃貸住宅建設促進費

六百二万円 五百三十一万円

ブロツク保全費 寒地建築研究所費

百九十二万円

五千四百十三万円

等をそれぞれ計上し住宅問題の合理的解決を図つてまいりたい所存であります。 道民生活の安定向上に深い関連をもつ衛生行政の徹底を期しますための経費と 次に保健衛生費についてであります。

を計上しその活動の万全を期します外 いたしましては その第一線機関たる保健所の運営費四千九百五十七万円

結核予防諸費 性病予防関係経費 伝染病予防関係経費

四億四千二百九十八万円 三千二百三十六万円 五千百三十四万円

七千九百七十九万円

六千百六十二万円 三百七十八万円 九百八十万円

三千二百八万円

一千六百八十四万円

五百七万円

五千五百万円

血液銀行費 薬事諸費 医務諸費

環境衛生諸費 衛生調査費 保健指導諸費 優生保護諸費

保健対策費

等を見込み保健衛生行政諸般の施策に遺漏なきを期してまいりたい所存でありま 衛生研究所費 一千五百二十万円

次は教育費に関する事項であります。

まして教育費予算の総額は 委員会と慎重なる協議をとげ両者の意見一致を見提案の運びとなつた次第であり 今回道教育委員会より送付を受けました歳入歳出予算の見積りにつきまして同 百三十九億二千三百五十五万円

となるのであります。 先づ学校人件費についてでありますが小中学校における生徒児童の自然増に伴

104	207	144	. 149	143	110	48	33	185	174	167	166	155	120	100	99
旧土人保護法による給与地返還の件	浦河町労働会館建築に対し補助の件	日屋労働者に対し有給休暇制度実施要望の件	幌延村に天北低品位石炭乾溜工場設置の件	白糠町白糠信用組合設立に対し認可の件	小樽市に石油精製工場設置の件	北海道工業試験場分場を函館市に設置の件	北海道木材乾溜株式会社活生炭素工場に対し助成の件	倶知安町に甜菜製糖工場設置の件	恵庭町大字漁村所在道立極番場用地払下の件	後志支庁管内に甜菜製糖工場及び高度集約酪農地域設置の作	後志水稲試験地を道立岩字園芸試験地に併置の件	農業試験場十勝支場拡充の件	長万部町に甜菜製糖工場設置の件	後志地域設業経営対策確立の件	後志支庁管内に道立水稲試験地設置の件
農地開拓	同	労	[កៀ	同	同	[1:] -	商	同	同	同	闻	间	同	闹	同
拓		働					I.								
_									·						

う教員の増員費、髙等学校における学級の自然増並びに間口増として三十二学級 が、これが経費を学校別に申し上げますと としこれに伴う教員の増員費を加へそ れぞれ積算計上い たした次第であ ります を増加することとし、又定時制高等学校においても三学級の間口増加をなすこと

通信教育費 盲ろう学校費 定時制高等学校費 高等学校費 中学校費 小学校費 七億七千百六十七万円 六十四億四百九十一万円 十七億八千四百十八万円 三十七億百三十四万円 一千百一万円 一億一千百九十九万円

百二十七億八千五百十万円

において と相成るのであります。 次に道立学校における人件費以外の主なものといたりましては先づ高等学校費

合

実習船運営費 校舎の改築費等営繕費 校舎の修繕費等の維持管理費 三千八百七十七万円 九千九百九十一万円 一千五百三十万円

校舎その他の整備事業に伴う建物買収年賦金 七千二百二万円

. 一億一千万円

三億四千七百十一万円 を

等を併せ

定時制高等学校費においては

需用费

二千七百六十一万円 百五十万円 二千五百二十四万円

八百七十五万円

設備費 次に盲ろう学校費につきましては 校舎の建築費等の営繕費

就学奨励費

を計上いたしました。

その他を合せ 維持管理費

百四十八万円 三千百二十万円

一千二百七十七万円

						·					· ·				
158	145	127	126	114	107	1	193	170	169	165	146	125	124	123	122
道費河川辺別川改修工事施行の件	山部村地内の鉱山道路新設並に鉱山橋梁架替工事の件	余市町地内町村道沢町山道―沢町尻場線を道道に昇格の件	・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・	千歳町千代田町地内埋設暗渠伏替拡張工事施行の件	釧路市浦見町所在道路側滞改修工事施行の件	余市町地内湯内川を道道河川に昇格の件	恵庭町西三線排水改良工事施行の件	恵庭町自衛隊演習地買収反対の件	成の件後志支庁管内小田地造田事業に伴うかんがい施設事業に対し助	豊沛町字新山梨地区(上泉を含む)を開拓計画に編入の件	南富良野村金山開拓地の飲料施設工事実施の件	農地法第七十一条の規定による検査経費に対し助成の件	札幌市丘珠篠路地区新川排水工事施行促進の件	足寄町元軍馬補充部用地開拓者の資格取得に関する件	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
[11]	同	[1]	同	同	同	土	同	同	同	同	同	同	同	同	農地開拓
					<u> </u>	木									拓

また通信教育費においては常用費その他を合せて 五千五百十万円

二百六十万円

教育諸費 社会教育関係経費

以上学校費の外 を見込みました。

教育委員会の経費

保健体育関係の経費

教育財産費

三億八千四十一万円 二億二千百九十八万円

一千百二十四万円

八千五百九十九万円

を計上いたしまして教育行政に遺憾のないようにいたしたい所存であります。 六百三十四万円

次に警察関係経費についてでありますが、本年度見込みました総額は 二十五億六千二百十三万円

でありまして、このうち

置に関する政令」の施行に伴い所要の措置を講じた次第であります。 すが、本年一月「地方警察職員たる警察官の部道府県ごとの定員の基準の暫定措 年度は臨時待命による人員縮減計画の最終年度に相当いたしておつたのでありま

**警察職員費は十九億四千九百四十六万円と相成つておるのであります。なお本** 

三億九千三百八十八万円

次に警察行政費でありますが一般庁費等維持運営費

防犯、搜査、交通の取締等の警察活動費

一億三千二百十二万円

また警察行政の適正な運営をはかりますための

一千六十九万円

公安委員会の経費

を計上いたしました。

次に一般行政費についてでありますが、来る六月に執行予定の参議院議員選挙

を計上いたしました。 私立学校補助金 また、本道内の私立学校の振興を図りますため

八千六百二十六万円

二百九十万円

麦書	陳	212	188	142	141	140	139	214	201	200	192	186	182	179	161
<b>件</b>	情	遠軽警察署庁舎改築促進の件	広尾警察署庁舎改築の件	騒音防止条例制定の件	今金鎔部補派出所を地区繁察本署に昇格の件	北檜山町に警察署設置の件	瀬棚警察署改築に伴う位置に関する件	町村道恵庭戸磯線を道道に昇格の件	行の件本別町地内道道幕別足寄線及び新得本別線道路側溝改修工事施	・加町地内利根別川治水工事施行の件	道道輪厚栗山線の一部区間巾員拡張の件	江差町道改良六カ年計画事業に対し補助の件	沼田町地内真布川を河川法律準用河川に認定の件	牽引用トラクター購入に対し道費助成の件	清水原野清水―熊牛間道路を道道に昇格の件
名									侧溝改修工事施		ŕ	·	件		
id		同	同	同	同	同	治	同	[17]	同	[4]	同	同	同	[1]
託		1					安				`		}		

27

委 員

を計上いたしました。

たしますため今回同組合に対する貸付金五千万円 般市町村備荒資金組合の設立をみたのでありますが、これが組合の活動を促進い 次に年々発生する災害は市町村財政に深刻な影響を及ぼしている実情に鑑み過

以上の外

を計上いたした次第であります。

監査諸費 道議会費

会計諸費 人事委員会費

道職員共済組合給与金 統計諸費

徴税諸費 報

財産 本庁及び支庁共通費

通信施設費 行政調査費

未開発地域開発促進費

恩給会計繰出金 北海道総合開発調査費

道職員費

条件の変更を行うこととし、この所要額として

十八億八千百一万円

を計上いたしたのであります。

合う財源といたしましては 以上は普通会計の歳出についてその概要を申述べたのでありますが、これに見

千七百五十万円 億一千八百九十八万円

千七百六十一万円 千三百七十七万円

一千八百六万円

一億七千四百二万円 千七百六十九万円

億四千八百二十八万円

六千百六十八万円 億一千八百九十二万円

九百三十六万円 三百二十七万円

三百七十九万円 二百五十万円

三億六千八百三十八万円

三十六億七千二百八十三万円

等を計上し、諸般の行政執行に当つてまいりたいと存する次第であります。 税外収入徴収費 なお、公債償還費についてでありますが、既往借入の公募債についてその借入 七百八十万円

324	300	63	54	41	291	236	61	259	255	189	31	293	232	47	2
元道立種畜場漁放牧地及建物売渡の件	道有貸付種牡畜購買費に対する寄附金免除の件	空知支庁管内に甜菜製糖工場設置の件	豊浦町に新髙製糖株式会社設置の件	胆振管内に甜菜製糖工場設置の件	中型機船底曳網漁業禁止区域拡張の件	噴火湾小型機船底曳網漁業(えび手繰漁業)存続の件	漁業用無線設備増設に対し補助の件	現行教育委員会側度堅持に関する件	木古内高等学校を道立に移管の件	追分町立高等学校を道立に移管の件	旭川市に道立高等学校(独立校)設置の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	御影村を合併促進法による合併対象外にするの件	千島歯舞諸島の早期返還並びに日ソ漁業協定締結等要望の件	地方交付税中湾港費の配付の件	旧大津村浦幌町合併に伴う財産引継に関する件
同	同	同	同	进	间	同	水	[ii]	同	同	女	ា	同	同	総
				務			産				教	1			務

地方交付税 地方譲与税 分担金及び負担金 公営企業及び財産収入

> 十三億二千五百八万円 七十二億七千二百七十七万円

国庫支出金 金

> 百四十四億八千六百十九万円 十一億七千六百八十四万円 二億九千八百四十一万円 二億七千九百十八万円 九十二億八千三百六万円

二千九百三十九万円

億三千百五十四万円

使用料及び手数料

金 企

十万円

二十二億二千八百万円 二十六億八千二百八十四万円

三百九十一億九千三百四十万円

り、また地方変付税については、繰入率三%の引上げを基礎として、積算計上い をもつて収支の均衡を図つた次第であります。 さて、道税収入については、近く改正を予定されております新制度により見積

たしました。

なお、高等学校全日制における授業料については、現行月額五百円を六百円に

処理、虫害の防除等に万全を期します一面、林道網の整備、適正なる斫伐事業の はかりますため造林事業に重点をおきこれが遂行に当りますとともに、風倒木の 引上げることとして計上いたしております。 次に特別会計について道有林野事業費会計から順次御説明申し上げます。 本事業費会計の経営方針は全く前年と同様でありまして普積資源の保統培養を

相成つた次第であります。 このようにして編成いたしました予算の総額は、十三億六千八百九十三万円と

この経費を大別いたしますと

推進に努め経営管理に遺憾なきを期してまいりたい所存であります。

業費

その他の経費

でありまして、このうち

九億一千八百二十九万円 三億五千五百九十六万円

八千八百二十万円

298	132	17	97	309	290	266	265	264	263	163	28	292	249	160	152
国鉄辺富内線の早期着工方要望の件		春にしん凶漁対策として各種土木事業実施の件	支笏洞爺国立公園特別地拡張指定反対の件	土地改良連合会共済施設事業に対する補助金増額の件	根室支庁管内開拓者に対する開墾作業補助金増額の件	大滝村清原開拓地区の開発促進の件	勇払河口に米駐留軍の救難艇基地設定反対の件		当別町字中小屋地区溜池改修施行の件	中標津町に軽釧機械開墾実施に伴う事業所の設置の件	別海村西別市街にパイロツト・フアーム事業所等設置の件	北海道地下資源探鉱公社設立要望の件	地方計量行政機構の地位の向上及び計量行政費増額の件	室闌市に外国原油精製工場設置の件	北見市 (旭) 青果卸売市場に魚介藻類取扱の件
同	同	土	林	同	同	F	同	同	同	同	農地開拓	同	同	同	商
	-	木	務								拓拓				工

普通会計えの繰出金

307

道道大江小樽線の補修工事施行の件

308

**酒村災害復旧事業に対し道費高率補助の件** 

を見込んでおるのであります。

なお、これに見合う歳入といたしましては

二千九百六十万円

財産収入

国庫支出金

収

二千八百六十三万円 十二億八千九百九十二万円 五千三十八万円

318

幌別川河川改修及び河川護岸工事早期完成の件

同

同

をもつて収支の均衡を得た次第であります。

十三億六千八百九十三万円

六日の開催を予定し、これが実施のための経費を見込んだものでありまして、そ 次に道営自転車競技費会計についてでありますが、前年同様年間十一回延六十

七億二千百三十三方円

を普通会計に繰出すことといたしております。

となるのでありますがその純益

四千五百万円

の総額は

してその総額は、三億一千八百九十万円となり、事業収入及び委託収入を引当て 二十二日の開催を予定し、これが施行のための所要経費を見込んだ次第でありま 次に地方競馬費会計においては、道施行分延八十三日市営競馬の受託実施分延

として編成いたした次第であります。

おる次第であります。 樂計画の推進をはかつて収支の均衡を保持することに努めてまいりたいと考えて す。このような事情のもとにおいて本年度は新に中央検査科の新設を図ることと 設置についての実地審査を既に了しこれが認可が強く期待されるところでありま に六ケ年を閲し逐年、充実を図つてまいつているところでありますが過般大学院 し又病院の経営については昨年以来慎重検討を加えて合理的運営並びに予定の増 次に医科大学費会計について申し上げます。昭和二十五年度開講の本大学は既

このようにして編成いたしました予算の総額は

六億五千二百三十一万円

二億一千二百八万円

でありましてこれに見合う財源といたしましては病院収入三億三千百四万円

普通会計からの繰入金

雑収入その他

九百十九万円

296 294 319 件
本道事業に対し道路交通取締法に基づく許可手数料徴収免除の水道事業に対し道路交通取締法に基づく許可手数料徴収免除の 千歳警察署の職権乱用と人材侵犯調査の件 中標津大橋を永久橋架換に対し補助の件 司 治 同 安

国立大学等の例にならい年間九千円に引上げることといたしました。 をもつて収支の均衡を図つた次第であります。なお新入学生の授業料については

以上の外

恩給基金会計において

二千二百七万円 四億百二万門 一億四千二百六十六万円

林産物検査費会計において 農産物検査費会計において 水産物検査費会計において

二億二千九十五万円 億二千二百六十四万円

電気事業費会計において 転貨資金会計において 酪農検査費会計において

印刷所費会計において

二千三百四十一万円 一千三百四十一万円

三千九百万円 八千五百八十九万円

母子福祉資金貸付事業費会計において

五千三十二万円

夕張川二股発電所建設事業費会計において

一千四百万円

四億五千五百万円

をそれぞれ計上いたしておりますが、 用品事業費会計において いづれも当該会計の設置日的に添つて年間

土

木

存ずる次第であります。 所要の経費を見込んだ次第でありましてこれが運営に万全を期してまいりたいと

ります。の中心地として近年著しく発展をとげ、本道においても有数の町となつたのであの中心地として近年著しく発展をとげ、本道においても有数の町となつたのである中心地として近年著名皆内の北部に在つて同地方の経済、交通、教育、文化、行政、次に上川郡名寄町を市とすることについて御説明申し上げます。

得ましたのでここに提案することといたした次第であります。 得ましたのでここに提案することといたした次第であります。 得ましたのでここに提案することといたした次第であります。 のでごととなりましたので町議会においても満 を開名告町と智恵文村が合併して新名客町として発足した、昭和二十九年八月一 日当時実在入口三万二千余を擁しており、住民の間に強い希望もありましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しており、住民の間に強い希望もありましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しており、住民の間に強い希望もありましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しており、住民の間に強い希望もありましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しており、住民の間に強い希望もありましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しており、住民の間に強い希望もありましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しており、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余を推しておりましたが、 日当時実在入口三万二千余となりのでここに提案することといたした次第でありましたが、 日本のでここに提案することといたした次第でありましたが、 日本のでここに提案することといたした次第でありますが、 日本のでここに提案することといたした次第でありますが、 日本のではいているものと認めなが、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、

>お頭い申し上げます。 なお市制は来る四月一日より施行を強く希望いたしておりますので何分よろし

存じます。 げた次第でありますがなお詳細については、御質問に応じ御答弁申し上げたいとばた次第でありますがなお詳細については、御質問に応じ御答弁申し上げたいとしました案件の主なものについてその大要を御説明申上

何分よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

### 教育行政方針

並びに教育費予算の概要について御説明申し上げます。 一会回、昭和三十一年度予算の提案に関連いたしまして、本道教育の行政方針、

育の機会均等の実現とい う方法論の上からも、 当然進行すべき方向であ りましは、現代の産業形態および社会構造にもとずく必然的の傾向であり、かつまた教現代の教育における著しい特徴の一つは、標準化ということであります。これ

は、学校教育の全般にわたり、教育制度、教育内容、教育方法、教育施設等からで、学校教育の全般にわたり、教育制度、教育内容、教育方法、教育施設等からで、学校教育の全般にわたり、教育制度、教育内容、教育方法、教育施設等から、教育の是所と利点があると同時に、個性の尊重という立場から、個性の伸長につ数育の是所と利点があると同時に、個性の尊重という立場から、個性の伸長につ数育の是所と利点があると同時に、個性の尊重という立場から、個性の伸長につ数育の是所と利点があると同時に、個性の尊重という立場から、個性の伸長につ数育の是所と利点があると同時に、個性の尊重という立場から、個性の伸長につ学校給食にいたるまで、この傾向は顕著であります。そこに、普遍的な現代学校で、学校教育の全般にわたり、教育制度、教育内容、教育方法、教育施設等からで校教育の全般にわたり、教育制度、教育内容、教育方法、教育施設等から

若心と、真に現代教育の面目があるものと考えられます。々の可能性をも十分に伸長させなければならないところに、これに当る教育者のいうことが、大きな問題となるのであります。これらの標準外の児童生徒の、傷れるのが普通でありますが、その標準群から、上下にはみ出る児童生徒の指導と

生従の学力についても、教育の目標は、多数を占める標準的な児童生徒におか

を振興させるため、六つの教育行政方針、即ち以上に述べました教育的見地に立つて、北海道教育委員会は、昨年、本道教育

一、教育行政の合理化、能率化

二、学校教育の充実

二、勤労青年教育の普及徹底

四、へき地教育の振興

五、社会教育の促進

の方針を踏襲し、一層その振興を図らんとするものであります。の目標をたてて、これが現実と徹底に努力してきたのでありますが、明年度もこ一六、保健体育の振興並びに厚生施設の充実

いとして、一層本道教育行政の効率的な運営に向つて、 努力する所存で ありまと、さらにはまた道の総合開発に即応する教育計画の策定とその推進、などを狙ため事業能率の向上 に対する研究実践と、 部内に対する指導査察を徹底す るこ担当する専問的指導職員を充実強化すること、教育行政の効果的な運用を期する背委員会の責務の重大性にかんがみ、 先ず、 学校教育、 社会教育の現場指導を第一の「教育行政の合理化、能率化」につきましては、道民から負託された教第一の「教育行政の合理化、能率化」につきましては、道民から負託された教

性にかんがみ、とくに、その振興に力を注がんとするものであります。等しく高等学校教育を受ける機会を与えようとすのものでありまして、その重要すので、定時制課程及び通信教育の施設を拡充して、恵まれざる勤労青少年にもら、諸種の事情から通常の高等学校に入学できない勤労青少年が増加しておりまら、諸種の事情から通常の高等学校に入学できない勤労青少年が増加しておりま第三の「勤労青年教育の普及徹底」は、近時、 向学の熱意と希望を抱きなが

らへき地教育の振興如何にるといあつても過言ではありません。の事実に表現されているのでありまして、本道学校教育の将来は、かかつてこれ学校の三九%はへき地所在学校であり、北海道教育の特殊性は、もつともよくこ地性は極めて深刻なものがあり、現在におきましても、全道小学校の四三%、中地性は極めて深刻なものがあり、現在におきましても、全道小学校の四三%、中第四の「へき地教育の振興」についてでありますが、本道における教育のへき

注して参りたい所存であります。恵まれないへき地の児童生徒教職員に対し、諸般の隘路の打開に向つて努力を傾恵まれないへき地の児童生徒教職員に対し、諸般の隘路の打開に向つて努力を傾題であり、国においてもこれが対策が考られているところでありますが、これらこのことは、一面、いわゆる教育の機会均等の見地からもゆるがせにできぬ問このことは、一面、いわゆる教育の機会均等の見地からもゆるがせにできぬ問

臼重要なる既成文化財の保存臼成人教育の振興四青年学級の振興田発の進展に対応する地方文化を開花させるために、日社会教育施設の拡充ためのひろく社会人を対衆とする教育であります。健康で豊かな郷土社会を建設ためのひろく社会人を対衆とする教育は、それらの基礎を展開し、発展させていくをなすものとするならば、社会教育は、それらの基礎を展開し、発展させていく第五の「社会教育の促進」についてでありますが、学校教育が人間形成の基礎

指導の徹底などを重点として、明年度の施策を進めて参りたいと存じます。教育の振興(内婦人団体その他社会教育団体及び文化団体の活動促進)は青少年

簡潔に、その内容について御説明申し上げます。まして、その概要については、先刻知事から説明があつたのでありますが、以下まして、その概要については、先刻知事から説明があつたのでありますが、以下提出いたしました教育費予算は、総額百三十九億二千三百五十五万八千円でありめには、道財政の制約もあり、短時日にこれを望むことは困難であります。今回以上は、昭和三十一年度の教育行政方針でありますが、この目標を達成するた以上は、昭和三十一年度の教育行政方針でありますが、この目標を達成するた

先ず、教育人口の増加に伴う経費でありますが、これを人件費と物件費に分けて申し上げますと、第一の人件費については、義務教育学校においては、児童生で申し上げますと、第一の人件費について検討協議した結果、小学校で七〇八人、神学校で二五九人、盲ろう学校で一二人、計九七九人の増加を見込んだのであります。また、高等学校においては、従来学級増をしたものの学年進行に伴う自然も、一億七千五百七十一万円となつたのであります。なお、本年度からは、定数がの学級増享を行うこととし、これに必要な教職員を増員したほか、最近の著しい高等学校進学希望者の増加にかんがみ、新たに通常課程一二学級、定時側課程三学等学校進学希望者の増加にかんがみ、新たに通常課程一二学級、定時側課程三学等学校進学希望者の増加にかんがみ、新たに通常課程一二学級、定時側課程三学等学校進学希望者の増加にかんがみ、新たに通常課程一二学級、定時側課程三学等学校進学希望者の増加にかんがみ、新たに通常課程一二学級、定時側課程三学等学校進学希望者の増加にかんがみ、新たに通常課程一二学級、定時側課程三学体では、一億七千五百七十一万円となつたのであります。なお、本年度からは、児童生人の教職員として「女子教職員の異給昇格の経費については、三億五千四百七十上いたしました。また教育職員の昇給昇格の経費については、三億五千四百七十上いたしました。また教育職員の昇給昇格の経費については、三億五千四百七十上いたしました。また教育職員の昇給昇格の経費については、三億五千四百七十上いたしましまでは、第一次においませい。

設費、通信教育生千人増募に要する経費などが、その主なものであります。費、盲ろう学校の改築費、及び新規事業としての定時制高等学校に対する給食施第二に物件費でありますが、これは、高等学校の校舎、屋内体操場等の増改築

説明といたします。

先づ高等学校の施設では、懸案の小樽水産、室蘭栄二校の校舎を改築することとしたほか、砂川北、釧路湖陸二校の屋内体操場を改築することとしたのであります。さらにまた、働らきながら学ぼうとする勤労青年の教育のした次第であります。さらにまた、働らきながら学ぼうとする勤労青年の教育のした次第であります。さらにまた、働らきながら学ぼうとする勤労青年の教育のした次第であります。さらにまた、働らきながら学ぼうとする勤労青年の教育のした次第であります。さらにまた、働らきながら学ぼうとする勤労青年の教育のした次第であります。

円、準貧困児童に対する給食補助費五百余万円等の経費を計上し、結局地教育放送譜座費百三十余万円、道内七ケ所に設置の教員養成所費七百五十五万諸者千人を予定とする認定講習費三百六十余万円、前年に引続いて実施するへきが、このほか、水産実習船一隻の新造を含む産業教育施設設備費六千百万円、受以上が、教育人口の増加に等う学校教育の人件費及び物件費の概要であります以上が、教育人口の増加に等う学校教育の人件費及び物件費の概要であります

千百二十四万円三億八千四十一万円

六百三十四万円八千五百九十九万円

教育財産費

社会教育费教育諸費

通信教育費

保健体育費

百三十九億二千三百五十五万円六百三十四万円

の教育費予算となった次第であります。

行うことといたした次第であります。めるほか、現下の道財政の実情から、高等学校通常課程の授業料の二割値上げをめるほか、現下の道財政の実情から、高等学校通常課程の授業料の二割値上げを会といたしましては、義務教育費国庫負担金をはじめ各種補助金等の確保につと次に歳入の面についてでありますが、これら歳出の面をも勘案して、教育委員

以上をもつて、昭和三十一年度本道教育の行政方針並びに教育費予算の概要の

〇三月八日 警察本部長の答弁があつて、 午後二時一分再開、諸般の報告の後、山内議員の質疑に対する知事、 対する知事の見解等について質疑があつて、 共存に対する知事の見解等、 等に対する治安対策、山日ゾ国交回復問題特に領土問題解決と国交回 農家負債棚上げ問題は利子補給のみに止まるとすれば系統 金融 算未措置の問題と政策予算の組み方、20政策完成についての決意、3 基本的考え方特に財政再建方策、昇給昇格特別措置による差増支給予 復との関連、抑留者問題に対する所信、北方漁業の構想、世界の平和 の意見、 を行つた根拠、 加と失業保険法の改正による保険給付期間の短 縮 に対 する知 事の見 安定についての具体策、⑤道の出資、貸付金の限界に対する知事の考 乃至第七十号、報告第一号及び第二号を議題に供し、通告の代表質録 公庫の採算性と労働力吸収の問題、(8)分県問題特に札幌周辺のみ発展 え方、(6)失業対策特に職業補導所の具体的拡充計画、日雇労務者の増 が対象となるが零細農家、零細漁民対策はどうか、⑷農水産物の価格 に入り、 た旨を報告、ついで日程第一議案第一号乃至第六十四号、第六十六号 会議員小谷幸勝君去る三月三日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表し 末端地域の繁栄がない点に対する道民感情の問題、 |竹北海道開発公庫の政策及びこの運営に対する知事の見解、 山内議員(労)より、 凹白昼札幌市内でピストル殺傷事件が二度も起きているが之 午前十一時四十五分開議、諸般の報告の後、議長より元道 (9)開拓庁設置による開発庁の実施官庁化に対する知事 121北海道の軍事基地化及び再軍備風調に 山内議員より、 (1三十一年度予算編成に対する知事の 午後零時三十八分休憩、 開発庁実施官庁化の問 知事が反対運動

より答弁、ついで日程第一に追加し議案第七十一号乃至第七十四号を

日ソ国交回復問題、自衛隊の演習地問題等について再質疑、

ŋ 等 発第二次 五カ年計画策定の問 する失業対策、 (3)農家負債整理に対する具体的施策、 ൊ 昇給昇格予算未措置分の支給並びに三十一年度昇給昇格実施の 策 答弁があつて、午後四時四十九分散会。 ける未組織労働者の問題、新規卒業生、 国の経済自立五カ年計画との関連、 15日ソ交渉に関する領土問題の解決、 議題に供 道民所得水準の引上げの問題等について質疑、 一の延期及び利率引下げによつて生する財源の性格、 開発公庫の運営の問題等、 漁家負債対策及び漁村の振興策、 「「信用保証協会に対する貸付金運用の問題、 代表質疑を続行、 題特に第一次計画の 残量に対する扱い 橋本(正)議員 (9) 道民生活の向上特に低位所得者 4漁業問題特に漁業協同組 工鉱業に対する計画へのとり 未亡人、 北海道漁業公社の減 (6)労働問題特に中小企業に 潜在失業者等に対 知事、 (2)三十年度 (8)総合開 教育長よ 資問題 合再 題 公

〇三月九日 自 題 題、予算執行に対する考え方、道税見積過大と追加財源の問題、 **算編成に対する知事の態度、予算議会招集の時期遅延と暫定予算の問** 長の反対運動の地方公務員法上の疑義、 はどうか、一月九日の地方行政協議会長会議における分県反対と支庁 か、開発の推進は道民のためのみの開発か、 施官庁化につい て知事が賛成できる内容とはどのようなも のを指す 海道総合開発の推進特に特別行政地区の構想に対する見解、 第二号を議題に供し、 第一号乃至第六十四号、 の増加 衛隊に対する真駒内土地売却の問題、 一及び借替による利息増嵩の問題、 政再建促進特別措置法の適用を受けずに行う自力再建の方策、 に対する見解、 午前十一時三十五分開議、諸般の報告の後、日程第一 代表質疑を続行、中山議員(自民)より、 公募債の契約改訂を専決処分した緊急性 第六十六号乃至第七十四号、 人件費対策と財政健全化 (2)財政問題特に三十一年度予 開拓地の酸性土壌土地改良費 国の経済自立との関連性 報告第一号及び 開発庁実 (1) 北 一の間 地方 議案

について再質疑、

知事、

教育委員長より答弁があつて、

午後四時四十

災害資金に対する措置、 昇給予算未措置分の扱い方、三十一年度における新陳代謝実施の問題 抜問題に関する道教委の態度並びに教育長の発言等について質疑、 政の実施官庁化問題に対する知事の見解、 内土地売却代金の使途の問題、 る新陳代謝実施の問題、 礎及び特号昇給取扱いの問題等について質疑があつて、 た理由に対する知事の見解、 整に関する知事と社会党の方針の喰い違いの問題、 不振地区に対する対策、 教職員の新陳代謝の状況と財政再建計画への影響、三十一年度におけ 人件費膨張の問題特に昇給予算積算の基礎及び全後の昇給取扱いに対 議員(協ク)より、 予め時間延長して、 身元保証の問題、 題 財政自力再建問題、 に対する知事、教育委員長、 四分休憩、 児童の身元保証に関する条例制定の問題、 企業対策特に消費生活協同組合と中小企業両立の問題、 道費負担の れた知事の態度、(8)農家負債整理の問題特に今年返還期限の来ている する知事、 の具体的構 農務部長、 開拓地の酸性土壌土地改良費の道費上置の問題、 午後一時五十二分再開、諸般の報告の後、 教育長の考え方、 想 題 教育長より答弁、 (3)住宅問題特に低額所得者に対する住宅対策、 教職員の特号昇給取扱いの問題等について再質疑、 ①公募債償還の延伸措置と財政健全化の問題、 知事、教育委員長、総務部長より答弁、次に田呂 公募債借替措置の緊急性の問題、 信連及び農林中金よりの融資の問題、 ⑪中小企業に対する融資対策、 (6)税収入、 支庁長の権限拡大の問題、 仏僻地学校指定措置の問題、 教育長の答弁があつて、 の値上げ問 田呂委員(協ク)より、三十年度 税外収入等歳入確保の問題、 題 個三十一年度高校入学者選 (6)教職員の昇給費積算の 学校に対する貸 (12)分県問題が起つ 親のない子供の 人件費膨張の問 中山議員より、 中山議員の質疑 (3)総合開発行 (II) 日 ソ 午後零時三十 (5)父母の (5) 道職員、 国交調 (9) 開拓 (4) 中小 真駒 な (2)

〇三月十日 問題、 休憩、 関係特に道路小破修繕費、河川改修費、橋梁架換費及び橋梁補修費等 究費予算の過少、歯学部設置促進に対する知事の所信、(3)土木費予算 題等について質疑、 地開拓部関係職員の他部局へ配置の問題について再質疑、 問題等について質疑、 の予算過少の問題、土木部及び農地開拓部関係職員の他部局へ配置の 着手の理由、②札幌医大の大学院設置に伴う整備拡充の問題、 々木議員(自民)より、 の成功検査の問題、 入植者に対する補助期間及び償還期間に関する道の対策と見通し、関 帯の開発促進農業振興の構想、高度集約酪農地域の草地改良の問題、 通し、中型機船底曳漁業と沿岸漁業の摩擦、噴火湾沿岸の小手繰網に 議題に供し、一般質疑に入り、岡林議員(社)より、⑴水産行政特に を議題に供し、 拓施設に対する融資等助成措置の問題、土壌改良の助成施策、 よる密猟の取締りの問題、鮭鱒流網漁業の北洋出漁独航船への転換の いわし、さけ、にしんの定置漁業の沖合漁業転換等沿岸漁業振興の見 至第六十四号、第六十六号乃至第七十四号、報告第一号及び第二号を に結果について報告があつて、異議なく原案可決、午後零時二十六分 決算審査の経過並びに結果について報告があつて、委員長報告どおり する件を議題に供し、本多決算副委員長 続審査中の報告第一号昭和二十九年度北海道各会計歳入歳出決算に関 同二時十六分再開、予め時間延長の後、日程第三議案第一号乃 (2) 開拓問題特に天北及び根釧地区の開発振興対策、特殊気象地 次に日程第二議案第六十五号上川郡名寄町を市とするの件 午後零時四分開議、諸般の報告の後、日程第一前回より継 午後四時散会。 宮北総務委員長(社)より、委員会の審査の経過並び 知事、農地開拓部長、農務部長より答弁、次に佐 (3)甜菜製糖工場二工場の新設並びに原料確保の問 知事より答弁、佐々木議員より、 (1)精神薄弱児の保護対策、藻南学園の復旧未 (自民) より、委員会における 土木部及び農 知事より答 教育研 開拓地

(決算特別委員長報告は時報第八巻第三号に掲載。)

〇三月十二日 拡充の見通し、⑤南富良野村金山ダム建設に伴ろ関係部落に対する行 開拓地の酸性土壌土地改良の問題、 校勤務者の待遇改善の問題、 員会の意見に関連して職員の給与に対する知事教育長の見解、 謝との関連、三十一年度予算編成の問題について再質疑があり、 的経費の未執行及び予算未措置に対する考え方、退職手当債と新陳代 対する知事の答弁があつて、福島議員より、二十九年度における義務 島議員(自民)より、山二十九年度における義務的経費の未執行及び 事、水産部長より答弁、橋本(清)議員より、北方漁業の戦前との比 る主張と北方漁業の操業安定の関連等の問題について質疑があり、 び第二号を議題に供し、一般質疑を続行、 橋本 (清)議員(社) 案第一号乃至第六十四号、第六十六号乃至第七十四号、 学大卒業生の僻地校配置状況及びその定着状況並びに僻地校赴任の勧 小、中学校に対する事務職員配置の問題、「「僻地教育の振興対策特に より答弁、次に大石議員(社)より、 あつて、午後零時五十二分休憩、同二時十分再開、 の内容及び収入の見通し、道担分の予算執行の問題等について質疑が 対する退職手当債許可の見通し、③札幌医大の会計を特別会計として 代謝による退職希望者増加に対する予算措置の問題並びに新陳 進特別措置法の適用に対する知事の考え方、 予算未措置に対する考え方並びに赤字解消の見通し、 較における乱獲問題について再質疑、知事より答弁があつで、 の公海自由の原則と乱獲に対する知事の見解、 り、北方漁業乱獲反対に関するソ連の動向に関連して水産庁長官発言 いることに対する考え方、仏三十一年度予算編成の問題特に一般財源 (6)教育行政方針における教育行政の合理化、 午前十一時四十五分開議、諸般の報告の後、 (2)家畜の防疫対策及び畜産振興対 仏肢体不自由児対策特に整肢学院 (1)公務員の給与に関する人事委 (2) 道職員、教職員の新陳 知事の領土恢復に関す 福島議員の質疑に 地方財政再建促 報告第一号及 日 程第 次に福 代謝に 知 ょ

(8)教育委員会制度の改正に関する教員の反対運動の問題

**街路事業費、** 価格算定の基礎、 給食用粉ミルク横流し容疑の問題特に粉ミルク払下げの根拠、 指摘を受けた室蘭、美幌、旭川各保健所の庁舎増改築の問題、 講習対策等について質疑、 教員養成所の生徒手当削減の問題、 三十一年度の小、 未執行額を出しているが知事の予算執行に対する考え方、(2)都市計画 があつて、 次に深山議員(自民)より、11道路小破修繕費等に多額の 道路側溝費において道費負担のない理由、同監査委員の 払下げの方法及びその代金の使途、関税関係等につ 中学校児童生徒の自然増に対する見積りの問題、 予め時間延長の後、知事、教育長より答弁 II無資格教員の解消に対する認定 払下げ (4) 学校 (10)

〇三月十三日 (2)漁村の二、三男対策特に造林対策との関連等について質疑、 について質疑、 付決定方法について再質疑があり、総務部長より答弁、次に塚田議 部長より答弁、伊藤(作) 上水道事業に対する 補助打切りの 問題等に つい て質疑、知事、 予算過少の問題並びに私立高校の借入金に対する利子補給の問 当該町村の損失補償の問題、(3) 私立 高校に 対する補助 金、貸付金の 額の算定基礎、21農家負債整理の問題特に負債整理資金算定の基礎、 より、 り答弁があつて、 T 加し議案第七十五号乃至第百七号を一括議題に供し、追加議案につい 至第六十四号、第六十六号乃至第七十四号、報告第一号及び第二号に追 (労)より、 知事の提案説明を聴取の後、 11道南地帯の凶漁対策特に零細漁民に対する具体的施策の問題、 (1)道財政今後の見通し、娯楽施設利用税、 小樽市特別失対事業に関する不正事件の具体的事実関係 午後二時開議、 知事より本件については明確にして責任の所在を明 議事速記を調査の上回答したい旨の答弁があつて、 予め時間延長を行い、次に伊藤(作)議員(自民) 議員より、私立 高校に対 する 貸付金の貸 諸般の報告の後、日程第一議案第一号乃 一般質疑を続行、 川瀬議員(協ク)よ 個人事業税等道税減 知事よ 題(4) 総務

> 田議員これを了承、 午後三時五十分散会。

### 事 子説明 要旨

つきまして、その大要を御説明申し上げます。 只今議題となりました昭和三十年度北海道歳入歳出追加更生予算案、その他に

費の節約等、 き難い経費につき措置いたした次第でありますが、この結果 増額分について、今回これが予算化をはかることといたしましたほか、 - 先づ予算案についてでありますが、 国庫支出金、 その他特定収入の確定に伴う補正、 昨年十二月末における期末手当〇・二五月 公共事業

普通会計において

いて質疑、

知事より答弁があつて、午後三時五十二分散会。

億四千百四十万円

特別会計において

億一千六百三十六万円

の増加をみることとなった次第であります。 二億五千七百七十六万円

百五十一万円と相成るのであります。 したので、今回これが予算化を図った次第でありまして、その総額は二億五千五 承知のとおりでありますが、その後、 得るに至らなかつたので、その相当額を貸付けることといたしましたことは、 ことについてでありますが、当時これが財源措置については、確実なる見透しを 以下普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げたいと存じます。 先づ、職員等に対する昭和三十年十二月における期末手当○・二五月増額分の 概ねその所要額につき財源附与がなされま 御

次に、公共事業費の節約等、 国庫支出金、その他の特定収入の確定に伴う経費

といたしましては 水稻健苗育成施設費

病害虫防除施設費 畜産技術振興費

草地改良造成事業費

開拓建設事業費 道営小規模土地改良事業費

土地改良費

開拓地災害復旧費

四百五十三万円 五千五百十五万円

百四万円

百二万円

三千五百万円 二百二十五万四

二千七百八十一万円

四百七万円

.行政調查費	徴税諸費	生活保護費負担金	次に当面さしおき難い経費といたしましては	す。	等国庫支出金交付額の決定等に伴つ	応急失業及び冷害対策事業費	引揚者疎開住宅建設費	林道施設費	森林資源造成事業費	漁港修築費	入植施設費	農業用施設災害復旧事業費	道営軌道客土事業費	道営潅漑排水事業費	災害関連事業費	水久橋架換費	河川局部改修費	- 河川改修費	災害関連砂防工事費	主要食糧需給調整費	災害金融対策費	等を追加計上いたしました反面	<b>産業教育振興費</b>	更生資金貸付事業費	漁港簡易工事費	浅海増殖振興費	橋梁架換費	道路改良費	災害土木復旧費	耕地災害復旧費	
百十万円	一千三十三万円	七百九十九万円	しましては		等国庫支出金交付額の決定等に伴つて予算減額の措置を併せ行つた次第でありま	二千万円 .	一億七百二十二万円	六百五万円	五百五十一万円	一千八百五十八万円	一千七百四万円	四千三百八十九万円	九百二十八万円	一千四百十五万円	一千九百七十万円	一千九百十六万円	七百四十一万円	七百九十万円	四千四百七十万円	一億七千六百三十八万円	五千四百四十一万円		三千万円	三百万円	五百万円	一千六百万円	二百四十八万円	二百四十万円	二億十七万円、	五千七百八十四万円	
予算の範囲内において収支の実態に	予算の範囲内において収支の実態にを減額し、恩給基金、転貸資金及び医科大学署会計において	医科大学費会計において	たものであります。また	をそれぞれ計上いたしましたが、い		夕張川二股発電所建設事業費会計において	電気事業費会計において	道有林野事業費会計において	道病院費会計において	水産物検査費会計において	学校職員恩給金会計において	次に特別会計についてでありますが	の増加をみて収支の均衡を得た次第であります。		を滅額いたしました結果、総額において	雑収入	寄附金	使用料及び手数料	分担金及び負担金	をそれぞれ追加計上いたしました反直	道	国庫支出金	公営企業及び財産収入	地方交付税	地方譲与税	以上申述べました歳出に見合う歳入といたしましては	等を計上いたしました。	道議会費	税外収入払戻金	税収入払戻金	
の実態に即応するよう予算更正の措置をいたしました	5母子福	式		いづれも、当面所要の経費について措置いたし	一千八百六万円	門において	二千五百五十一万円	六千五百七十五万円	二百二十万円	十八万円	六百二十三万円	が	水であります	一億四千百四十万円	のいて	三億八千九百八十七万円	九百二十	七百六十六万円	一千五百十七万円	Δ	二億一千十万円	一億一千九百九十万円	六十万円	一億七千八百四十七万円	五千四百三十万円	感入といたし		三百六十九万円	百四十三万円	五百八十二万円	

いて申し上げます。 次に、北海道有財産整備資金並びに北海道有財産整備資金特別会計の設置につ

んとするものであります。を設置し、これが資金の積立は道有財産の売払処分等の収入をもつてこれに充てを設置し、これが資金の積立は道有財産の売払処分等の収入をもつてこれに充て本件は、道有財産の維持及び更新をはかりますためて北海道有財産整備資金に

あつては、旧真駒内極畜場用地の売払代金の一部をなさんとするものでありまして、別途提案の予算案のとおり、昭和三十年度にしかして、本資金収支の明確を期しますため特別会計を設置して、これが経理

### 一億三千九百十六万円

を撥立てることといたしました。

を積立てることといたした次第であります。敷地売払代一千百万円及び積立金の利子収入三百万円を合せまして一千四百万円敷地売払代一千百万円及び積立金の利子収入三百万円を合せまして一千四百万円。また、昭和三十一年度においては売払処分を予定しております。旧蚕業取締所

す。 公第でありますが、なお詳細については御質問に応じ御答弁申し上げたいと存じ以上は今回提案いたした議案の主なものについてその概要を御説明申し上げた

何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

〇三月十四日 衛隊の出動要請の意向等について質疑、 交通確保等に関する特別法制定の見通し、仏春季賃上げ闘争に対し自 の金利引上げに対する考え方、消費生活協同組合による中小企業の 関の統合による整備強化に対する所信、 有林の林務行政一元化に対する所信、②中小企業対策特に各種指導機 保護育成対策、 源の保護育成の問題特に未墾地買収に関する農地法第四十四条の運用 第一号乃至第六十四号、 に対する所信、 二号を議題に供し、一般質疑を続行、五藤議員(社)より、 機械貸付制度復活の見通し、3多期交通確保の具体的対策、 午前十一時四十分開議、 北海道開拓審議会運営に対する考え方、国有林及び道 買収計画の造林事業に対する影響、将来の森林 第六十六号乃至第百七号、 諸般の報告の後、日程第一議案 知事、 信用保証協会に対する貸付金 土木部長より答弁があ 報告第一号及び第 (1)森林資 資源 冬期 Æ.

> 知事, 二、三倍の増税ということは現行税法上可能かどうか等について質疑、 に分県反対論掲載の問題と広報の在り方、支庁長等道職員の分県反対 県案が出た場合及び分県に対する状況が整つた場合の贅否、旬刊広報 質疑に対する知事、警察本部長の答弁があつて、 つて、 分県反対について再質疑、 運動の問題、 権限強化、 に山本議員(自民)より、分県構想に対する知事の見解特に支庁長の 分の遠法性の問題について再質疑三回、 時間延長の後、 速記抹消の問題及び公文書の解釈の問題等について質疑を行い、予め 問題特に臨時議会招集の暇がなく急施を要した客観的妥当性と予算更 による予備費繰入れの問題、 総務部長より答弁、 開発庁実施官庁化に対する意見表明の問題、納得できる分 公共建造物に分県反対のびら貼付の問題及び分県により 午後零時四十九分休憩、 (自民)より、①報告第二号の専決処分の違法性 知事より答弁があつて、午後五時五十四分 山本議員より、支庁制度の検討及び知事の (2)予算編成に関連して総務部長答弁の 知事、総務部長より答弁、次 同四時十三分再開、 林議員より、専決処 林議員の

〇三月十五日 より、 可方針等について質疑、知事より答弁があつて、 策の問題、仏中小企業の金融対策特に弱小信用金庫の育成と今後の認 策特に基本的調査の方法、豊作並びに豊漁による価格低下に対する対 卸売市場に対する影響及び条例改正の問題、(3)農水産品の価格安定対 とその運営に対する知事の見解、②札幌中央卸売市場の問題特に他 議員(自民)より、①北海道開発公庫の問題特に公庫法の立法の特 第一号及び第二号を議題に供し、昨日に引続き一般質疑を続行、 日程第一議案第一号乃至第六十四号、第六十六号乃至第百七号、 昨日の林議員の質疑に対し知事より補足答弁があつて、次に高橋(源) 11中央競馬会の本道開催中止の問題特に競走馬の生産消流に対 午後二時五十五分開議、諸般の報告、予め時間延長の後、 次に杉本議員(自民) まず 報告

不 事の答弁があつて、 対する措置、漁業公社の性格変更に対する知事の所信について再質疑、 係特に消費的経費に対し投資的経費の少い点、今後の機構改革の構 より答弁、阿部議員より、新陳代謝の退職者増加による計画の齟齬に ⑤北海道漁業公社の性格変更の問題等について質疑、 不一致、④三十一年度の財政健全化計画未提出と予算編 成 変更の理由 という見通しの根拠、 新陳代謝の退職者増加による計画の齟齬、三十年度は赤字を出さない 収の見通 阿部議員 知事の所信等について質疑、 改正に対する考え方、忉公債費の増嵩に対する対策特に償還に対する 与の実態調査に関連して財政建全化の立場から給与単価及び昇給率の 国の補助率の改正による道負担分の減少額、 て停年制実施の構想、三十一年度における希望退職実施の見通し、 道の補助金及び分担金の整理の問題、 授業料の値上げに関連して使用料 て質疑、 を行うと 正事件が発生しつつあること並びに今後の不正防止対策について再 特別失対事業に関する不正事件の事実関係に関する質疑に対する知 道税関係特に道民の生産所得の伸びに関連して事業税の伸びの算出 種羊場経営の問題特に民間経営に対する考え方、一般農地に開放意 総務部長より答弁があつて、次に三月十三日の塚田議員の小樽 家畜税課税対象の家畜頭数算定の基礎、 し、使用料及び手数料の一月末現在、各種貸付金の償還状況、 (自民)より、(1)三十年度の財政再建計画の達成状況特に税 いう再建計画及び三十一年度の赤字解消計画の提出等につい (3) 道財政再建問題特に再建促進法の適用を受けず自 事より答弁があつて、 (3)議案第九十一号と議案第七十五号の予算と単行議案の 77 振興並びに海外に対する影響と再開 塚田議員 (2)議案第八十六号及び第八十八号の起債の議決 知事、 (労) 次に川口議員(自民)より、 手 より、 総務部長より答弁があつて、 数 仏地方公務員法の改正に関連し 料改訂の問題、 小樽市で再度同様ケースの (6) 自治庁の地方公務員給 (3)三十一年度の歳出関 促進 知事、 (2)三十一年度 る問 の矛 総務部長 題 (1) 高校 次に 盾 (2)(5)

> 質 四十一号、 島議員(社)より、 ち議案第六十六号、 を付託せられたい旨の動議を提出 れるので、川十一名から成る予算特別委員会を設置し、 百四号、報告第一号及び第二号はなお慎重審査の必要があると認めら 第九十六号はいずれも原案可決、議案第百七号は同意議決、ついで小 ことに決し、 Kiif 委員会の審査を省略、議案第六十六号、第六十七号、第七十四号、 事より答弁があつて、 第四十四号、第七十五号乃至第九十三号、第百一号乃至第 直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。 第六十七号、 日程第一のうち予算に関連する議案第一号乃至第 通告の質疑は終結、 第七十四号、第九十六号、 次に日 それらの議案 第百七号 0

兄 14 野 野 内 部 英 石政謙 常 新 作 増 与. 太 郞 <del>--</del> 夫 巌 瓜 夫 信 (自民 (社 (自民 (自民 (自比) (自民 (社) (社) (労) (社) 往 高井川橋舟中杉山高 川大黒 間田口瀬本木山本元 石 源 清利秀 信和 JE: 栄 ? 次 誉 郞 郞 侃 雄 夫 圀 (自民 (協ク) (自民) 往 自民 (自民 (社) (社) (社) (社) (自民

第六十一号、 に議案第四十二号、 第六十三号、 第五十六号は文教委員会に、議案第四十三号、 第六十四号、 第六十八号、第九十九号、第

大太天高

田谷橋

平

(協ク

徳

=

鄎 み

(社)

木島

郎

(社) (協ク)

貞治を

往)

(自民)

(自民) (自民) 村 林 川

循 伊 堀

掤

### 予算特別委員長報告

員会に、議案第五十九号、第六十号、第六十九号は労働委員会に、 案第九十五号, 第九十八号は商工委員会に、議案第五十五号、第五十七号、 号は衛生委員会に、議案第五十二号は民生委員会に、 第七十三号は水産委員会に、議案第四十九号乃至第五十一号、第七十 十二号は治安委員会に、議案第四十六号乃至第四十八号、第七十二号、 第九十四号、 第百五号は総務委員会に、議案第四十五号、第五十三号、第六 第九十七号は林務委員会にそれぞれ付託、午後六時四 第百六号は農務委員会に、議案第五十八号は建築委 議案第五十四号、 第七十一 議

〇三月十六日

日程第一議案第七十五号乃至第九十三号、第百一号乃至第百三号を議

太田予算特別委員長(社)より、委員会における審査の経過

同五十三分休憩、午後四時五十八分再開、諸般の報告の後、

午後二時五十二分開議、諸般の報告の後、予め時間延長

ます。

予算関係議案より切り離し、これを先議して報告することと相成つた次第であり びにこれに関連するその他の案件については、年度末も切迫している現況にかん さらに議案審査の方法について協議の結果、昭和三十年度各会計追加更生予算並 二十二件につきましてその審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。 がみ、速かに結論を得てその執行に支障なからしむべきであるとし、三十一年度 れました案件のうち議案第七十五号乃至第九十三号及び第百一号乃至第百三号の 本委員会は昨日設置せられるや直ちに委員会を開き正副委員長の互選を行い、 私は昨日設置せられました予算特別委員会の委員長として本委員会に付託せら

百四十万円の増額となつているのであります。 用施設災害復旧費、引揚者疎開住宅建設費等の減額を行い、さらに当面さしおき 調整費、災害砂防工事費、橋梁費、災害関連事業費、かんがい排水事業費、農業 増殖振興費、産業教育振興費等を増額する反面、災害金融対策費、主要食糧需給 付けてありましたものについて財源措置がなされたので追加措置した外、公共事 外収入払戻金、道議会費等を追加計上したものでありまして、増減差引一億四千 がたい経費として、生活保護負担金、徴税諸費、行政調査費、税収入払戻金、税 木復旧費、 業費の節約等、国庫支出金、地方交付税、その他特定収入の確定に伴い、災害+ して、その内容は昨年十二月末の期末手当〇・二五ヵ月増額分について、 まず、議案第七十五号は昭和三十年度普通会計歳入歳出追加更正予算でありま 水稲健苗育成施設費、道営小規模土地改良費、耕地災害復旧費、 一時貸

であります。 予算の範囲内において、収支の実態に即応するよう予算更正の措置をとつたもの おいて述べました期末手当の予算措置及び当面所要の経費について追加又は既定 次に議案第七十六号乃至第八十五号の各特別会計追加更正予算は、普通会計に

期末手当〇・二五月増額分の支給に関する条例制定の件でありまして予算措置に に関する議案であり、議案第百一号は昨年十二月における北海道職員等に対する めに北海道有財産整備資金を新設するとともに、北海道有財産整備資金特別会計 伴う議案であり、議案第百二号、第百三号は道有財産の維持及び更新をはかるた 次に議案第八十六号乃至第九十三号は予算の追加更正に伴う起債及びその変更

とし、

原案可決、

**案第一号を議題とし、**黒沢水産副委員長(社)より趣旨弁明があつて

委員会決定のとおり異議なく決定、次に日程に追加し意見

後五時十七分散会

を開くことができることについて諮り、異議なくそのことに決し、

なお休会中議長において緊急の必要ありと認めたときは本会議

次に議事の都合により明十七日より二十日まで四日間休会

を省略し、

審査の件、

案第九十四号及び第九十五号はいずれも原案可決、次に日程第三請願 審査の経過並びに結果について報告、議案第九十七号は同意議決、

日程第四陳情審査の件を一括議題とし、

本案は委員長報告

山農務委員長(協ク)より議案第九十四号について、窪田林務委員長 に日程第二議案第九十四号、第九十五号、第九十七号を議題とし、 並びに結果について報告、いずれも委員長報告のとおり原案可決、

秋 次

、社)より議案第九十五号及び第九十七号についてそれぞれ委員会の

ものであります。 旧真駒内種畜場用地の売払代金の一部、一億三千九百十六万円を積立せんとする旧真駒内種畜場用地の売払代金の一部、一億三千九百十六万円を積立せんとするを設置し、道有財産の処分資金を活用せんとするものでありまして、三十年度は

おります。 以上各案件の審議過程におきまして、論議せられました主なる点を申し上げま 以上各案件の審議過程におきまして、論議せられました主なる点を申し上げま

たした次第であります。
而して各案とも何れも適当と認め全会一致をもつて何れも原案のとおり可決い

後日御報告申し上げたいと存じます。 なお三十一年度予算その他の案件につきましては、日下審議中でありますので

果の概要を御報告申し上げ私の報告を終りと致します。 これをもつて昭和三十年度予算関係議案について本委員会の審査の経過及び結

ことについて諮り、異議なくそのことに決し、午後三時三分散会。長において緊急の必要ありと認めたときは本会議を開くことができる次に明三月二十三日より二十六日まで四日間休会とし、なお休会中議総務部長より提案理由の説明を聴取、いずれも予算特別委員会に付託、追加し議案第百八号乃至第百十四号を議題に供し、予め時間延長の後、自程を変更

### 知事説明 要旨

つきその大要を御説明申上げます。 只今議題となりました昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他に

つき追加計上いたした次第でありまして、予算の総額は一つき追加計上いたしました予算は前年度繰越事業費並びに当前措置を要する経費に

第百八号議案分

五億八千百九十五万円

精神薄弱児施設費漁港簡易工事費漁港修築費魚田開発費

六百六十五万円

計 六億二百九十四万円第百十三号議案分 二千九十九万円

となるのであります。

ることとなりました経費といたしましては見透し、或いは資金、資材その他の事情により昭和三十一年度に繰越施行を要す先づ普通会計の歳出についてでありますが、昭和三十年度における引当財源の

札幌南高等学校外五校の教室増築費札幌工業高等学校外五校の改築費(八千二百八十四万円

八百四十九万円

苦小敂東定時制高等学校教室增築費

札幌盲ろう学校外二校の建築費 二千六百二二百万円

**産業教育振興費** ニモニ百二十八万円 札幌盲ろう学校外二校の建築費 ニモ六百五十四万円

滝川工業高等学校外二校の災害復旧費

五千四百五十四万円一千百八十六万円

支庁庁舎建築費

引揚者疎開住宅建設費 一千六百万円母子住宅建設費 三百万円 一千六百五十六万円

、| ユージェット 農村振興総合施設費 三十一万円 低家賃住宅建設費 一千二百九十万円

飼料自給経営施設費 四千三百九十四万円農業試験場整備拡充費 四千三百九十四万円小団地開発整備費

六百五十二万円

四千八百四万円

八十六万円

函館土木現業所庁舎建築費

森林資源造成事業費

林業指導所災害復旧費

道営小規模土地改良事業費

小団地補助工事費 八植施設費 治山事業災害復旧費

林道施設費 治山事業費

四百四十七万円 三十三万円 二千七百三十万円

一千万円

国庫支出金

金

となるのであります。

以上の歳出に見合う財源といたしましては

三十六万円

百八十二万円 一千八百八十万円

定時制高等学校費

高等学校費

計上いたした次第でありまして、これを費目別に申上げますと

二千九十九万円

いたしまして、これが所要経費として

町立海別、奏都、留辺蘂の各全日制及び定時側高等学校を道に移管することと

次に高等学校の道立移管についてであります。

ました。

となるのであります。 等でありまして、その総額は

入植施設災害復旧費 道営災害復旧事業費

二百九十八万円

九百十七万円

五千二百四十万円

五千百二十万円

二千五百万円 七十七万円

十八万円

二十万円

五億六千六百九十五万円

次に当面急を要する経費等について申上げます。

め、前年に引続き北日本航空株式会社に対する貸付金一千五百万円を計上いたし

先づ道内定期航空運送事業等の推進を図り本道総合開発に寄与せし めま すた

五億二千二百四十九万円 四千四百四十五万円 一千二百八十一万円

一千五百万円

使用料及び手数料 八百十七万円

をそれぞれ追加計上し収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計についてでありますが

災害復旧工事等の残事業を繰越施行することとなりましたので今回これが措置を 電気事業費会計において五百十一万円を追加いたしましたのは、腐泊発電所の

いたした次第であります。

び病舎の建築について繰越施行を要しますので、これが措置をいたした次第であ を追加計上いたしましたのは、普通会計同様、資金、資材等の事情により核舎及 次に医科大学費会計において 四千三百三十三万円

ります。

が、なお、詳細につきましては、御質問に応じ、御答弁申上げたいと存じます。 以上は今回提案いたしました予算案等につきその概要を申述べたのであります

よろしく御審議の程をお願い申上げます。

〇三月二十七日 を行い、同二時十四分休憩、午後十一時五十二分再開、 午後二時十三分開議、諸般の報告の後、予め時間延長 諸般の報告の

諮り、異議なくそのことに決し、明後三月二十九日の日程を朗読、午 後、議事進行の都合により明三月二十八日は休会とすることについて 後十一時五十四分散会。

〇三月二十九日 午後二時十七分開議、諸般の報告の後、議長より元道 三十日は休会とすることに決し、午後二時五十三分散会。 事、水産部長より答弁、高橋(源)議員より再質問二回、水産部長よ り答弁があつて、明三月三十日より三十一日まで二日間会期を延長し、 より、雄冬たらば漁場における紛争事件について緊急質問があり、 提案説明を省略して建築委員会に付託、次に高橋(源)議員(自民) **意を表した旨を報告、次に日程を変更し議案第百十五号を議題に供し、** 議会議員安達利三郎君去る三月二十七日逝去につき弔詞を贈り哀悼の 知

次に日程第四漁業法及び水産業協同組合法改正に関する調査の件を議 意見案第五号についてそれぞれ趣旨弁明があつて、いずれも原案可決、 より意見案第二号乃至第四号について、黒沢水産副委員長(社)より 程第三意見案第二号乃至第五号を議題に供し、森川商工委員長(社) 並びに結果について報告の後、 号を議題に供し、太田予算特別委員長(社)より委員会の審査の経過 第百八号乃至第百十四号、報告第一号及び第二号のうち議案第百十一 告、議案第六十三号、第六十四号、第六十八号、第九十八号、第九十 十九号について、それぞれ委員会の審査の経過並びに結果について報 号、第六十三号、第六十四号、第六十八号、第九十九号、第百号、 九号、第百五号は同意議決、その他の議案はいずれも原案可決に決し ついて、山内労働委員長(労)より議案第五十九号、第六十号、 長(協ク)より議案第五十五号、 員長(社)より議案第五十四号、第九十八号について、秋山農務委員 て、井口民生委員長(社)より議案第五十二号について、森川商工委 副委員長(社)より議案第四十九号乃至第五十一号、第七十号につい 六号乃至第四十八号、第七十二号、第七十三号について、児見山衛生 百五号について、田呂治安委員長(協ク)より議案第四十五号、 乃至第百号、第百五号、第百六号、第百十五号のうち第五十六号を除 十三号、第六十二号について、井野水産委員長(社)より議案第四十 一号について、宮北総務委員長(社)より議案第四十三号、 いて議題に供し、太田文教委員長(社)より議案第四十二号、 第四十五号乃至第六十四号、第六十八号乃至第七十三号、第九十八号 長を行い、ついで日程に入り、日程第一議案第四十二号、第四十三号、 次に日程第二議案第一号乃至第四十一号、第四十四号、第百四号、 井野調査特別委員長(社)より、 糸川建築委員長(社)より議案第五十八号、 午後二時五十三分開議、 委員長報告のとおり原案可決、 第五十七号、第七十一号、第百六号 諸般の報告の後、予め時間延 調査の経過並びに結果に 第百十五号に

> 議なくそのことに決し、四月三日の日程を朗読、午後八時三十五分散 三日まで三日間会期を延長し二日は休会とすることについて諮り、異 長より定足数を欠くおそれがある旨を述べて午後七時十四分休憩を宣 立による採決の結果、起立少数にて否決、次に日程に追加し議案第百 事者側の答弁を速記録により検討の上態度を決めたいので暫時休憩さ 中山議員(自民)より議事進行について発言を求め、本件に関する理 商工部長より答弁があつて、大久保議員三たび登壇して発言、ついで 問があり、 十八分休憩、 告、午後八時三十二分 再開、暫定予算案に 対する 知事説明を 聴取 十六号乃至第百三十号を議題に供し、知事の提案説明に入つたが、議 査の上処理したい旨の発言があり、中山議員の休憩の動議について起 より大久保議員の発言中不隠当な点があると思われるので速記録を調 れたいとの動議を提出、賛成あつて動議成立、ついで井野議員(社) ついて報告があつて、本件は調査終了とすることに決し、午後三時 委員会付託を省略、本案はいずれも原案可決、次に四月一日より 知事、商工部長より答弁、大久保議員より再質問、 大平炭鉱融資と北海道信用保証協会の保証について緊急質 午後六時十七分再開、諸般の報告の後、大久保議員(自

### 予算特別委員長報告

並びに結果の概要を御報告申し上げます。私は、予算特別委員会に付託せられました議案第百十一号について審査の経過

「元金均等等」に変更し、又償還年限中電気事業については、昭和三十年度から及び第二十六号の起債議決のうち、償還方法について「元金均等」と ある のを百十一号、北海道起債議決変更の件は昨年三月二十日議決を経た議案第二十五号のとして昨日の委員会において審議いたした次第であります。即ち、議案第6年のとして昨日の委員会において審議いたした次第であります。即ち、議案第二十五号、北海道起債議決変更の件は昨年三月二十日議決を経た議案第二十二日更に七件追加併託件につきましてはさきに御報告いたしましたが、去る二十二日更に七件追加併託件につきましてはさきに御報告いたしましたが、去る二十二日更に七件追加併託

近く結論を得て御報告申し上げたいと存じます。 りますが、なお、慎重検討するため目下小委員会において審議中でありますので その他の付託案件につきましては、昨三十日をもつて質疑を終結いたしたのであ 案のとおり可決いたしましたので御報告いたします。なお、昭和三十一年度予算 件に適合せしめんとすることの議決変更でありますので適当と認め、全会一致原 昭和五十四年度に至る二十五年度間に他の起債とは別に設定して、起債の融通条

## 漁業法及び水産業協同組合法改正に關する調査特別委員長報告

**調査経過について書画を以つて中間報告を申し上げた次第でありますが、更にそ** 鯛査特別委員会」の調査経過及び結果について御報告を申し上げたいと存じます。 の後の経過概要を併せ御報告申し上げます。 正問題調査のため特別付託を受けた「漁業法及び水産業協同組合法改正に関する 私は昨年第三回定例道議会におきまして、漁業法、並びに水産業協同組合法改 本件につきましては、昨年第四回定例道議会におきまして、委員会設置以来の

的達成に努力いたしたいのであります。 本委員会設置以来前後四回にわたり委員会を開き、三回にわたり上京委員を挙 延十六人を中央に派遣し、次に申上げまする方針のもとに本委員会の設置目

この改正方向に依れば、地方自治の基本的考え方からも、甚だしい逆行措置とい わなければならないのであります。 ある漁民の民主化が非常に薄れると共に、又沿岸から沖合え、沖合から遠洋えと 畑を農民から取り上げるにも等しい行為であつて、第一次漁業制度改革の狙いで る調整方法をとることとしているのでありますが、このことは、農業における田 事許可権限を十浬程度に圧縮することとしてそれ以遠の海面は大臣許可を軸とす の二十数浬となつている共同漁業権を含むすべての漁業権漁業を三浬とし、又知 漁民の生活の場たる共同漁業権は現在二十数浬に及んでいるのでありますが、こ す。而して、この改正の内容につきましてその一例を挙げますならば、本道沿岸 有機的漁業の発展を期している知事の漁業調整の権限が大巾に圧縮され、従つて、 いて鋭意検討され、昨三十年七月にその改正の基本的方向が示されたのでありま 十九年五月、衆議院水産委員会において、取り上げられましてより、水産庁にお まず、漁業法について申し上げますと、漁業法に対する改正問題は、一昨昭和二

したがいまして、この改正の実施如何によつては、本道漁業の今後における進

展、及び漁民生活の向上安定等に対し大なる悪影響を与える重要事態に相成るわ けであります。

ありますが、この第一次改正案の内容とするところは、 いては、かねてより検討がなされ、昨年八月第一次改正案の発表がなされたので 次に、水産業協同組合法改正問題につきましては、漁業法と同よう水産庁にお

- 漁業権管理団体としての地区組合を認めること。
- 階層分化に対応する組織の分化を促進すること。
- 組合の行う生産事業について規制すること。
- 連合会の指導事業を分離するかどうか。

以上四つの事項がその改正の重点となつているのであります。 設置以来その運営については、全道漁民の要請に応えるべく慎重を期するととも きは実情に沿わないものであります。以上の見地から本委員会と致しましては、 で、関係事務が進められておりました事情等より法改正に対する諸般の調査並び に更に両法律改正案の国会提出は、日下開会中の第二十四回通常国会ということ のでありまして、階層分化の進んでいない本道漁村に対しまして、本改正案の如 而して、この改正方向は、本道の漁業実態から見まして、全道漁民が協同組合の にさきの中間報告において、るる報告申し上げた通り、漁業法につきましては 傘下にあつて、有機的連けいのもとに各々その発展を図つてきている現況にある

- 一、地方自治法の振興に適応する制度たらしめること。
- 三、地元優先の原則は制度的に踏襲されるべきであること。 二、沿岸漁業及び沖合漁業は知事許可を軸とする調整方式をとること。

又水産業協同組合法につきましては

二、階層分化に対応する組織化は現行地区組合の下部組織という型で行うべき 一、漁業協同組合の経済的機能と漁業権管理機能とを分離すべきでないこと。

であること。

三、沿岸漁業者の生産の協同化としての協同組合の自営については、組合本来 の事業遂行を阻害せざるよう措置するとともに、生産組合を現行組合の下部

組織として育成すべきであること。

等の本道の意見を反影せしむべく、関係方面に対する強い反覆折衝を行う等、 委員会設置目的達成のため緊急且つ強力に対処致した次第であります。 而して、その後に到りたまたま水産庁長官の更迭を契機と致しまして、水産庁 本

がなされるべきである。面から考えて、本問題の如き重要な問題を取り上げるに当つては、更に熟議検討面から考えて、本問題の如き重要な問題を取り上げるに当つては、更に熟議検討度が表われますと共に、本道の強い与論等よりも、漁業調整、漁業権の運営等の内部におきまして、本改正問題に対する根本的な考え方に、極めて強い批判的態

水産庁内部の決定がなされたもようであります。(従つて、本改正問題については、一年間の準備検討期間をおくべきであるとの)

のなされることが予想されるところであります。に至つた次第でありますが、尚このことに対しましては、いずれ近く、正式発表に至つた次第でありますが、尚このことに対しましては、延期されるものと思料される

ります。で、今期議会を以つて本特別委員会の付託案件の調査終了を決定致した次第であで、今期議会を以つて本特別委員会の設置目的は一応達成されたわけであり ます の

ります。 ものを保持致しまして、今後の推移を見守りつつ対処致したいと考える次第であものを保持致しまして、今後の推移を見守りつつ対処致したいと考える次第であります。

以上をもつて本特別委員会付託案件調査の経過及び結果の報告を終ります。

四月三日 午後二時五十五分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を 〇四月三日 午後二時五十五分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を 〇四月三日 午後二時五十五分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を

日程第二議案第五十六号を一括し、なお決議案第二号、第三号を追加号乃至第百十号、第百十二号乃至第百十四号、報告第一号及び第二号、日程第一議案第一号乃至第四十一号、第四十四号、第百四号、第百八の後、午後三時暫時休憩、午後三時十八分再開、ついで日程に入り、の四月四日 午後二時五十八分開議、予め時間延長を行い、諸般の報告

号に賛成、笠井議員(社)より委員長報告に賛成、修正案及び決議案 のとおり異議なく決定、 審査の件を一括議題に供し、 供し、鈴木衛生委員長(社)より委員会の審査の経過並びに結果につ 原案可決に決した。次に日程を変更追加し議案第百三十一号を議題 原案可決、その他の議案については報告は承認議決、議案はいずれも り原案可決、議案第五十六号は起立者多数にて文教委員長報告どおり 議案第一号、第九号及び第三十六号は起立者多数にて委員長報告どお 第一号、第九号及び第三十六号に対する修正動議並びに決議案第二号 員長として議案第五十六号に対する委員会の審査の経過並びに結果に いて報告の後、原案可決、次に日程第三請願審査の件、日程第四陳情 て否決、決議案第三号議案第一号に対する附帯決議は起立者多数にて 原案可決、決議案第二号議案第一号に対する附帯決議は起立者少数に 第一号、第九号及び第三十六号に対する修正案は起立者少数にて否決、 決議案第二号に反対の討論の後、起立の方法による採決に入り、議案 第二号に反対、黒松議員(協ク)より委員長報告に賛成、修正案及び り、西島議員(自民)より委員長報告に反対、修正案及び決議案第二 について佐々木議員(自民)より趣旨弁明があつて、通告の討論に入 して議題に供し、太田予算特別委員長(社)より予算委員会付託案件 ついて報告があり、次に佐々木議員(自民)外十二名より提出の議案 に対する委員会の審査の経過並びに結果について報告、ついで文教委 午後十時三十八分散会。 諸般の報告の後、会期を明四月五日まで一日間延長することに決 午後四時三十五分休憩、午後十時二十六分再 本案は委員長報告を省略し、委員会決定

### 予算特別委員長報告

本委員会に付託せられました案件は昭和三十年度追加更正予算関係議案及び同れました議案審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。私は、過般設置せられました予算委員会の委員及として、本委員会に付託せら

処分の報告第一号、及び第二号の五十一件であります。 四号、第百八号乃至、第百十号、第百十二号乃至第百十四号、昭和三十年度専決四号、第百八号乃至、第百十年度関係の議案第一号乃至第四十一号、第四十四号、第百十一日に審査の結果を御報告申し上げた次第でありまして、今回御報告申し上げうち昭和三十年度関係議案の二十三案件につきましては、去る三月十六日及び三専決処分報告並びに昭和三十一年度予算関係議案の七十四件でありますが、この専決処分報告並びに昭和三十一年度予算関係議案の七十四件でありますが、この

して、去る三月十七日よりこれが審議にはいつた次第であります。して、去る三月十七日よりこれが審議にはいつた次第であります。

を表する次第であります。 連日終始慎重かつ熱心に審議に当られました御苦労に対し、この際衷心より敬意 以上の何き審議経過を辿つた次第でありまして、この間委員各位におかれては

して、その責務の重大性が痛感された次第であります。
る起債、出資金、貸付金、職員定数条例改正案等の重要案件に係るものでありまめ会計の年間予算総額四百四十六億八千八百六十九万円をはじめ、これに関連す社会的情勢に対処し、昭和三十一年度道政の主柱ともいうべき、普通会計及び特社会的情勢に対処し、昭和三十一年度道政の主柱ともいうべき、普通会計及び特

委員各位と理事者との間に熱烈な論議がかわされた次第であります。を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主再建方式により単年度赤字の発生を防止し、さらには、既を基本的態度とし、自主を持つない。

れる念議院議員遠摹取締方針等の諸問題。 北名念議院議員遠季取締方針等の諸問題。 北名念議院議員遠季取締方針等の諸問題。 北田の防止対策、道路交通取締対策、売春取締方針、警察官の教選と研修の実際犯罪の防止対策、道路交通取締対策、売春取締方針、警察官の教選と研修の実施、監察官配置の問題調整手当及び超勤手当の適正化、犯罪検挙率引上、特に因いま、ここに、各部所管ごとの質疑を通じその主なる点を申上げますと

実施計画と保安林整備方針、木材糖化予算の内容等の諸問題を保安林整備方針、木材糖化予算の内容等の諸問題の内容、治山事業のる林産物検査二本建の統合問題、砂防林及び防風林設置計画の内容、治山事業のる林産物検査二本建の統合問題、砂防林及び防風林設置計画の内容、治山事業の策と造林計画の内容、樹苗価格安定対策の実際とこれに関連する貸付金の金利適策と造林計画の内容、樹苗価格安定対策の実際とこれに関連する貸付金の金利適策と造林計画と保安林整備方針、木材糖化予算の内容等の諸問題、樹苗需給対策と造林が高速にある。

保記債の見透し等の諸問題大本部関係共通定員の実態、土本部関門題、特別失対事業対策地域の拡張問題、土本部関係共通定員の実態、土本部関門題、特別失対事業の実施計画の内容、市町村の上水道事業に対する補助のする対策、海岸浸蝕事業の実施計画の内容、市町村の上水道事業に対する補助の決議与税等目的税収入の予算措置、道路小破修繕費、河川改修費等予算過少に対土本部所管におきましては、道路整備五カ年計画進捗度と今後の方針、ガソリ土木部所管におきましては、道路整備五カ年計画進捗度と今後の方針、ガソリ土木部所管におきましては、道路整備五カ年計画進捗度と今後の方針、ガソリー

学働部所管におきましては、<br />
新規学校卒業者の<br />
就職問題、<br />
日曜労務者吸収対策

導方針、労働文化祭開催費に対する補助等の諸問題件と今後におけるこの種事件に対する対策、賃金未払対策、炭労争議に対する指件と今後におけるこの種事件に対する対策、賃金未払対策、炭労争議に対する失業保険金の問題、季節出稼労働対策、小樽市における特別失対事業の不正事と、二十一日稼働の見透し、不振炭鉱地帯における失業対策、季節労務者に対す

針、渡島支庁福祉課の汚職問題とこれが防止対策等の諸問題の運営の実態、保育所設置計画の内容、第二次五カ年計画に占める厚生対策の方薄弱児収容施設の整備計画と民間施設に対する補助の方針、青少年保護育成条例態、授産事業の助成と民間業者との関係、児童福祉施設の整備計画の内容、精神態、授産事業の助成と民間業者との関係、児童福祉施設の整備計画の内容、精神に、投資・

製造工業との関連、工営課所管に係る入札の取扱、災害住宅消耗の内容と復旧対教策、第二次五カ年計画に占める住宅建設対策、住宅建設公社に対する資金貸付対策、第二次五カ年計画に占める住宅建設対策、住宅建設公社に対する資金貸付自力建設と住宅公庫資金利用率低下の問題、北海道開発公庫融資による住宅建設建築部所管におきましては、住宅建設六カ年計画と勤労者の住宅難解消対策、

> **著『酉** 査不合格者に対する数済措置、開拓農家に対する文化厚生施設整備拡充対策等の植者の調整、火山灰地の耕土改良促進、開拓不振地区の善後措置、開拓地成功検

営競馬賞金増額等の諸問題 営競馬賞金増額等の諸問題 対策、中小家者の振與対策、畜産物の消流対策、国営競馬施設物の払下げと道 が元その他振興施設費の適正配分、草地改良事業実施と地元負担の調整、馬産奨 拡充その他振興施設費の適正配分、草地改良事業実施と地元負担の調整、馬産奨 拡充その他振興施設費の適正配分、草地改良事業実施と地元負担の調整、馬産奨 拡充その他振興施設費の適正配分、草地改良事業実施と地元負担の調整、馬産奨 密度等に対する災害金融対策、備蓄農薬購入資金及び農産物価格安定対策資金貸 審農家に対する災害金融対策、備蓄農薬購入資金及び農産物価格安定対策資金貸 という。

適正化等の諸問題

参す委員会所管におきましては、産休代替臨時教職員採用の方針と待週問題、教育委員会所管におきましては、産休代替臨時教職員採用の方針と待週問題、び明年度の対策、社会教育の重点施策と、青少年犯罪防止対策、刀剣登録事務の以明年度の対策、社会教育の重点施策と、青少年犯罪防止対策、高校選抜問題に関連し、上美幌中学中三テストにおける不正事件、帯広三条高校受験者の中三に関連し、上美幌中学中三テストにおける不正事件、帯広三条高校受験者の中三に関連し、上美幌中学中三テストにおける不正事件、帯広三条高校受験者の中三に関連し、上美幌中学中三テストにおける不正事件、帯広三条高校受験者の中三に関連し、上美帆中学中三が大学の工作等の基礎並びに特号昇給措置の是正、関係代替臨時教職員採用の方針と待週問題、

要問題をめぐつて活溌なる論議がかわされた次第であります。

而して先にも申上げました通り付託案件に対する各派の意見調整を図り結論を 業可決、報告については承認議決とし、なお決議案第三号の如き議案第一号に対 とりこれを決定し、この旨が先刻本委員会に報告され、少数意見者よりも夫々修 見出すべく努力いたしたのでありますが、遂に一致に至らず、やむなく多数決に よりこれを決定し、この旨が先刻本委員会に報告され、少数意見者よりも夫々修 に動議及び附帯決議の勤議が提出され、これらを審議の結果、議案については原 業可決、報告については承認議決とし、なお決議案第三号の如き議案第一号に対 なり、報告については承認議決とし、なお決議案第三号の如き議案第一号に対 なりますが、遂に一致に至らず、やむなく多数決に とりこれを決定し、この旨が先刻本委員会に報告され、少数意見者よりも夫々修 との法との表記を なるが、一致の結果、 は名派一致の線を なるが、であります。

本委員会議決の要点を申し上げますならば

ますので申し添えておきます。 正するの外、別の趣旨の附帯決議を発案すべしとの少数意見が保留せられており正するの外、別の趣旨の附帯決議を発案すべしとの少数意見が保留せられており、しかしてこの小委員会決定に対しまして議案第一号第九号及び第三十六号を修

案であり、議案第四十号は道有林野事業費積立金運用の議案であり、議案第四十案の該第二号四、議案第二十三号以上の議案第二号四、第二十三号四、第二十三号四、第二十三号四、第二十三号四、第二十三号四、第二十二号は三十一年度普通会計及び特別会計予算に関連する起債及び一時借入金関の医科大学費を除く各特別会計予算に関する議案であり、議案第十九号乃至第二の医科大学費を除く各特別会計予算に関する議案であり、議案第十九号乃至第二以上の議案第一号、第九号及び第三十六号を除く各議案及び報告につきまして以上の議案第一号、第九号及び第三十六号を除く各議案及び報告につきまして以上の議案第一号、第九号及び第三十六号を除く各議案及び報告につきまして

り可決、報告については承認議決に決した次第であります。 り可決、報告については承認議決に決した次第であります。 とに自然増或いは高等学校道立移管に伴う学校教職員増加に伴う改正であり、議生徒自然増或いは高等学校道立移管に伴う学校教職員増加に伴う改正であり、議生徒自然増或いは高等学校道立移管に伴う学校教職員増加に伴う改正であり、議生徒自然増或いは高等学校道立移管に伴う学校教職員増加に伴う改正であり、議生徒自然増或いは高等学校道立移管に伴う学校教職員増加に伴う改正であり、議生徒自然増或いは高等学校道立移管に伴う学校教職員増加に伴う改正であり、議生徒自然増成いは高等学校道立移管に伴う学校教職員増加に伴う改正であり、議工の対象を表しています。

を申上げ予算特別委員長としての報告といたします。以上予算特別委員会に付託されました案件に対する審査の経過及び結果の概要

〇四月五日 つて、 午後一時五十一分休憩、 長(社)より趣旨弁明の後、原案可決、ついで予め時間延長を行い、 通告の討論に入り、糸川議員(社)反対、泉谷議員(自民)賛成の討 論に入り、 修正動議について中山議員(自民)より趣旨弁明があつて、 関する調査の件を議題に供し、高田議会運営委員長(社)より委員会に 日程第一昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に 本案は否決、次に日程第三意見案第六号を議題に供し、糸川建築委員 論があつて討論終結、起立の方法による採決の結果、起立者少数にて 決議案第四号を議題に供し、桶谷議員(自民)より趣旨弁明があつて、 する調査終了について諮り、異議なくそのことに決し、次に日程第二 にて否決、 つて、討論終結、 深山議員(自民)より修正動議に賛成、委員長報告に反対の討論があ る議会運営委員長報告書中の調査<br />
意見に対する中山議員外四名提出の おける審査の経過並びに結果について報告があり、ついで本件に関す 加し決議案第五号を議題に供し、 通告の討論に入り、 委員長報告は起立者多数にてこれを可決、 森川議員(社)より修正動議に反対、委員長報告に賛成、 午前十一時五十一分開議、 起立の方法による採決の結果修正動議は起立者少数 午後六時再開、諸般の報告の後、 村本議員(社)反対、 林議員(自民)より趣旨弁明があ 諸般の報告の後、 杉本議員(自民)費 ついで本件に関 日程を変 程に入り、 通告の

## 關する調査の件」についての議會運営委員長報告「昭和三十年第三回臨時道議會における林議員の緊急質問等に

経過並びに結果について御報告申し上げたいと存じます。る林議員の緊急質問等に関する調査の件」に関しまして、委員会における調査の本私は、過般当委員会に付託せされました「昭和三十年第三回臨時道議会におけ

であります。当日は菊地、

調査を進めて参った次第であります。 調査を進めて参った次第であります。 調査を進めて参った次第であります。 の監査を進めて参った次第であります。 の監査といたしましても本件が直接議会の権威につながる重要性を含む問題である点に深く思いをいたし今日まで慎重なる権威につながる重要性を含む問題である点に深く思いをいたし今日まで慎重なる権威につながる重要性を含む問題である点に深く思いをいたし今日まで慎重なる職権、でつながる重要性を含む問題である点に深く思いをいたし今日まで慎重なる職権、このが記録会が開始においるが必要に対して、 の表記録不正抹消されている事実が確認せられた」さかし議会の権威を傷けるが如きな言がなされたことに端を発したものでありまして、議会としてもかかることが発言がなされたことに端を発したものでありまして、議会としても本件が直接議会の明し、それぞれの責任を明確にすることを目的として、これに必要な調査を当会の権威につながる重要性を含む問題である点に深く思いをいたし今日まで慎重なる構成につながる重要性を含む問題である点に深く思いをいたし今日まで慎重なる調査を進めて参った次第であります。

をさけ、以下その後の調査の経過並びに結果について御報告申し上げます。つきましては、十二月二十九日の本会議に中間報告を申し上げましたので、重復本調査の第一段階ともいうべき旧臘十二年二十三日までの委員会の調査経過に

先づその後第一回目の委員会に二月十六日にこれを開き、さきに決定の関係記述のでありましたが、林証人のみは宣誓を拒絶したため証言の運びに至らず、いう速記原稿の写は、林議員が刑事事件の書証として検察庁に対する関係記録この四君を二月十七日証人として喚問すること及び新たに各証人に対する関係記録この四君を二月十七日証人として喚問すること及び新たに各証人に対する関係記録の請求については林議員が刑事事件の書証として検察庁に提出しているため、林議員の同意を得て検察庁に請求すとこと。菊地英夫、金丸三郎、首藤堯、林林 議員の同意を得て検察庁に請求すとこと。菊地英夫、金丸三郎、首藤堯、林林 議員の同意を得て検察庁に請求すとこと。菊地英夫、金丸三郎、首藤堯、林林 議員の同意を得なます。これに対し検察庁に提出しているため、株林 議員の同意を得なます。これに対し検察庁に提出しているため、本林 議員が南地連記者より受取つたと録の請求をいたしたのであります。これに対し検察庁に提出しているため、株林 議員が南地連記者より受取つたと録の請求をいたしたのであります。これに対し検察庁に提出しているなり、本様、本様、大学の関係記録として必要なため、本様、大学の関係記録として必要なため、本様、大学の関係記述といる。

なお前日検察庁に関係記録の請求をいたす場合の同意を求めることに つい て

金丸、首藤の三証人の証言を聴取するに止めざるを得なかつた次第

会の招集後の休会第一日目と決定いたした次第であります。 会の招集後の休会第一日目と決定いたした次第でありますが、感情的な問題を更に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を更に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を更に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を更に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を更に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を更に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を更に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を要に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を要に簇生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を要に終生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を要に接生させることを避け、冷却期間をおいて議事の円ますが、感情的な問題を得られなかった。

ことを申し合せ慎重を期した次第であります。することとし当日の証言内容等については淋証人の証言を得るまでは発表しないなお関係人の尋問については自由な発言の影響を考慮し隔離尋問の原則を採用

けられる」趣旨を疏明として述べたのであります。委員会としてはこれ等林証人 調査については当面の直接の対象であり、利害関係者であるという立場に結論づ 決議自体が地方自治法第百条に照し調査権の乱用であり不当なる決議ではあるが その理由の疏明を求めたのであります。これに対し林証人はさきに理由として主 証人として申請があり、これに菊地証人の再喚問を加え尋問事項等を決定し、 つた外、小山内速記係長を参考人として又千葉調査課長、木村事務局長を新たに 員会には林議員に請求中であつた関係記録及び関連を有する記録の任意提出があ ものと認め宣誓を行うことなく証言を聴取いたしたのであります。なお当日の委 の申し出を採用し民事訴訟法第二百九十一条に定める宣誓拒絶の理由に該当する の疏明中林証人が宣誓拒絶の理由として当面の対象者であつて利害関係があると ある」また「林議員の発言の責任を追及することが第一義的目的である場合には 員として発言すべきもので証人として発言するということは適法ならざる措置で 同議員がその事件の関係者であることは法的にも理論的にも納得がいかず当然委 張したもののほか、「本件調査が議事速記録反訳の改ざかの真相究明であるならば **誓を拒絶した場合には正式にその疏明を求めることを決し、翌三月二日、は林証** 人の出頭を得て証言を求めようとしたのでありますが、再び宣誓を拒絶したため ついで三月一日の委員会においては、林議員を証人として喚問すること及び宣

> 行つたのであります。 三月三日には小山内参考人、千葉、木村、菊地の各証人から意見、証言の聴取を

の再喚問要求があり三月十日さらに菊地、林証言の喰い違い点確認のため両証人の再喚問要求があり三月十日さらに菊地、林証言の喰い違い点確認のため両証人の再喚問要求があり三月十日さらに菊地、林証言の喰い違い点確認のため両証人の再喚問要求があり三月十三日この両証人に対する尋問を最後として事実関係のの再喚問要求があり三月十三日この両証人に対する尋問を最後として事実関係のの再喚問要求があり三月十三日この両証人に対する尋問を最後として事実関係のの再喚問要求があり三月十三日この両証人に対する尋問を最後として事実関係のの再喚問要求があり三月十日さらに菊地、林証言の喰い違い点確認のため両証人心に更に意見の調査に努めた次第でありますが自民党より新たな意見が現として事実関係の最終調査段階に入ったのでありますが判別による報告書のとおり多数をもつて調査事実の認定及び調査意見が可決せられた次第でおります。

以上が本委員会における調査経過の概要であります

次に本調査の対象となつた事件の概要について申し上げます

はであったのであります。 は、林議員がこのような疑惑を持つに至つたことについては、次のような経ますが、林議員がこのような疑惑を持つに至つたことについては、次のような経ますが、林議員の再質問の資料として要求した速記原稿の写が菊地速記者により百年問題は、林議員の緊急質問においても述べられておりますように、林議員が予

し上げますと
即ち、林議員の関係議員及び証人としての陳述及び証言からこれを要約して申

- ある部分の速記反訳抜萃の作製を要求した。 で、五十分喧議事課長を通じ担当の菊地速記者に対し一万、二万という数字ので、五十分喧議事課長を通じ担当の菊地速記者に対し一万、二万という数字のに、五十分喧議事課長を通じ担当の菊地速記者に対し、万、二万という数字の応見する総務部長の答弁があまりにも法的根拠を無視し、法解釈を歪曲して施に関する総務部長の答弁があまりにも法的根拠を無視し、法解釈を歪曲してある部分の速記反訳抜萃の作製を要求した。
- 間もなく菊地速記者が控室に来て前に手渡した第二号証を一寸貸してくれといとにいたします。これを菊地速記者が林議員の控室に持参して手渡されたが、二、同日午後一時半ないし二時頃右速記反訳抜萃「以下これを第二号証と云うこ

ころ重複による抹消であるとのことであつた。 抹消されていることを認め速記者席にいる菊地速記者に二度に亘り質問したと最初手渡されたものと異り、二ケ所に亘り数行が判読できないまでに青ベンでつて持去り、同日午後四時再開された委員会の会議場の自席で返戻を受けたが、

よつて再質問を行わざるを得なかつた。三、しかし時間的にこれ以上確認することもできず、この抹消された第二号証に

四、第二号証の抹消部分に疑問をいだき十三日の議会終了帰宅後この部分の判読 す。ここの現物の確認は行わなかつたが、「本物は大丈夫か」と念をおし、同日夕 け、その時全くどのような気持で消したのか当時の気持は自分でもわからない つたので、とりあえず間に合せるため疑問の字句も確め得ずしてこれを借り受 えた。そこで財政課長が鉛筆でこれに手を入れていたが委員会再開の号鈴がな もよいか』と聞かれたので自分は部長に渡したものでもあり『差支ない』と答 にこの反訳文を中心に種々話合いがありその際菊地速記者に対し『手を入れて いて部長に逢い、これを手渡したところたまたま来合せた財政課長と部長の間 手渡すものを作成しようとして総務部長のもとに行く途中議長室前の廊下にお あえずその時作成したものは部長に渡し、その際疑義の字句を確めて林議員に 要求があり、作業後『給料の任用』時点』等の字句に疑義があつたので、とり 速記者の曰くには、「当時林議員のほかに総務部よりも同じ部分のものについて 際午前十一時半頃このことを示して菊地速記者にその事情を尋ねたところ菊地 に努めた結果反訳の重複によるものでないことを認め、十一月二十一日出札の 部はその右側に、一部は無ページの用紙を挿入して複元されていることを発見 ろ、この中より、さきに林議員が菊地速記者より手渡された第二号証の部分にお **刻更に菊地速記者より第一号証を借り受け宿舎に帰つた後これを検討したとこ** 号証と申し上げます。これらの事情が述べられその際林議員は速記原稿即ち十 原稿を貸し与え総務部においてはその複製ができている」「この複製を以下第四 つて抹消した。その後総務部よりの要求によつて十一月十日の予算委員会速記 が、或いは鉛筆の線があつたりして見にくいと考えたのか、とにかくペンを持 しさきに菊地速記者から聴取した事情等から深い疑惑を持つに至つたものであ いて抹消されている部分と殆んど同様部分が同じように青ペンで抹消され、一 一月十日の午前中の速記録原稿で「以下これを第一号証と云うことにいたしま

五、そこで十一月二十二日夕刻事務局を訪ねたところ局長外二課長不在であり、五、そこで十一月二十二日夕刻事務局を訪ねたところ局長外二課長不在市の千葉調査課長に対し、第一号証及び第二号証と同一部分の四頁「以下れていることは重大であるとし、第一号証及び第二号証を示めし速記録が改ざんさま、そこで十一月二十二日夕刻事務局を訪ねたところ局長外二課長不在であり、五、そこで十一月二十二日夕刻事務局を訪ねたところ局長外二課長不在であり、五、そこで十一月二十二日夕刻事務局を訪ねたところ局長外二課長不在であり、五、

月二十八日緊急質問を行うに至つたものである。議員の質問を妨害し、道当局を有利にしようとしているとの判断に基づき十一当局が窮地速記者に圧力を加え、職権を乱用して速記録を不正に改ざんし、林六、しかして右の事実と菊地速記者の本事件に関する林議員への陳述等から、道

録の提出を求めて調査を続行いたしたのであります。る林議員の発言の責任とを明かにすべく委員会は関係人の出頭証言及び関係記、以上申し上げました林議員の本事件に対する主張の真相と右主張を前提とす

以下調査の結果明かにされた具体的事実について遂次申上げたい と 存 じょ

たず林議員の要求した問題の速記反訳抜萃の性格についてでありますがこのたとは調査の過程においても種々論議があつた次第でありますが小山 内参 考にもので著しその中に会議規則第六十六条の不登載のものがあれば、そのことが明らかにせられた次第であります。即ち速記決裁を受けたものを速記録原本と呼びこれを印刷に付したものが速記録を受けたものであるが速記録原本は印刷のでき上るまでの期間は前記の決裁を受けたものであり、印刷の出来上つたときからはその一部を保存のため速記録原本と指定であり、印刷の出来上つたときからはその一部を保存のため速記録原本と指定したもので若しその中に会議規則第六十六条の不登載のものがあれば、そのことを付記して整理された後そのものが所間速記録原本となり印刷原稿となつたとを付記して整理された後そのものが所間速記録原本となり印刷原稿となつたとを付記して整理された後そのものが所間速記録原本となり印刷原稿となつたとでありますが正のでありますが正の連記録原本は廃棄処分をすることになるのであります。

この要求があつた場合速記者は要求部分の反訳をなし、これを検討して上司のおり女書要求の際には上司の決裁を受ける慣例となつているものであります。して女書によることとされていますが急を要する場合には口頭でも受付をしてなお返記録の抜萃を議員及び理事者から要求する場合の方式としては原則と

次に体議員の主長する事実を、本委員会の調査により解明された者点について大裁を受け原則としてそれを連記原稿としてその写を交付するのが建前ではありますが分量が多い場合等事務処理の便宜上決裁を受けた速記原稿即ち将来速りますが分量が多い場合等事務処理の便宜上決裁を受けた速記原稿即に活めておらじて菊地速記者に行われたがその交付を受けたものは上司の決裁を受けておらじて菊地速記者に行われたがその交付を受けたものは上司の決裁を受けておらじて菊地速記者に行われたがその交付を受けたものは更求は林議員より議事課長を通いましたところの速記原稿の写であつたものは紹来速記録原本となるべきものと価値かし速記原稿の写である以上そのものは将来速記録原本となるべきものと価値かし速記原稿の写である以上そのものは将来速記録原本となるべきものと価値がませたところの速記原稿の写であつは将来速記録を受けた速記原稿即ち将来速ま記事務担当者の責務であり常識でなければならないとせられたのであります。従来記事務担当者の責務であり常識でなければならないとせられたのであります。従来記事務担当者の責務であり常識でなければならないとせられたのであります。といまでは表しまでは、

第一に林議員が速記原稿の写を要求し、薬地速記者との間に投受された経緯においてでありますが、林証言の主張する第二号証の表記原稿の写の要求及びこれついてでありますが、林証言の主張する第二号証は総務部長に渡し、疑義の字句を確めた上本まうなことは聞いていないと言い又当日の速記原稿の写については、林議員から要求を受けた以前に総務部からも「議員から要求のあつた部分についてはそれとようなことは聞いていないと言い又当日の速記原稿の写については、林議員からます。

実際から考えて休憩時間等のことを承知している菊地速記者が三時間に近い時間が、意見として林議員が再質問の資料として要求したものであり、委員会運営のり写の要求があつてもその後でなければ反訳することができない訳で あり ますこのことについては、当日菊地速記者は午後零時三十三分まで速記をとつてお

そのようなことはないというのであります。また、金丸、首藤両証言は、手を加 関係については十一月二十一日及び十一月二十八日菊地速記者より聴取した事情 えたことについて、貰つてもよいというものであり、委員会、議事の進行状況等 た動機について他からの指示又は圧力があつたのではないかということには全然 易いようにと思つてしたのかどうも思い出せないということであり、なお抹消し よいが他に見せるのに鉛筆で線をひいたり加筆されているのでは見にくいので見 たことについては、自分でもよくその当時の気持が判らない。自分が見るのなら とについても「どうぞ」といつた軽い気持であつたこと、青ペンを持つて抹消し つたので「貰つてもよいか」ということにも「手を加えてよいか」といわれたこ 号証は最初から総務部長に手渡しする考えで疑義の字句を確めることが目的であ 見不思議に思い菊地速記者に二度にわたり質問をしたがその都度菊地 速 記 者 は なく、抹消の理由については十一月十日の委員会会議場において抹消の事実を発 とこれに結びつけた関係記録即ち第二号証乃至第四号証による推定の他には何も 手を加えたことの経緯についてでありますが、このことについての林証言は事実 「反訳の重復によるものである。」旨が答えられたというに対し菊地証言は、第二 次に、総務部長及び財政課長が鉛筆を持つて加筆し、これに菊地速記者が更に

ものと認めざるを得ない次第であります。なお抹消当時の心境については菊地証 その点が強く頭に残つていたとしても担当者としての職務に対する注意を怠つた 受け取つたかどうかということについて断定するものはないが、総務部長及び財 認ということであつたが「時間がないため確認しなかつた」と言うに対し、首藤 後まで実は持つていない」と証言していること、更には金丸証言は儀礼的といつ ます。この点を質された首藤証人は「当時の気持が、判り易くするためにという点 のを請求することもなしに第四号証の出来上つたものを見たに過ぎないのであり から知事の報告資料としてすぐその場で検討したということで他意はない、従つ の重複反訳箇所の抹消の部分について見ることができ、これは消した部分を他人 を持つて消していることであり、このことは第一号証二十九ページの速記者同志 は菊地速記者が平素速記原稿の作業をする際に、抹消する筆蹟と全く同様の方法 言にいう全く無意識に行われたものであろうことを認めたのでありますが、これ あると考えられなかつたことはたとえ要求された際一万二万という数字が示され 加筆した点を青ペンを持つて抹消したことについても種々意見があつた次第です す。又菊地速記者が第二号証に認められる程度の鉛筆で財政課長が線をひいたり 政課長が直接の要請、指示等を行つたという事実は認められなかつたのでありま な要請を行つたか、又類地証人がこの会話の中から何か自分から暗示的なものを ますが、結局都合の悪い部分であつたため金丸、首藤両証人が会話の中に暗示的 必要のあつたこと、又菊地証言は最初部長に逢うための目的は凝義の字句等の確 ているが費つたものに手を加えるのに殊更に「手を加えてもよいか」と確認する だけで軽い気持で手を入れた、なおつているかいないかというような関心はその えるでもなく要求されたということだけで菊地速記者に貸し与え、その後そのも する関心は極めて薄く、手を加えたものを一言の理由も聞かず又何等の注意を与 として僅かの時間にも手を加えなければならなかつたものでありながらこれに対 に見られたくないという言わば技術者気質とでもいうようなものが作用したもの は話かけられたかもしれない。こと言つておりこれ等の点が問題視された訳であり 意見があつたのでありますが、特に金丸、首藤両証人が知事に対する説明の資料 しかしこのことは本事件の重要なる問題点でありまして委員間においても種々 僅か四枚程度の速記原稿の写から百二十余文字を消して必要な文意に影響が 「誤字、脱字等の問題で、これはどういうことだろう、というようなこと 圧力等をかけたこともないし、頼んだこともないというのであります。

> あります。 で特に故意を持つてそのような抹消方法を行つたものでないと認められたからで

**菊地証言の如く整理されていたことが認められるのであります。** 稿が戻つてからこれに一枚の紙を挟み、十一月十四日頃第三号証のとおり整理し 様な形に抹消してこれを受取りに来た者にはその旨を付言して渡し、その速記原 際第三号証の部分は先に第二号証において総務部長等が『必要でないのではない えた個所についても全然関心を持つておらず部下に委せきりであつたということ 号証の出来上つたのを見ただけでその間速記原稿の借り受けは勿論自分が手を加 びつけた関係記録による推定の他には何もなく、金丸、首藤両証人はその後第 されて整理されるまでの経緯についてでありますが、このことについても林証言 た。」というのでありますがこれについては、第一号証が総務部より返戻されて後 か』等と話合つて手を加えた箇所でもあることを考え、その部分を第二号証と同 れは貸すこととして出来たものを順次数回に亘つて貸したのでありますが、その でありまして菊地証言のみによることとなるのでありますが、その経緯は「十一月 は十一月二十一日及び十一月二十八日菊地速記者より聴取した事情と、これに結 一日分の速記原稿をほしいと言うことで申し入れがあり、一日分にもなるのでこ 十日の委員会終了後総務部の方から知事への報告資料として必要であるから同日 次に菊地速記者が第四号証作成の際総務部に速記原稿を貸し与え、これが返屏

その理由とするところは、若し菊地速記者が第三号証の速記原程を悪意をもつ たは、 たことについてもこれを裏付けるものとして第二号証の通り記憶により 素地証人が総務部に貸し与える際、第三号証の部分で第二号証の通り記憶により 情を答えた後で、「本物は大丈夫か」という質問にも「大丈夫です。」と答えすぐ にも見てほしい旨を述べている点からもそのように認められたのであります。又 にも見てほしい旨を述べている点からもそのように認められたのであります。又 にも見てほしい旨を述べている点からもそのように認められたのであります。又 にも見てほしい旨を述べている点からもそのように認められたのであります。又 にも見てほしい旨を述べている点からもそのように認められたのであります。又 にも見てほしい旨を述べている点からもそのように認められたのであります。又 にも見てほしい旨を述べている点からもそのように認められたのであります。又 にも見てほしい旨を述べている点からもそのように認められたのであります。又 にも見てほしい旨を述べている点からを表して第二号証の連記原程を悪意をもつ を理由とするところは、若し菊地速記者が第三号証の速記原程を悪意をもつ 抹消したものでないことが認められたのであります。

以上事実関係を要約いたしますならば

、林議員が事務担当者に要求し、菊地速記者から交付された速記原稿の写は明

指示圧力等はこれを認めることができない。当者としての善良なる注意義務を怠つたことによるものであり第三者よりするめられるが、このことは全く菊地速記者に悪意はなかつたとしても速記事務担政法理論的に影響のあるものであり、再質問に支障のあつたであろうことが認らかに一部抹消されており消された内容のものは、重復によるものではなく財

- た便宜の措置であつて、改ざん等の悪意でないことが認められる。ことがあるが、このことは菊地速記者が第四号証が作成される際総務部に身え証と酷似した形、すなわち速記原本とは異なる形のもので総務部に渡つていた一、速記原稿整理の段階において、第一号証は、ある時間その一部分が、第二号
- とおり整理されていたことが認められる。
  、第一号証は総務部より返戻された後、少くとも十一月十四日前後速記原本の
- ても軽率であつたことが認められる。分に手を加えておきながらそのものに対する関心は極めて薄くその扱いについ分に手を加えておきながらそのものに対する関心は極めて薄くその扱いについ、金丸総務部長及び首藤財政課長は重要な資料としてこれを要求し、その一部
- 実の確認のなかつたことは、林証言によるも明らかである。実の確認のなかつたことは、林証言によるも明らかであることが認められるが、事理し、その疑惑の真相を究明しようとしたものであることが認められるが、第二号証の抹消を第一の改ざんとして指摘しかもその改ざんは第一、第二の改ざんは独事者側の指示圧力、又は無形の力の加わつたものであるとし、第三の改ざんは林議員の事実指摘後、菊地速記者の良心による復元という改ざんであると推理し、その疑惑の真相を究明しようとしたものであることが認められるが、第二号正れ議員は、十一月二十一日の昼前第三号証を含む第一号証を確認することなく、その好感の真相を究明しようとしたものであることが認められるが、事理し、その疑惑の真相を究明しようとしたものであることが認められるが、事理し、その疑惑の真相を究明しようとしたものであることが認められるが、事理し、その疑惑の真相を究明しようとしたものであることが認められるが、事理し、その疑惑の真相を究明しようとしたものであることが認められるが、事理と、本の疑惑の真相を完明しようとしたものであることが認められるが、事理を発展しないない。

基き本件について次の如く判定するものであります。
は、大事件の具体的事実についての調査結果を申上げたのでありますが、これに以上本事件の具体的事実についての調査結果を申上げたのであります。よる速記録を改ざんしようとした事実は認められなかつたのであります。 はつて速記原稿の写が速記者の不用意なる抹消という事実によつて疑惑を生む

、を交付したことは忽々の間議員の便宜を図る意思のもとに行つたとは言いなが一、本件に対する菊地速記老の執つた措置、就中速記原本と異なる速記原稿の写

いたものと認められる。

一部に手を加えながらその後の取扱いに慎重を欠己の要求した写とは云えその一部に手を加えながらその後の取扱いに慎重を欠己の要求した写とは云えその一部に手を加えながらその後の取扱いに慎重を欠己の要求した。且つ種々の疑惑を招く重大原因となつたことは遺憾である。影響を及ぼし、且つ種々の疑惑を招く重大原因となつたことは遺憾である。

上の結論に達した次第であります。
との結論に達した次第であります。
との結論に達した次第であり、極めて不穏当であることが認められる。以ず、従つてその発言は軽卒であり、極めて不穏当であることが認められる。以ず、従つてその発言は軽卒であり、極めて不穏当であることが認められる。以ず、従つてその発言は軽卒であり、極めて不穏当であることが認められる。以ず、従つてその発言は軽卒であり、極めて不穏当であることが認められる。以ず、従つてその発言は軽卒であり、極めて不穏当であることが認められる。以ず、従つてその発言は軽卒であり、極めて不穏当であることが認められる。以ず、従つてその発言は軽卒であります。

以上、本委員会の調査経過並びに結果についての報告を終ります。のことを申添えます。

なお、この判定意見については、少数意見の保留がなされていますので、こ

## 決議・意見書

### ır

決議案第一號

(昭和31・4・3原案可決)

## 総合開発調査特別委員会調査経費に関する件

総合開発調査特別委員長

it;

П

氽

(理 由)総合開発に関する調査経費を必要とするものである。総合開発調査特別委員会の調査経費は、昭和三十一年度中三百万円以内とする。

三、道財政再建に関する年次計画を速やかに樹立して本議会に提示すべ きで あ

## 議案第一号に対する附帯決議

右別紙案文の通り提出する。 昭和三十一年四月四日

提出者議員

利

泉桶 山伊

福

郎郎治男ョ

r‡ı

Ш 郎

完

議

艮

哲

議案第一号に対する附帯決議

二、財政の再建に関する配慮が不充分であると認められるので、特に次の諸点に 年度内に議了し得るよう適切なる時期に提案するよう配慮すべきである。 守して予算各目に詳細なる説明を付するとともに、充分なる審議をつくしても ついて特段の注意を払うべきである。 知事は爾今予算の提案に当つては、地方自治法施行令第一五八条の規定を遵

を講ずること。 昭和二十九年度実質赤字三億五千七百万円については速やかに解消の措置

するが如き措置を繰返さざること 消費的経常費節減については、抜本的対策を樹立すること 会計年度独立の原則を守りいやしくも当該年度の債務を後年度にシヤ寄せ

る。

議案第一号に対する附帶決議

(昭和31・4・4原案可決)

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十一年四月四日

長 荒

議

哲

予算特別委員長

太 Н 益

夫君提出

夫殿

議案第一号に対する附帯決議

、本予算に内蔵する昭和二十九年度来の実質赤字を解消するため、すみやかに

、自からも可能なる限り努力を払い、特に次の諸点について善処すべきである。

道財政健全化の方途について知事は、単に国の行財政制度に期待するのみでな

適切なる方途を講ずべきである。

二、この際消費的経常費については総合的検討を加へ、その対策を樹立するとと もに、更に蔵入の増収を図り、特に緊急を要する産業の振興、土木事業の推進、 民生安定等について可及的すみやかに予算化を図るべきである。

決議案第四号

(昭和3・4・5否決)

北海道教育委員の引責辞職に關する勧告決議案

右別紙案文の通り提出する。 昭和三十一年四月四日

同同同

提出者議員

桶

伊 <u>ұ</u>г.

武 弘 男 男

誦

攴

荒

哲

議 抸

宺

哲

山高山大佐

元 島

Ξ

利作三

良 部

太

新

決議案第五号

委員会設置に関する決議 太平炭礦新登川礦業所に対する特殊融資に關する調査特別

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十一年四月五日

同 间间

提出者議員

大 杉

本

<u>П</u>. 男 (昭和31・4・5否決)

道 議 会

北

海

同同同同同同同同同同同

順 栄

中西大沖麻本

郎

政悌

和常 吉

中井児漏西杉

川玉

委員の引責辞職することを勧告するものである。

右決議する。

将来を考へ、国家再建途上における教育の重要性を考へる時、斯る不祥事を招い あり、教育の威信を傷つけた責任と共に強く糺弾さるべきである。愛する子弟の

た教育委員会の責任は重且つ大であり教育の大道を守らんがために吾々は道教育

を蹂躪した結果に基くものであつて正当なる選抜権者である高等学校長からその

このことは本議会において屢々指摘した事項を無視し、且つ文部省通達の精神

権限を剣奪したのみでなく、生徒父兄を始め全道民に与へた影響は極めて深刻で

を全道的に捲き起し本道教育史上に重大なる汚点を印する結果を招来した。 書一本による無謀なる方法をもつて実施したため幾多の非公信性を露呈する事態

然るに道教育委員会は昭和三十一年度遠抜に当つて敢て中学校の提出する報告

由

いては、公信性を保持するよう適正なる措置をすみやかに講ずべきことを勧告し たのである。 吾々は去る昭和三十年第四回定例道議会において高等学校入学者選抜方法につ

運 也

### (別紙)

## 委員会設置に関する決議太平炭砿新登川砿業所に対する特殊融資に関する調査特別

を求めることができる。
二、本特別委員会は調査のため必要があるときは、関係入の出頭及び記録の提出二、本特別委員会は調査のため必要があるときは、関係入の出頭及び記録の提出ため十五名をもつて構成する特別委員会を設置し、必要なる調査を付託する。一、本議会は、太平炭砿新登川砿業所に対する特殊融資に関する真相を調査する一、本議会は、太平炭砿新登川砿業所に対する特殊融資に関する真相を調査する

調査終了を議決するまで継続調査する四、本特別委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において三、本特別委員会の本件調査に要する経費は三十万円以内とする。

### 意見案第一

### (昭和31·3·16原案可決)

水産委員長 井 野 正 揮君提出

## さけ、ます延繩漁業規制等に關する要望意見書(陳情書)

もに本漁業に対して政府は既定方針を堅持され、規制措置を講ぜられたい。き事態の惹起すら予想されるので、これが方針変更に対しては強く反対するととするが、かくては、さけ、ます漁業の安定と今後の発展は期し得られず憂慮すべ更し、大型船によるさけ、ます延縄漁船多数の出漁を許容せんとしている旨仄聞政府はさきに水産庁より発表した、さけ、ます延縄漁業に対する規制方針を変

### (理由

では、「ないでは、できないでは、できないでは、できないでは、「ないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、 まず 延縄漁業 水産庁においては近時にわかに出漁希望が高まつてきた、さけ、ます延縄漁業

操業をも誘発する等漁業秩序は失墜し、漁場の混乱を招来することは予想に難く的に操業上の紛争摩擦が生じ、また延縄漁船によるさけ、ます流網漁業の無許可が、若しこれが実施の場合は、さけ、ます流網漁業の漁場と競合をきたし、必然大型船による多数漁船の出漁を許容せんとする機運にある旨を仄聞するのである、然るに最近に至りこれが方針を変更され、本漁業の規制方針を大巾に緩和し、

感される。 なく、今後のさけ、ます漁業の安定に重大なる影響をきたす結果となることが憂なく、今後のさけ、ます漁業の安定に重大なる影響をきたす結果となることが憂

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。に本漁業に対しては、既定方針を堅持され規制措置を講ぜられたいのである。よつて、さけ、ます延縄漁業の許可方針変更に対しては、強く反対するととも

北海道議会議長 荒 哲

夫

農林大臣)

衆議院議長 各 通

莎

議院

議

長

(行政庁以外は陳情書とする)

### 意見案第二號

商工委員長 泰 川 清君

## 中小企業等協同組合法の一部改正に關する意見書(陳情書)

改正の措置を講ぜられたい。その機能及び使命を達成し得ない実情にあるので左記の点について、速やかにを図るため、信用組合の行う業務について、現行法をもつてしては未だ充分に一、北海道における中小企業者なかんずく、零細商工業者の円滑なる資金の運用

### . . . . . .

二、出資株金払込証明等の業務を行わしめる措置を講ずること。一、員外預金の制限撤廃の措置を講ずること。

### (理 古

されているため、資金の充実、経営の健全化をはかることに支障を来たすばかりしかしてその育成の方途としては、これに対する融資の促進を図らねばならぬしかしてその育成の方途としては、これに対する融資の促進を図らねばならぬま者等が相互扶助の精神に立脚し、その経済的地位向上策の一環として設立されま者等が相互扶助の精神に立脚し、その経済的地位向上策の一環として設立されたいる信用組合を強化し、その活用を図ることが強く望まれている次第である。中小企業の育成振興を図ることは、吾が国産業振興上極めて重要な問題である。中小企業の育成振興を図ることは、吾が国産業振興上極めて重要な問題である。

利用者に不利不便を与えている実情である。

度の趣旨に適合する運営が期待せられるところである。 機関に口座を設けねばならぬ等の不便をも除去することができ、真に信用組合制 強に大きく寄与し、一面中小企業の法人化の場合においても、 的に増大し組合員に対する資金の供給も円滑となり、産業の伸長、国民貯蓄の増 従つてこれらの業務を信用組合に行わしめることにより、組合の資金量は飛躍 わざわざ他の金融

いる頭書の改正要望点について法の一部改正を行われるよう強く要望するもので よつて国におかれては、これら信用組合の育成強化に重大なる支障を来たして

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 晢 夫

通商産業大臣 内閣総理大臣

中小企業庁長官 大臣 各 通

(行政庁以外は陳情書とする)

参議 衆議院議長 院議

(昭和31 • 3 • 31原案可決)

商工委員長 森 -][[

# 青函間航路の安全運行並びに滯貨処理促進に関する意見書(陳情書)

一、渝軽海峡における浮流機雷の発生は青函間航路の運航を渋滞させ本道産業経 済の伸展に重大なる影響を与えつつあるので、これが航路の安全なる運航を期 処理を促進するため適切なる措置を講ぜられたい。 するため警備態勢の強化により災害防止に万全の方策を講ずるとともに滞貸の

るに至つたのである。その後幸いにして夜間運航の再会をみたのであるが、滞貨 れ青函連絡船の運航は十六運航より十一運航に低下し、上り貨物の滞貨は急増す 去る三月九日浦軽海峡に浮流機雷が発見されてより青函間夜間運航 は 中 止さ

> 利用者に対する心理的影響も又極めて大きいものがある。 の各産業界に与える障害は基大なるものがあるばかりでなく、航行関係者は勿論 数量は、三月三十日現在においても未だ十四万六千屯の多きに達しており、本道

たことは真に遺憾に堪えないところである。 ており、その間これらに対する対策はおおむね消極的なものをもつて終始してき しかして、このことは今回始めてのことではなく、例年かくの如き事態を生じ

航路の安全を確保するとともに輸送の万全をはかられるよう強く要望するもので よつて国におかれては速やかに巡視船の増配、レーダーの強化等の措置により、

石地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

荒

哲

夫

内 閣 総 理 大 臣

運 日本国有鉄道総裁 五

衛庁長官 各 通

海上保安庁長官 議 院議 長

(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第四号

(昭和31・ 3・31原案可決)

商工委員長

農務委員長 秋 Щ 孝 太 郎 清君 君 出

### 雜豆類の輸入抑制措置等による需給調整に関する意見書 (陳情書)

一、北海道における豆類生産者並びに取扱業者の経済安定を期するため外国産雑 豆類の輸入取扱等について速やかに左の措置を講じ需給調整を図られたい。

雑豆類の輸入抑制を継続すること。

には、その答中に基いて決定する措置を講ずること。 雑豆類の消流を円滑にするため諮問機関を設置し、輸入等が行われる場合

### 題由

が見まれているのである。本道豆類の豊作によつて年間六万屯程度の供給過剰あるが、特に本年は、三十年国産豆類の豊作によつて年間六万屯程度の供給過剰を対立類の消流並びに価格に対し輸入豆類が与える影響は極めて大きなものが

かかる状況から豆蟹価格は出題り当初から低落の一途を辿り、これが対策の一を図ることが国内産雑豆類の消流を円滑にし、器給の適正化を期し得られるものを図ることが国内産雑豆類の消流を円滑にし、器給の適正化を期し得られるものを図ることが国内産雑豆類の消流を円滑にし、器合いで、本年は雑豆類の輸入はその必要がなが、もし、国内器給並びに価格等の情勢変化に伴いいものと考えられるのであるが、もし、国内器給並びに価格等の情勢変化に伴いいものと考えられるのであるが、もし、国内器給並びに価格等の情勢変化に伴いいものと表えられるのであるが、もし、国内器給並びに価格等の情勢変化に伴いいる以及係者をしては、器合の適正化を期し得られるものを図ることが国内を維定して、場合のである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。する諮問機関を設置する等適切なる措置を講ぜられたいのである。よつて国におかれては頭書の通り、雑豆類の輸入抑側の継続及び需給調整に関

夫

参議院議長 大 鼓 大 臣 大 鼓 大 臣 各 越 是 各 还 数 是

ìЩ

(行政庁以外は陳情書とする)

### 意見案第五號

(和和31·3·31原案可決)

水産委員長 井 野 正 揮君提出

## 北方海域における漁業の安全操業に開する要望意見書(陳情書)

中しめた。中しめた。中しめた。中、ソ連閣僚会議より、その決定事項として極東水域における鮭、ます用二十一日、ソ連閣僚会議より、その決定事項として極東水域における鮭、ますロンドンにおける日ソ交渉は円満なる妥結を見ずして長期化している折柄、三口ンドンにおける日ソ交渉は円満なる妥結を見ずして長期化している折柄、三口のというにより、

め最善の方途を講ぜられたい。 この時に当り政府は速やかにソ連邦との国交の早期妥結を図り、安全操業のた

E d

占めていることは云うまでもない事実である。
北方海域における鮭、ます漁業は我が国、国際漁業として極めて重要な地位を

済の混乱は云うに及ばず、素朴なる漁民の人心に及ぼす影響も又甚大といわねばを投入し既に出漁の準備を整え、待機の段階にあるが、不幸出漁不能の場合、経業は壊滅の事態に追い込まれることは、火を見るより明らかなことである。業は壊滅の事態に追い込まれることは、火を見るより明らかなことである。業は壊滅の事態に追い込まれることは、火を見るより明らかなことである。

日ソ両国の共同調査の実施等は政府当局の急速になさねばならぬ重大な青務であに阻止し、安全操業を図るとともに、国交の早期妥結と資源の保護増殖のためのならない。かかる急迫せる常勢の中において敢えて予想される緊急事態を、事前

最善の方途を講ぜられたいのである。
よつて政府は速やかにソ連政府と交渉し北方海域における漁業安全操業のため

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 売まかりません。それに

哲

夫

(行政庁以外は原情書とする)

(昭和1

意見案第六号

建築委員長 糸 川 章 夫君提出(昭和31・4・5原案可決)

に関する意見書(陳情書)公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金の免除措置

「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」(案)によれば地方公

## (陳情書)

、北海道におけるへき地教育の振興を促進せしめるため、へき地教育振興法の 改正に当つては左の諸点の配慮方を要望する。

へき地学校定義の拡大措置を講ずること。

化の措置を講ずること。 へき地学校の教員福利厚生並びに児童生徒の通学条件の改善に対する明文

へき地教員の現職教育の強化措置を講ずること。

(119) へき地教育の改善充実に必要な国庫補助の増額義務化の措置を 誇ずる こ 、き地教員の旅費、手当の増額義務化の措置を講ずること。

1理

迪

ಠ್ಠ わたり、 に必要な施設、設備等にわたり改善充実の方途を諧する措置として、前記項目に 国の恩恵に浴する学校を拡大し、教員の構成及び児童生徒の通学条件並びに教育 はまことに困難な実情におかれている。従つてへき地教育振興法の改正によつて に所在している関係から、教育の諸条件に欠除するところが多く、教育の振興に 北海道における小さな学校は、全体の六十%にあたり、そのほとんどがへき地 へき地教育振興法の関係条文についての改正方を強く要望するものであ

寄与するとの目的に逆行し、且つ、住宅対策上多大の支障を招来することが憂慮 に対して、低額な家賃で賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に の負担に求めざるを得ない結果となることは明らかである。

このことは、公営住宅法の趣旨にも明らかな如く、住宅に困窮する低額所得者

政の困窮せる今日、これが交付金に見合う財源の捻出は必然的に公営住宅入居者

く、固定資産税相当額の交付金においても高額となることが予想せられ、地方財

している実情に鑑み、同法律(案)側定後における固定資産価額は云うまでもな

加えて、本道は寒地住宅建設等促進法に基づき簡易耐火構造以上の住宅を建設

必要且つ痛感されるところである。

れているため、経済負担力の低い者が多い現況から、特に低額家賃住宅の供給が 挙げつつあるが、なかんづく住宅困窮者の大部分は、低額所得者によつて占めら

北海道における公営住宅の建設は、総合開発の進展とともに、着々その成果を

支障を与える結果となるので、特に北海道の公営住宅についてはその特殊性にか は公営住宅入居者に対し負担加重を招来せしめ、ひいては、住宅対策上重大なる づく公営住宅に対する固定資産税に相当する交付金並びに使用料の加算について

んがみ同法の規定から除外されるよう強く要望する。

北海道議会議長 完

哲

夫

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

臣 臣

通 行政庁以外は陳情書とする)

議 H

長

院 l) 大 大

長

8

共団体の所有する固定資産の内、地方公共団体以外の者に使用されているものに 及び使用料に交付金相当額を加算することができる旨規定されているが、なかん ついては固定資産税に相当する額を当該固定資産所在の市町村に交付すること、 き地教育振興法改正に關する意見書 文教委員長

多議院議長 北海道開発庁長官 自治庁長官 大 蔵 大 臣 大 版 大 臣 臣 上 大 臣 院院 答

北海道議会議長

荒

哲

夫

(案)の規定から除外せられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

依つて、国並びに関係諸機関においては、特に公営住宅に関する限り、

同法律

通 (行政庁以外は陳情書とする)

### 常任委員会

### 議会運営委員会

- 議会で議席の異動を行うことになつていたが、本日議席の変更を行① 昨年末の定例会において自民党の結成と無所属の届出があり、今二月二十九日 午前十一時四十分、運営委員室において開議。
- 員会付託を行うこと。 するの件については四月一日施行を日途としているので本日総務委の説明を聴取、次に提出議案中議案第六十五号上川郡名寄町を市との説明を聴取、次に提出議案中議案第六十五号上川郡名寄町を市とり野幌高校寄宿舎焼失に対する陳謝発言後三十一年度教育行政方針の 本日の議事は、知事の施政方針演説及び提案説明、次に教育長よ
- 体憩、午後二時二十分再開。 時間は従来どおり一人当り五分とすることとし、午前十一時五十分。 代表質疑は労農、社会、自民、協クの順とすること。一般質疑の
- までであるがそれまでに終らせるよう努力することとした。順序となるが八日の議運で協議すること、なお会期は三月二十九日定、八日以後の日程は代表質疑、一般質疑、予算特別委員会設置の④ 明三月一日より七日まで七日間休会とし八日再開とすることに決
- 会。 本会議は準備でき次第開会することとし、午後二時二 十 八 分 散

- 証人尋聞を終つてからにすることとし、午後三時二十三分散会。までに証言を終つたものの速記録の配布については林議員に対する二日午後一時までに出頭を求めることとし、電話連絡を行い、事務四後日は委員会を開いてすすめることとし、林議員については三月の 委員会は本会議休会第一日より開くことになつていたので、明、

## 〇三月二日 午後二時五分、運営委員室において開議。

五十二分再開、ついで林証人に対する尋問に入り、暫時休憩、 一時五十五分再開、 ことについて諮り、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後二時 証人に対する尋問を行い、 午後

千葉調**杰課**長、 午後六時四十四分再開、参考人として小山内速記係長、証人として あり、各委員間に種々意見の交換があつて、午後六時十七分休憩、 として干薬調査課長、小山内速記係長、 次に今後のすずめ方について諮り、中山委員(自民)より、 本日提出された証拠書類は事務局長の責任において保管するこ 金丸総務部長の証人申請及び連記録原本の鑑定について意見が 午後六時四十八分散会。 木村事務局長、菊地速記者の順に喚問することに決 木村事務局 長、 菊地姓記 証人

## 〇三月三日 午前十一時四十六分、運営委員室において開議。

- **(1**) ことに決し、午後一時二十分休憩、同二時四十三分再開。 三分再開、引続き小山内参考人より意見聴取を行い、ついで先程塚 行い、塚田委員(労)より、前に証人であつた林議員が傍聴してい 議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、昨日決定のとお 田委員から提出された第三回臨時道議会予算特別委員会議事速記録 ることは好ましくない旨の発言があつて、暫時休憩、午後零時四十 り参考人の意見聴取を行うこととし、小山内参考人より意見聴取を 高田委員長(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における林 本の一部を証拠として受理することについて諮り、異議なくその
- 開 次に千葉証人に対する尋問を行い、暫時休憩、午後三 時 五 分再
- 3 次に木村証人に対する尋問を行い、暫時休憩、午後四 時 五 一分再
- 次に菊地証人に対する尋問を行い、ついで今後のすすめ方につい

議終了後 本件調査の委員会を 開くことに 決し、午後五時三十分 散 て諮り、 暫時休憩、午後五時二十分再開、協議の結果、九日の本会

〇三月八日 午前十一時六分、運営委員室において開議。

- 1) (自民)田呂(協ク)議員の順に行うことに決定。 本日の代表質疑は山内(労)橋本(正)(社)議員、 明日は中山
- ときから一括上程し、提案説明は行わないこと。 追加提出の議案第七十一号乃至第七十四号は本日第二番目の質疑

2

- 3 行わないこと。 無所属の泉谷議員が自民党に入党の届出があつたが議席の変更は
- 4 一時十五分散会。 本口の本会議は午前十一時四十分より開議することとし、 午前十

〇三月九日 午前十時三十九分、運営委員室において開議。

- **(1**) と、本会議は午前十一時より開議すること。 本日の代表質疑は中山(自民)田呂(協ク) 議員の順に 行うこ
- 2 間は一人当り五分とすることに決定。 会、6 自民、7 協ク、8 社会、9 自民、10 労農の順とし、各党持時 党を先とすること、順位は1社会、2自民、3社会、4自民、5社 自民党が同数となつたが今回はこのまま社会党を先にし次回は自民 一般質疑の順位については昨日議員の所属変更があつて社会党と
- 3 十分休憩、 なお続いて一般質疑を二名行う予定とすることに決定、午前十時五 次に議案第六十五号上川郡名寄町を市とするの件を議決すること、 明日の議事は、二十九年度決算を決算特別委員長報告の後議決、 午後五時四分再開。

後五時五分散会。 に止め、明日本会議終了後本調査のため委員会を開くこととし、午 議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、本日はこの程度 高田委員長(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における林

# 〇三月十日年前十時五十四分、運営委員室において開議。

- |開。| | 員が行うことに決定、午後一時五十九分休憩、午後五時三十九分再②|| 本日午後の議事は一般質疑に入り、岡林(社)佐々木(自民)議
- 喚問し対決は行わないことに決した。 証人を喚問すること、なお証人については喰い違いの点を明示してに止め、明後十二日は関係証人の調べを終ることとし、菊地、林両議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、本日はこの程度③ 高田委員長(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における林
- 故会。(社)川口(自民)各議員の順に行うこととし、午後五時五十四分(社)川口(自民)各議員の順に行うこととし、午後五時五十四分④ 十二日の本会議は一般質疑を橋本(正)(社)福島(自民)大石

# 〇三月十二日 午前十時五十二分、運営委員室において開議。

- ととし、午前十時五十七分休憩、午後四時三十五分再開。(自民)各議員の順に行うこと、本会議は準備でき次第開議するこの、本口の一般質疑は橋本(清)(社)福島(自民)大石(社)深山
- (労)五藤(社)伊藤(作)(自民)各議員の順に行うこととし、② 明十三日の本会議の一般 質 疑 は 川 瀬(協 ク)林(自 民)塚 田

場合によつては四名となることを了承。

# 〇三月十三日 午後一時二十八分、運営委員室において開議。

- きない場合は十五日まで持越すことに決定。 程第一に併せて質疑を行うこと、なお十四日で質疑を終ることがでの 追加提出の議案第七十五号乃至第百七号は知事説明を聴取の後日
- で協議の結果、即決することに決定。と、また議案第百七号道有財産の売払契約の締結に関する件は各党省略して即決されたい旨の申し入れがあるが、そのように取計うこれも公有水面埋立地の区域編入の件で総務委員長より委員会付託を② 議案第六十六号、第六十七号、第七十四号及び第九十六号はいず
- 審査を行うことに決定。 度予算関係分で議決を急いでいるので予算特別委員会設置後最初に 選案第七十五号乃至第九十五号、第百一号乃至第百三号は三十年
- 時四十分休憩、同五時五十五分再開、ついで林証人に対する尋問を、「一、「一、「一、「一、「一、」」」」。 高田委員長(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における林後一時四十四分休憩、同四時三十一分再開。 後一時四十四分休憩、同四時三十一分再開。 本日の一般質疑は川瀬(協ク)伊藤(作)(自民)塚田(労)各

議終了後委員会を開くこととし、午後六時四十六分散会。 職参考人より事情聴取を行い、暫時休憩、午後六時三十四分再開、証拠関係の調橋参考人より事情聴取を行い、暫時休憩、午後六時三十四分再開、証拠関係の調橋を考人より事情聴取を行い、暫時休憩、「一時二十四分再開、一時二十八分再開、一時二十八分再開、一時二十八分再開、一時二十八分再開、一時一時、次に塚田委員(労)より、証人として石橋速記者の申請があ行い、次に塚田委員(労)より、証人として石橋速記者の申請があ

〇三月十四日(午前十一時四分、巡営委員室において開議。

① 本日の一般質疑は五藤(社)林(自民)山本(自民)高橋(源)

11十一名とし、各派において人選の上明日午前中に事務局まで通知② 予算特別委員会の構成は社会、自民各十三、協ク四、労農一、計

午後三時五分再開。 本会議は準備でき次第開議することとし、午前十一時十分休憩、

開。 はなお研究することとし、午後三時五十分休憩、同六時四十一分再はなお研究することとし、午後三時五十分休憩、同六時四十一分再査中の事件に亘つている点について協議を行い、この問題についてし、本会議における林議員の質疑が議題外の議運委員会に付託され調

まれば二十日か二十一日の本会議の冒頭に報告することに決し、小十五日から十七日を目途としてまとめ十九日に本委員会を開きまと成について諮り、自民二、社会二、協ク一、労農一及び委員長の七成について諮り、自民二、社会二、協ク一、労農一及び委員長の七議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、森川(社)中山1 高田委員長(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における林

招集することとした。 委員の氏名は明日提出すること、小委員会は本会議終了後委員長が

なくそのことに決し、午後七時散会。うことで再質問に含めて行うこととしたい旨の発言があつて、異議対する知事答弁が保留されているので明日知事答弁を得て関連とい同様事件が発生しているので緊急質問を行いたいが、本日の質疑に「塚田委員(労)より、小樽特別失対事業の不正事件について再び

〇三月十五日 午後二時五分、運営委員室において開議。

決することに決定。(1) 本口の一般質疑は高橋(源)(自民)杉本(自民)川口(自民)(2) 本口の一般質疑は高橋(源)(自民)杉本(自民)川口(自民)

十六日に審査を行い、同日の午後本会議で議決することに決定。② 先議を要する案件については本日設置される予算特別委員会で明

を点についてその取扱い方を協議したが結論に遠せぬまま、午後二〇 昨日の本会議における林議員の再質疑に対し知事の答弁がなかつ

午後二時五十分散会。 本会議は直ちに開議し、休憩前に決定のとおり進めることとし、

時三十九分休憩、午後二時四十八分再開。

① 先議を要する案件について予算特別委員会の結論がでていないの〇三月十六日 午後二時四十三分、運営委員室において開議。

で本会議は時間延長を行つて休憩すること。

③ 昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関すととし、午後二時四十五分休憩、同二時四十六分再開。 意見案第一号の取扱いについて各派で検討の上意見をもち寄るこ

分再開。 高田委員長(社)を決定、午後二時四十七分休憩、 民) 森川(社) 橋本(清) 党を各一名宛増員し、自民三、社会三、協同一、労農一とすること に決し、小委員に天谷(協ク)中山(自民)宮坂(自民)深山 る調査の件について先般決定した小委員会の委員数を自民、</br> (社)河野(社)塚田(労)各委員及び 午後四時四十一 社会両 (自

- 4 決という順序に決定。 告の後議決、 を一括上程し委員長報告を省略して委員会決定のとおり決定、次に より、議案第九十五号及び第九十七号を林務委員長よりそれぞれ報 案を委員長報告の後議決、日程第二は議案第九十四号を豊務委員長 程に追加し意見案第一号について水産委員長より趣旨弁明の後議 本日の議事は日程第一予算特別委員会付託の三十年度予算関係議 次に日程第三請願審査の件及び日程第四陳倩審査の件
- 二十日に本会議を開くこととするが一応議選委付託の調査事件を二 開くことができるように議決し、 十二日の日程第一にあげることとし、なお次回の議運委員会は十九 三月十七日より二十日まで四日間休会とし二十二日再 開 する こ なお議長において必要ありと認めた場合は休会中でも本会議を 開くことに決定。 議運小委員会の結論が出た場合は
- 本会議は準備でき次第再開することとし、午後四時四 十 六分散

## 〇三月二十二月 午後一時五十五分、運営委員室において開議。

- 取の後予算特別委員会に併託することに決定。 追加提案の議案第百八号乃至第百十四号は知事より提案説明を聴
- 主査(社)より小委員会における意見調整の模様について報告があつ 林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、河野小委員会 次に高田委員長(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における

て、 を進めることに決定。 の間委員会を開いて意見の一致をみた分については報告案文の作業 協議の結果、一応本会議の報告は二十七日に行うこととし、そ

本会議は準備でき次第開議することとし、 午後二時二十分散会。

## 〇三月二十七日 午後一時五十七分、運営委員室において開議。

- 1 体憩、午後千一時四十四分再開。 本会議は時間延長を行つて休憩することとし、午後一時五十九分
- 口再開することとし、午後十一時四十九分散会。 日は直ちに本会議を聞いて散会すること、なお明日は休会し二十九 る調査の件については本日は報告を行わず延期することに決し、本 昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関

# 〇三月二十九日 午後一時三十一分、運営委員室において開議。

- 1 三月三十日より三十一日まで二日間会期を延長することに決定。
- とし議案第百十一号だけ委員長報告の後議決することに決定。 日程第一各常任委員会付託案件、日程第二予算特別委員会付託案件 二十九日は休会とル三十一日再開とすること、三十一日の日程は
- 3 に付託することに決定。 追加提出の議案第百十五号は本日知事説明を省略して建築委員会

高橋(源)議員(自民)より通告の緊急質問は本日行うこととし、

## 二時二分散会。 本会議の開議時刻については議長において取計うことに決し、午後

4

### 〇三月三十一日 午後二時十分、運営委員室において開議。

第二予算特別委員会付託案件中議案第百十一号を議題とし委員長報 除く三十二件を議題としそれぞれ各常任委員長報告の後議決、日 本日の議事は、日程第一常任委員会付託条件中議案第五十六号を

いいになる。 の後議決、日程第四漁業法及び水産業協同組合法改正に関する調査の後議決、日程第四漁業法及び水産業協同組合法改正に関する調査のの後議決、日程第三意見案第二号乃至第五号をそれぞれ趣旨弁明

- 二日間休会することに決定。 会期を明四月一日より三日まで三日間延長し、一日より二日まで
- 会の保証について」の緊急質問の取扱い方について協議を行い、③ 大久保議員(自民)より通告の「太平炭鉱の融資と道信用保証協
- について説明を聴取、④ 総務部長より本日予算が議決されぬ場合の四月分暫定予算の提出
- 時二十七分再開。 | 本会議は直ちに開議することとし、午後二時四十五分休憩、同五|
- 午後五時五十分休憩、同五時五十九分再開。大久保議員より通告の緊急質問の取扱い方について協議を行い、
- 大久保議員の緊急質問は許すことに決定。
- 午後六時六分休憩、同八時四分再開。知事説明聴取の後議決、次に会期の延長と休会を決めることとし、知事説明聴取の後議決、次に会期の延長と休会を決めることとし、の本会議の議事は、大久保議員の緊急質問、次に暫定予算について
- に決定のとおり続行することとし、午後八時二十一分散会。たいという自民党の意向について取扱い方を協議の後、本会議は先の一大久保議員の緊急質問に対する答弁を速記録調査の上態度を決め

# 〇四月三日 午後二時四十一分、運営委員室において開議。

- 衛生委員会に付託すること。 議決すること、追加提出の議案第百三十一号は知事説明を聴取の後① 決議案第一号総合開発調査特別委員会調査経費に関する件を本口
- 調査の件、20地方自治法改正に伴う議会関係条例等の制定に関する② 議運より、10北海道議会会議規則及び委員会条例の改正に関する

査できるように手続をすることに決定。調査の件について議長に事務調査の承認を求め、なお閉会中継続調

- 十分休憩、午後十時二十二分再開。 び議案第百三十一号の付託の後一旦休憩することとし、午後二時五③ 本会議は直ちに開議し、時間延長を行い、決議案第一号の議決及
- 本日の踏襲ということに決し、程度で散会し、明日は予算委員会の結論がでるので日程については)。会期を明四月四日まで延長することに決定、本日の本会議はこの
- これでは、「こう」は「コート」では、「こう」では、これでついて事情聴取の後、これを了承。 知事より、北洋安全操業の問題に関し明日一便で上京することに

(5)

本会議は直ちに再開することとし、午後十時二十七分散会。

# 〇四月四日 午後二時三十五分、運営委員室において開議。

**1**) 議員(自民)より趣旨弁明を行い、次に討論に入り反対、 員長 を省略して委員会決定通り議決し、 は委員長報告に反対、 請願審査の件、 追加し議案第百三十一号は衛生委員長報告の後議決、次に日程第三 の他の議案及び報告については異議なきやを諮る、次に日程を変更 決、決議案第二号の起立採決、決議案第三号の起立採決を行 に行い、次に起立の方法による採決に入り議案第一号、 議案第二号及び第三号を追加して議題とし、 告第一号及び第二号、日程第二議案第五十六号を一括し、それに決 第百四号、第百八号乃至第百十号、第百十二号乃至第百十四号、 三十六号の原案について起立探決、議案第五十六号について起立採 第三十六号の修正案について起立採決、 本日の議事は日程第一議案第一号乃至第四十一号、第四十四号、 (社)の報告の後、修正案並びに決議案第二号について佐々木 日程第四陳情審査の件を一括議題とし、 修正案及び附帯決議(決議案第二号)に賛成 一旦休憩とすること。 議案第一号、 太田予算並びに文教委 第九号及び第 第九号及び 賛成の順

・ <養ま工らに出後 ~ 午川正をとうつここのここで 手下息に議案第二号)に反対は笠井(社)、黒松(協ク)議員が行うこと。は西島議員(自民)、委員長報告に賛成、修正案及び附帯 決 議(決

- ③ 高田委員長(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における林ることとし、午後二時五十三分休憩、午後六時十分再開。② 本会議は直ちに開議し、時間延長を行つてそのままで暫時休憩す
- 明、次に討論に入り修正動議に対する反対は森川議員(社)、 協ク、労農の三派提出の委員長報告案文並びに報告書は起立者多数 つて本件について調査終了の議決を行うことに決定。 結果、中山委員提出の修正動議は起立者少数にて否決、次に社会、 査(社)より小委員会における調査の経過並びに結果について報告 議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、河野小委員会主 は深山議員(自民)が行い、討論終結後採決を行うこと、 委員長の報告、次に中山議員外四名提出の修正動議に対する趣旨弁 道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件について議運 あつて、本会議の議事のすすめ方は日程第五昭和三十年第三回臨時 にて可決、中山委員 として提出、ついで起立の方法による採決を行うこととじ、 の後、中山委員(自民)より、自民党としての調査意見を修正動議 高田委員長(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における林 (自民)より、少数意見を保留する旨の発言が 以上をも
- |時三十五分再開。||④|| 意見案第六号は議決することに決し、午後六時三十分休憩、同六
- 件をそれぞれ議決すること。

  (中をそれぞれ議決すること、次に日程第九別会中事務継続調査のの方法により採決を行うこと、次に日程第七意見案第六号、日程第一の方法により採決を行うこと、次に日程第七意見案第六号、日程第一の引責辞職勧告決議を上程し、趣旨弁明は桶谷議員(自 民)、賛 成の引責辞職勧告決議を上程し、趣旨弁明は桶谷議員(自 民)、賛 成の引責辞職勧告決議を上程し、趣旨弁明は桶谷議員(自 民)、資 成
- こととし、午後六時四十分休憩、同九時二十三分再開。 常任委員及び特別委員の交替については議長まで氏名を通知する

- 議を行い、午後九時三十七分休憩、同十時十一分再開。 本会議の再開がおくれていること並びに今後のすすめ方について協⑦ 大久保議員の緊急質問に関連して商工委員会が開かれているので
- 明日は議運を開かずに本会議を開議すること。
- 十二分散会。
  に再開して会期延長の議決を行つて散会することとし、午後十時二に再開して会期延長の議決を行つて散会することに決し、本会議は直ちの一会期は明四月五日まで一日間延長することに決し、本会議は直ち

〇四月五日 午後四時十六分、運営委員室において開議。

- ① 本日の議事は、意見案第七号僻地教育振興法改正に関する意見書の 本日の議事は、意見案第七号辟地教育振興法改正に関する意見。
- 本会議は本日で閉会することとし、午後四時二十七分散会。

### 小委員へ

〇三月十六日 午後五時四十五分、運営委員室において小委員会を開

- れたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。 委員(労)より、指名推選の方法により河野委員(社)を主査とさの 宮坂臨時主査(協ク)より、主査互選の方法について諮り、塚田
- 中の意見をまとめて資料を作成し検討することとし、午後六時五十ら旨を述べ、午後五時五十分休憩、同六時五十分再開、ついで休憩員の緊急質問等に関する調査の件について調査結果の意見調整を行② 河野主査(社)より、昭和三十年第三回臨時道議会における林議

二十六日に小委員会を開くこととし、午後零時散会。 河野主査(社)より、報告文案に対する意見を求め、協議の後、

① 高田臨時主査(社)より、仮主査の互選方法について諮り、宮坂〇三月二十六日 午後五時十分、議長副室において小委員会を開議。

wio されたい旨の発言があつて、これを諮り、異議なくその こ と に 決されたい旨の発言があつて、これを諮り、異議なくその こ と に 決(自民)塚田(労)天谷(協ク)各委員より、高田委員を仮主査と

ととし、午後五時十五分散会。から明日まで待つてほしい旨の発言があつて、明日委員会を開くこ民)より、目下党内で検討中で本口中に対案を作成する予定である民)より、目下党内で検討中で本口中に対案を作成する予定である

〇三月二十七日 午後五時二分、議長副室において小委員会を開議。

会の審査状況とにちみ合せて開くこととし、午後二時十五分散会。を述べ、協議を行つたが結論に至らず、爾後の小委員会は予算委員の三月二十八日(午後二時十分、議長副室において小委員会を開議。

とし、小委員会の調査を終了、午後一時三十二分散会。 困難で結論がでないので意見不一致のまま本委員会にもち込むことに関する調査の件」の判定意見について協議の結果、意見の調整は「昭和三十一年度第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等「四月四日 午後一時二十六分、巡営委員室において小委員会を開議。

### 総務委員会

陳情を聴取。 開議前、名寄町長より、名寄町に四月一日より市制施行について 〇二月二十八日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

- ② 宮北委員長(社)より、寒冷地控除及び石炭手当免税問題に関する中央折衝経過にいて報告を求め、岩田委員(自民)より報告がある中央折衝経過に対する中央折衝経過に関する。
- 課次長より説明を聴取、一旦休憩、午後一時四十五分再開。② 次に第一回定例道議会に提出予定の案件について総務部長、財政
- 3 務部次長より答弁、ついで議案第十九号乃至第七十号、報告第一号 副委員長 資源開発会社出資金の内容、 より、北海道母子金庫事業に対する資金貸付について質疑、 及び第二号について財政課次長より説明を聴取、 より説明を聴取り (社)より、 休憩前に引続き各部所管の予算について総務部次長、 (協ク)より、 起債の逐年増加と償還の問題について質疑があり、 塚田委員(労)より、公債償還の延伸措置、 水産練習船の繋留場所について、 永久橋架設の箇所付等について、二瓶 **西野議員(自民)** 財政課次長 応答が 委員 石油
- ① とに決し、午後三時四十五分散会。 三月六日、七日の二日間とし、派遣委員の選任は委員長一任とするて諮り、本会議の休会を利用して調査を実施することとし、期日は 次に議案第六十五号の名寄町の市制施行に関する現地調査につい

① 宮北委員長(社)より、寒冷地控除及び石炭手当免税問題につい〇三月八日 午後一時三十分、第三委員室において開議。

- 可決に決定。調査の結果について小島委員(社)より報告があつて、本案は原案図、次に付託議案第六十五号上川郡名寄町を市とするの件に関し現地図、次に付託議案第六十五号上川郡名寄町を市とするの件に関し現地
- 長、水産部長、総務部次長より説明を聴取、午後二時十分散会。③ 次に本日提案の議案第七十一号乃至第七十四号について 農 務 部

らの情報並びに先般委員会で委員長一任とされた中央折衝について① 宮北委員長(社)より、石炭手当免税問題に関する東京事務所か〇三月十三日 午前十一時四十五分、第三委員室において開議。

は昨十二日岩田委員(自民)を派遣した旨を報告の後、

見をきき議運に申し入れることとし、午後零時二分散会。 払契約の締結に関する件の即決については委員長において各派の意 付託を省略して本会議で即決すること、議案第百七号道有財産の売 次第六十六号、第六十七号、第七十四号、第九十六号は総務委員会 で、近答があつて、公有水面埋立地の区域編入に関する議 課長より説明を聴取、林委員(自民)より、道民課の広報費予算に 追加提出の議案第七十五号乃至第百七号について総務部長、財政

明を聴取、質疑の後、午前十一時五十九分散会。 説明を求め、議案第百八号乃至第百十四号について財政課長より説工叛副委員長(協ク)より、本日追加提出のあつた案件についてO三月二十二日 午前十一時二十五分、第二委員室において開議。

意議決に決し、午後零時四十分休憩、同二時十分再開直ちに散会。号、第六十四号、第六十八号、第九十九号、第百五号はいずれも同四十三号、第六十一号、第百号はいずれも原案可決、議案第六十三宮北委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第〇三月二十三日 午前十一時四十分、第二委員室において開議。

# 〇三月二十九日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

び日程等については委員長一任とすることに決定。告があつて、なお継続して折衝を行うこととし、派遣委員の選任及関する中央折衝経過について報告を求め、岩田委員(自民)より報① 二瓶副委員長(協ク)より、寒冷地控除及び石炭手当免税問題に

聴取、午後零時十分散会。長より、函館大学設置期成会に対し道費補助の交付について陳情をを聴取、ついで陳情の聴取を行うこととし、函館大学設置期成会々の 次に本日追加提出の議案第百十五号について総務部次長より説明

# 〇三月三十一日 午後四時十五分、第三委員室において開議。

- を省略して本会議で即決することに決定。 三十号について説明を求め、総務部長より説明を聴取、ついで本件① 宮北委員長(社)より、本日追加提出の議案第百十六号乃至第百① 宮北委員長(社)より、本日追加提出の議案第百十六号乃至第百
- 部長、税務課長より説明を聴取、本件に対する専決処分取扱いにつ② 次に地方税法の一部改正に伴う道税条例改正の問題について総務

をすることとし、いて協議の後、今会期中に参考資料を全議員に配布するような措置

後五時四十五分散会。 後五時四十五分散会。 後五時四十五分散会。 後五時四十五分散会における調査の経緯を調査せられたい旨を述べ、午お委員長より、意見書提出については総務部において東京事務所をつて、協議の結果、請願第二百七十九号は採択することに決し、な設税を目的税として設定するよう意見書を提出すべき旨の発言があ設税を目的税として設定するよう意見書を提出すべき旨の発言がある。次に糸川委員(社)より、請願第二百七十九号に関連して消防施

### 建築委員人会

五十八号は原案可決、請願第二百十七号、第二百十八号は継続審査① 糸川委員長(社)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第〇三月二十七日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

取、午前十一時五十九分散会。生小委員会に提出の建築部関係資料について住宅課長より説明を聴②。次に三月二十九日東京において開かれる北海道開発審議会文化厚

百十五号は同意議決に決し、午後二時十四分散会。 糸川委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案の日三十一日 午後一時四十七分、第三委員室において開議。

① 糸川委員長(社)より、目下国会で審議中の国有資産等所在市〇四月三日 午後三時五十六分、第三委員室において開議。

町

明を聴取、 する影響と住宅政策上の問題について説明を求め、 村納付金及び交付金に関する法律案に関連して公営住宅入居者に対 住宅課長より答弁の後、 委員長において案文作成の上委員会を開くこととし、 堀(社)田呂(協ク)委員より質疑及び意見があつて、 本問題について意見書を提出することに決 建築部 長より説

員会の経過について建築部長より説明を聴取、 次に三月二十九日東京で開かれた北海道開発審議会文化厚生小委 午後四時四十六分散

〇四月四日 午後五時三十七分、第三委員室において開議

定、日程等については委員長より通知することとし、午後六時十九 糸川委員長(社)中牧(自)塚田(労)田呂(協ク)各 委 員 を 決 旬を修正の上、本案を提出することに決定、ついで中央折衝委員に 村交付金の免除措置に関する意見書の案文について諮り、 糸川委員長(社)より、 公営住宅に対する国有資産等所在地市 案文の

#### 水 産 委 員 会

〇三月十五日 があり、 船以外増加せぬよう規制方針の堅持方について要請すべき旨の意見 漁業調整課長より説明を聴取、川端委員(自民)より、 に委員会を招集した旨を述べ、さけ、ます延縄漁業の経過について 井野委員長(社)より、さけ、ます延繩漁業の問題について緊急 さけ、 午前十一時二十七分、 ます延繩漁業規制等に関する要望意見書を提出する 第三委員室において開 従来の実績

> 時五十分散会。 ことに決し、 案文については委員長一任とすることとし、午前十一

〇三月十六日

冬たらば漁場の操業に関し戦前の線に措置されたいことについてそ り 制限に対し底曳側より強い反対運動がなされているが既定方針どお ぞれ陳情を聴取。 進められたいことについて、古平、美国沿岸漁業者代表より、雄 開議 前、 鰊混獲沿岸業者代表より、中型機船底曳船による鰊混獲 午後零時八分、第三委員室において開議

- 1 民)川村(社)各委員及び黒沢副委員長(社)、 折衝委員を派遣することとし、派遣委員に 松 平(自 民)阿 部 七十三号の審査について一旦休憩、 四十六号乃至第四十八号は原案可決に決し、議案第七十二号及び第 ととし、本日の委員会における両案の結論は保留することとされた 答弁ができるよう検討すること、なお各委員においても検討するこ ついては本日の審査はこの程度に止め、理事者はもう少し明快なる の審査を続行、暫時休憩の後再開して、審査を続行、川 い旨の発言があり、これを諮つて異議なくそのことに決した。 (社)より、議事進行について、議案第七十二号及び第七十三号に 次にさけ、ます延繩漁業規制等に関する要望意見書について中央 井野委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第 午後三時八分再開、ついで議案 自 員
- 〇三月二十七日 限撤廃について陳情を聴取。 **開議前、稚内機船底曳業者代表より、機船底曳船による鰊混獲制** 午後零時二十七分、第三委員室において開議

より二十六日まで七日間に決し、午後四時四十五分散会。

期間は三月二十日

1 七十二号及び第七十三号は原案可決に決定。 **非野委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、** 議案第

- 2 参集されたい旨を述べ、 社々長と本委員会の各委員と懇談の機会をもちたいのでその際には ればならないので本問題に関し中央の情勢を把握している漁業公 次に委員長より、北方漁業安全操業の問題について対策を樹てな
- 3 文案は迫つて委員長より各委員に提示することとし、 営について諮り、 次に漁業法及び水産業協同組合法改正に関する調査特別委員会の 今議会をもつて調査終了とすることに決し、 報
- 4 会の後に検討することとしたい旨を述べ、午後一時二十分散会。 報告があつて、委員長より、北方漁業の問題については明日の懇談 縄漁業問題に関する中央折衝経過について黒沢副委員長(社)より ついて質疑があり、 次に麻里委員 阿部委員(自民)より、 (自民) より、 水産部長、 北方漁業の問題に関する現在の情況に 漁政課長より答弁、 鰊安定対策協議会設置の問題につい ついで鮭、

### 〇三月二十九日 午後三時、 第三委員室において開議。

朗読の後、 趣旨により提出することに決し、午後三時十五分散会。 に関する要望意見書の草案を検討して一応まとめた旨を述べ、 を行い、その結果委員間において北方海域における漁業の安全操業 洋漁業安全操業問題について昨日知事、漁業公社々長等を交え懇談 井野委員長 案文の字句等の訂正は委員長に一任することとし、 (社)より、一昨日の委員会において協議を行つた北 案文

### 〇四月三日 午後四時四十五 分、 第一委員室において開議

(1) 東京都において本問題に関する全国漁民大会が開かれるのでこれに 漁民部長等に対してもそれぞれ要請を行つた旨を報告の後、 北洋操業に関しソ連政府に伝達方を要望した旨並びに社会党幹部、 上京し国民外交推進同盟の理事を通じてソ連代表部を訪ね、 井野委員長(社)より、一昨日知事の要請により北洋漁業問題で 本年度

- 対する出席並びに先般議決の意見書について中央折衝委員の派遣に ついて諮り、暫時休憩、午後五時七分再開
- あり、 揃えるためにもその個所を示して適当な措置をなすべき旨の意見が **書の趣旨弁明において委員会で決定していない点に関して言及して** 所があればその個所を示してもらつて検討したい旨を述べ、 いることについて発言があり、村本委員(社)より、各派が歩調を ついで松平委員(自民)より、北方漁業の安全操業に関 委員長より、 意見案の趣旨を逸脱しているような不穩当な個 する意見
- 3 次に上京委員に阿部(自民)川端(自民)川村 期間は四月四日より十一日まで八日間とし、午後五時十三分散 (社) 各委員を決

## 〇四月五日 午後五時十五分、第二委員室において開議。

1 お他に及ぼす影響等については議長と協議の上善処した い 旨 を する要望書に対する趣旨弁明における発言について了承を求め、 情第三百五十九号は採択、請願第二百三十六号は不採択に決し、 第二百九十一号は継続審査に決定、ついで請願第二百五十三号、 ついて審査を行い、 張並びに使用網目制限の件並びに同様趣旨の請願第二百九十一号に の審査に入り、 委員会招集の要求があつて委員会を招集した旨を述べ、請願、 井野委員長(社)より、 次に委員長より、先般提案の意見案第五号北方漁業安全操業に関 請願第百六十三号中型機船底曳網漁業禁止区域の拡 暫時休憩の後再開 昨日松平委員(自民)外三委員より緊急 して、請願第百六十三号及び 陳情 述 飒 な

## 労働 委員 会

〇三月二十七日年前十一時十分、第三委員室において開議。

○四月三日 午後三時五十分、第一委員室において開議。○四月三日 午後三時五十分、第一委員室において開議。○四月三日 午後三時五十分、第一委員室において開議。

## 農務 委員 会

員会を開いて審査を行うこととし、午後一時七分散会。第九十四号は原案可決に決し、その他の議案については二十日に委秋山委員長(協ク)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案の三月十六日 午後一時四分、第三委員室において開議。

〇三月二十日 午後一時十三分、第二委員室において開議。

第五十五号、第五十七号、第七十一号、第百六号は原案可決、午終秋山委員長(協ク)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議集

〇四月二日 午後一時三十五分、第三委員室において開議。

時五十七分散会。

質疑、応答があつて、類の価格安定の問題について農務部長、農政課長より説明を聴取、類の価格安定の問題について農務部長、農政課長より説明を聴取、を商工委員長と共同提案としたこと等の経過について述べた後、豆見案第四号雑豆類の輸入抑制措置等による需給調整に関する意見書の 秋山委員長(協ク)より、三月三十一日の本会議で議決された意

題についてはなお検討することとし、午後二時二十四分散会。
③ 次に葉たばこ並びに甘草の栽培の問題について協議を行い、本問の分、第二百三十二号は採択、同第二百二十九号は継続審査に決定。次に請願、陳情の審査に入り、請願第二百二十七号、第二百二十

## 民生委員会

〇三月十九日 午後一時十七分、第二委員室において開議。

- て新川副委員長(労)より報告があつて、め新川副委員長(労)を函館に派遣した旨を述べ、その状況についの。井口委員長(社)より、三月六日大成丸のソ連引揚者出迎えのた。
- 願、陳情については後日審査を行うこととし、② 次に議案の審査に入り、議案第五十二号は原案可 決 に 決 定、請
- 本件については国に要請する面もあるので次期委員会で検討の上委次に社会福祉主事の配置状況について社会課長より説明を聴取、

員会の態度を決めることとし、午後一時四十五分散会。

〇三月三十一日 午前十一時十分、第三委員室において開議。 〇三月三十一日 午前十一時十分、第三委員室において開議。 〇三月三十一日 午前十一時十分、第三委員室において開議。

## 商工委員会

○三月二十二日 午前十一時四十五分、第三委員室において開議。

- 五十四号は原案可決、議案第九十八号は同意議決に決定。 森川委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第
- 問題、発電税創設に対する見解等について質疑があり、商工部長、題、陳情第百五十二号に関連して北見市の卸売市場に関する風説の② 次に宮坂委員(自民)より、北海道信用保証協会類似の会社の問

況について質疑があつて、午後零時十分散会。あり、また発電税創設の問題に対する自治庁の動き及び他府県の状国際貿易促進北海道議会議員連盟の協議会の経過につ いて 報告 が北京、上海の日本見本市開催に関する国際貿易促進協議会と道及び北京、上海の日本見本市開催に関する国際貿易促進協議会と道及び商務課長より答弁、ついで和平副委員長(労)より、先般開かれた

〇三月二十七日 午前十一時十三分、第二委員室において開議。 〇三月二十七日 午前十一時三十七分 の一条重税創設の問題について協議を行い、午前十一時三十七分 の一条川委員長(社)より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第三百 の 森川委員長(社)より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第三百

提出は保留することとし、午後二時四十八分散会。②《発電税創設の問題について協議の後、本件反対に関する意見書の②《発電税創設の問題について協議の後、本件反対に関する意見書の

を聴取。(北海道移輸出農産物協会外六組合陳情) 開議前、若林前道議より、雑豆類の輸入抑制措置等について陳情の三月二十九日 午後一時三十五分、第二委員室において開議。

に関する意見書の提出について協議を行い、午後一時四十七分散出することに決定、ついで青函航路の安全運行並びに滞貨処理促進② 次に雑豆類の輸入抑制措置等による需給調整に関する意見書を提の 森川委員長(社)より、中小企業等協同組合法の一部改正に関す

ついて、手稲町長より、テレビ塔を手稲山頂に建設方についてそれ開議前、北海道商工会議所専務より、津軽海峡の浮遊機雷対策にO三月三十日 午後一時五十八分、第二委員室において開議。

ぞれ陳情を聴取。

促進に関する意見書の案文について諮り、 出することに決し、午後二時五分散会。 異議なくそのこととし、次に青函間航路の安全運行並びに滞貨処理 に関する意見書を農務委員会と共同提案とすることについて諮り、 森川委員長(社)より、 雑豆類の輸入抑制措置等による需給調 異議なく案文のとおり提

### 〇四月三日 午後三時十五分、 第二委員室において開議。

は派遣委員において決めることとし、 委員(自民)をそれぞれ派遣することに決定、日程その他について 委員長 本市視察を行うこととし、 り説明を聴取の後、 大阪市における国際見本市の開催については商工部長、商務課長よ 会より窪田委員長 る中央折衝並びに大阪市で開催の国際見本市の視察について諮 森川委員長(社)より、 (労)橋本(清)委員(社)福島委員(自民)を、林務委員 (社) 岡林副委員長(社) 堀田委員(自民) 宮坂 協議の結果、 商工委員会より森川委員長(社)和平副 青函間の滞貨処理促進の 問題等に関 中央折衝並びに大阪市における見 午後三時三十三分散会。 ij

### 〇四月四日 午後七時四十五分、 第一委員室において開議。

責任、 具体的方途等本問題の事実関係について質疑があり、商工部長より 具体的見通し、 融資の申請書の有無、炭鉱側の誓約が뤛行された場合の炭鉱再建の べ、大久保委員(自民)より、太平炭鉱の融資問題に関して、 調査について委員会招集の要求があつたので委員会を開いた旨を述 にこの融資の話をもつて来た者は誰か、当時の太平炭鉱の責任者、 和平副委員長(労)より、大久保委員外五名より商工部所管事務 同炭鉱の火災の状況、特殊融資の性格、北海信用金庫再建 大久保委員より、 通産局に対する調査の依頼と本問題に対する同局の 関係資料の提出要求があつたが、 資料の提 最初

> 述べ、直ちに散会。 分再開、森川委員長 出要求について意見調整のため午後八時三十三分休憩、 (社) より、質疑は次回委員会で続行する旨を 同九時三十

#### 林 務 委 員 会

〇三月十六日 時十五分散会。 九十五号は原案可決、 窪田委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、 午前十一時五分、 議案第九十七号は同意議決に決し、 第二委員室において開議。 午前十一

〇三月二十七日 後二時四十分散会。 不採択、 採択、なお六月に現地調査を行うことに決定、請願第百九十七号は 五十五号(暑寒別岳及び天売焼尻島周辺を道立公園に指定の件)は 窪田委員長(社)より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第二百 同第二百五十八号、第二百五十九号は継続審査に決し、 午後一時四十五分、第二委員室において開議。

### 〇三月三十一日 題とし、 の審査に入り、陳情第四百十五号森林資源保護育成に関する件を議 【の申し出があつたのでそのように処理した旨を述べ、ついで陳情 窪田委員長(社)より、請願第百九十七号乃至第百九十九号は撤 暫時休憩、午後二時二十五分再開、陳情第四百十五号は採 ついで本件に関連して意見書を提出することとし、 午後二時十分、第二委員室において開議。

午後

二時五十分散会。

〇四月二日 いては再度検討することとし、午後三時二十分散会。 て諮り、内容について各委員間に意見があり本意見書の案文につ 窪田委員長(社)より、森林保護育成に関する意見書の案文につ 午後二時三十五分、第二委員室において開議。

〇四月三日 究保留とすることに決し、午後四時二十五分散会。 時休憩、午後三時五十分再開、 が結論に至らず再び休憩の後、 いて諮り、蒔田(協ク)宮坂(自民)森川(社)和平(労農)橋本 (清) 窪田委員長(社)より、森林保護育成に関する意見書の案文につ (社)各委員より農地開拓との関連について意見があつて暫 午後三時四十分、第二委員室において別議。 この問題について更に協議を行つた 午後四時二十分再開、 本意見案は研

### 文 敎 員 会

〇三月二十九日 二件は継続審査に決し、午後二時二分散会。 第三百四十七号乃至第三百四十九号は採択、 第四十二号は原案可決、同第五十六号は予算審査の状況とにらみ合 せ保留とすることとし、請願第二百三十号、第二百三十一号、陳情 遠藤副委員長(社)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、 午後一時四十七分、第三委員室において開議。 陳情第三百八十七号外

〇四月三日 た付託議案第五十六号北海道立高等学校の授業料等徴収条例の 太田委員長(社)より、予算審査との関連において保留となつて 午後六時二十五分、第二委員室において開議。

> より、 部を改正する条例制定の件を議題に供し、伊藤 起立者多数にて原案可決に決し、午後六時二十七分散会。 原案に反対の旨の発言があつて、起立の方法による採決の結 (作)委員(自民)

〇四月五日

学校教育課長より説明を聴取、笠井委員(社)より、へき地教育 ては委員長一任に決し、 を派遣することとし、派遣委員は三名としその人選、 に関する意見書を提出することとし、案文は委員長一任とすること 書の案文は委員長に一任として本会議に上程すべき旨の 意 見 が あ 注意されたい旨の要望があり、伊藤(作)委員(自民)より、意見 になつてこのような重要問題を突然提示するようなことは今後充分 興法については意見書を提出して強力に折衝すべきであるが会期末 道教委より委員会の協力方申し入れがあつた旨を述べ、行政課長、 校の漁業実習船建造補助の獲得、老朽危険校舎予算獲得等について に決定、ついで僻地教育振興法改正その他の問題について上京委員 太田委員長(社)より、僻地教育振興法の改正問題、 津川委員(社)よりも同様意見があつて、僻地教育振興法改正 午前十一時十五分、第二委員室において開議 午前十一時四十一分散会。 期間等につい 函館水産高

#### 地 開 拓 委 員 숲

〇三月二十九日 を行う旨を述べ、陳情第三百五十一号は採択に決定、その 笠井委員長(社)より、陳情のうち急を要するものについて審査 陳情は継続審査とすることに決し、午後二時四分散会。 午後二時三分、第三委員室において開議。 他 Ø

#### 土 木 委 員 会

### 衞 生 委 員

会

## 〇三月十六日 午前十一時四十二分、 第一委員室において開議。

1 |関する特別措置法制定に関する中央折衝の経過について報告を求 時田委員長 宮津委員(自民)より報告があつて、 (社)より、 積雪寒冷地域における冬期道路交通確保

2 遺委員は各党より一名宛計三名とし、 う災害防止対策の件については現地調査の上検討することとし、派 会と同時に調査を実施することに決し、 次に陳情の審査を行い、 陳情第三百九十六号洞爺湖水位上昇に伴 本日の本会議の模様をみて休 午後零時二十分散会。

留に決定。

### 〇三月三十一日 開議前、 東旭川村助役より、 午後二時四十五分、 国鉄東旭川駅より国鉄西神楽駅に至 第一委員室において開議。

員の選任等については委員長一任とすることに決し、午後二時四十 **害)予算獲得の上京折衝について諮り、その必要の有無及び上京委** に決定、なお残余の請願、 し、暫時休憩の後再開して、 調査の結果について本多委員(自民)より報告があつて本案は採択 九十六号洞爺湖水位上昇に伴う災害防止対策の件を議題とし、 る道路を道道に昇格について陳情を聴取。 時田委員長 (社) より、 陳情については継続審査とすることに決 陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第三百 昭和三十一年度災害復旧費(過年度災

## 〇三月二十七日 午前十一時三十分、 運営委員室において開議。

1 百九十三号は採択、 **案第四十九号乃至第五十一号、第七十号は原案可決、陳情第三百七** 十四号乃至第百七十七号、 **児見山副委員長(社)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議** 請願第二百六十九号、 第三百八十一号、第三百九十二号、第三 陳情第三百九十四号は保

月一日より募集すること及びこれに関する条例は次期議会に提案す 問題について衛生部長より説明を聴取、 ることを了承。 次に四月より開設の札幌医科大学大学院医学研究科の学生募集の 大学院医学研究科学生を四

衛生課主任技師より説明を聴取、午後零時十三分散会。 内等における雪中放射能発見の問題等について保健予防課長、 次に釧路駐屯自衛隊の集団赤痢患者発生とその原因及び釧路、 環境 稚

〇四月三日 鈴木委員長(社)より、 午後三時五十二分、 運営委員室において開議。

百三十一号は原案可決に決し、 付託議案の審査を行う旨を述べ、 午後三時五十五分散会。 議案第

## 治安委員会

〇三月十三日 て和平委員より発言を求められているのでこれを許す旨を述べ、 員会で行うこととし、午後四時三十五分散会。 **う慎重を期されたい旨の要望があつて、** があり、警察本部長より答弁、各委員より情勢の判断に誤りなきよ 指示の有無、 平委員(労)より、今回の春期闘争に当り道警に対する中央からの トと立入禁止の場合等闘争手段に対する判断について質疑及び意見 (社)より、 (無)より、 舟木副委員長(社)より、炭労の春期闘争に伴う治安問題につ 午後四時六分、第三委員室において開議。 保安要員引上げの強法性の問題に関連してロックアウ 警官出動についての考え方等について、 春期闘争と自衛隊出動の問題 請願 につい 陳情の審査は次期委 委員

○三月十九日 午後零時四十六分、第三委員室において開議。 田呂委員長(協ク)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案の三月十九日 午後零時四十六分、第三委員室において開議。

○三月二十八日 午後四時十六分、第三委員室において開議。○三月二十八日 午後四時二十六分散四時二十四分再開、休憩中に協議のとおり、議案第四十五号に対する正誤表について検討を行う旨を述べ、休憩の上協議することとし、暫時休憩、同田呂委員長(協ク)より、議案第四十五号に対する正誤表について開工十八日 午後四時十六分、第三委員室において開議。

〇四月三日 午前十一時四十六分、第三委員室において開議。

まで継続審査とすることに決定、 旨を理事者に要望することとし、 号(瀬棚警察署庁舎改築に伴う位置に関する件)、第百四十 号(北 て川瀬主査(協ク)より報告があつて、 小委員会の存続について諮り、 白紙に戻して改めて慎重検討の上速かに具体的措置を講ぜられた 警察署に昇格の件)については、警察当局において今日迄の経緯を 檜山町に警察署設置の件)、第百四十一号(今金警部派出所を 地 区 ととし、一旦休憩、午後零時三十八分再開、ついで請願第百三十九 三十九号乃至第百四十一号の取扱い方について休憩の上協議するこ はすることとし、午後零時四十五分散会。 田呂委員長(協ク)より、請願の審査を行う旨を述べ、 小委員会における審査の経過につい 次に請願審査のために設置された 本案はいずれも理事者の措置ある 小委員会は本日をもつて解 請願第百



### 特 别 委 員 会

### 予 算特 別 委員

## 会

〇三月十五日 選の方法により太田委員(社)を委員長とされたい旨の 動 議 を 提 各派一名宛の代表者を挙げて休憩して協議することとし、 川瀬臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、 午後六時五十九分再開、ついで天谷委員(協ク)より、指名推 異議なくそのことに決定。 午後六時五十五分、第一委員室において開議。 暫時休

- 暫時休憩、午後七時二十四分再開。 を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、 委員(協ク)より、指名推選の方法により高橋(源)委員(自民) 太田委員長(社)より、副委員長互選の方法について諮り、天谷
- 方法は原則として一括質疑とし質疑の過程において一問一答に亘る ような場合は委員長において各派代表と協議して行うこととし、 次に委員会の会議時間は会議規則第九条の規定に拘らず 開く こ 質疑は通告の形式により順位は本会議の例によること、質疑の
- **(4)** ととし、午後七時二十八分散会。 部、二十四日教育委員会、総務部、二十五日総務部の各部所管毎に 十七日公安委員会、林務部、十九日土木、商工各部、二十日労働、 次に予算審査の日程は十六日に三十年度予算関係を一括審査し、 二十二日建築、水産各部、二十三日開拓、 なお休日の返上についてはその前日に協議するこ 農務各

## 〇三月十六日 午前十一時一分、議場において開議。

- 号乃至第百三号の三十年度予算関係議案を一括議題に供し、 太田委員長(社)より、 午後一時三十分再開。 議案第七十五号乃至第九十三号、 一旦休 第百一
- り普通会計に繰入れる場合の取扱いの問題等について質疑があり、 繰延の問題等について、泉谷委員(自民)より、 額し議案第九十一号で増額している理由、 び赤字処理の問題、②議案第八十三号において道路橋梁費起債を減 策等について、阿部委員(自民)より、⑴三十年度決算の見通し及 民)より、①内規で徴収する使用料、手数料の問題、 れ答弁があつて、質疑を終結、 総務部長、土木部長、農務部長、民生部長、総務部次長よりそれぞ 金設置に伴う積立金を公共団体に貸出す場合の利息、(2)特別会計よ 成事業費の起債の見通し、 所管内の松山、美瑛線の美松橋補修の問題について、 ついで議案第七十五号乃至第九十三号、第百一号乃至第百三号は ついで通告の質疑に入り、 13生業資金貸付金の未回収分に対する対 黒松委員 暫時休憩、 (協) 午後三時四十分再開。 (3)学校職員恩給金の支払 より、 (1)道有財産整備資 (2)草地改良造 深山委員 旭川土木 現
- 3 とし、午後三時四十一分散会。 いずれも原案可決に決し、委員長報告の文案については委員長一任

## 〇三月十七日 午前十時四十八分、議場において開議。

1 適正化 後犯罪檢挙率低下の理由、18予算書における警視等の人員と予算額 の問題等について、 事警察の任務、 会所管に対する質疑を行う旨を述べ、村本委員(社)より、⑴百三 十名の定員増の配置目標及びこの定員増の全国的均衡の問題、 太田委員長(社)より、三十一年度予算関係議案のうち公安委員 (5)死刑廃止論に対する見解、 (3)援護団体の 寄附金の額、 山元委員(自民)より、 (6)兇悪犯罪の防止対策、 (1)警察官の研修 (4)超過勤務手当支給の (2) 外 Ø (7)戦

通 等について、 題 けるバス停留所設置の問題等について、深山委員(自民)より、 ウトの誘発原因の問題、 金の内容等について、山内委員 る適用の問題、 院選挙の取締対策等について、佐々木委員(自民)より、 ける次年度へ支払繰延の有無、③自家用車の営業取締対策、 ける階級別定員数及び階級別給与額の相違の問題、②三十年度にお 学校施設と河川管理の関係、②自動車の交通取締軽犯に対する措置 改善等について、 附による駐在所、 (1)昇給昇格予算計上の問題 警総務部長、 |職員との比較及び道費負担額等につい て、中 山 委 員(自民)よ 締り強化並びに同施行令第四十八条の仮運転免許の日本人に対す 取締法施行令の泥土、汚水等飛散させてはならぬとの項に関する (3)公安委員会所管に対する質疑を終結、午後一時二十六分休憩、 縮りによる潜行の問題について質疑があり、本部長、警備部長、 一般歩行者に対する交通取締り指導の問題、 炭労争議に関する勧告の問題、 交通取締施設費の内容、 婦警配置に対する考え方等について、小島委員 川口委員(自民)より、(1)三十年度と三十一年度にお **警務部長、警ら 交通課長より それぞれ 答弁が あつ** (2)諸車と歩行者の優先の問題、 伊藤 派出所等の設置計画、 (作)委員(自民)より、 (2) 炭労争議に対する全道警察への指示の内 (2)調整手当の支給人員及び今後の見通 (4)庁舎改築の予定カ所並びに地元寄 (労) より、 **仏警察職員の待遇面における** (5)自動車運転免許証 11炭労争議のロツクア (3)職員団体保険交付 (1)堤防内の (2)危険地帯にお (社 (1)道路交 (4) 参議 より、 自動車 紙質の 売

委員(自民)より、(1)風倒木処理の状況並びに林道施設の本年度の一年度の防止対策、(4)森林土壤調査の実施の問題等について、泉谷計画と効果の見通し、(3)山火事による三十年度における被害と三十拓に伴う林地と農地の調整問題、(2)樹苗価格安定対策の具体的運用次に林務部所管に対する質疑に入り、増田委員(社)より、(1)開

時三十八分再開

問題等について質疑があり、林務部長、 事業 て、 44本年度造林計画の内容、15ハードボードの生産状況と民業圧迫の 競合の問題、23毬果補助の問題、 福島委員(自民)より、①開拓地処理に関する林務部と農地開拓部の 民)泉谷(自民)委員より、 委員(自民)より、 て、 に直接貸付の問題及び金利の適正化について (関連し て 福 一林務部所管に対する質疑を終結、午後四時二十分散会。 の現状、 児見山委員(社)より、 おける企業化の問題、仏防風林設定に対する考え方等 (2)道立公園経費の道と地元負担の割合、 (3木材糖化関係予算の旅費の内容等について、佐々木 樹苗価格安定対策の貸付金に関連して事業会社 金利のさやの問題について意見あり)、 11やちだもの植栽と 器給関係、 |3|木材糖化研究費委託料の内容、 林政課長より答弁 (3)林業試験結果の が につい (2) 治山 島(自 あ 9

〇三月十九日 午前十一時三分、議場において開議。

の問題、 所管に対する質疑を終結、 0 ഗ 他府県との比較、 事務職員数等について、 並びに河川改修予算未措置の問題、②土木部より供出している共通 について、佐々木委員(自民)より、 問題及びこれに対する予算措置の状況、②災害関連事業費の内容等 等について、 べ、増田委員 設費補助継続の問題について、 問題等について質疑があり、 業の対象地域並びに吸収人員、 太田委員長 仙三十年度の事業繰越の見通し、<br />
15上水道施設費補助復活 (3)道路該与税、 山本委員(自民)より、 (社) (社) (2)道路整備五カ年計画との関連における予算措置 より、 より、 軽油税等特定目的を有する収入の予算措置 伊藤(作)委員 午後零時二分休憩、 (1)土木部関係起債の見通し、 土木部所管に対する質疑を行 土木部長より答弁があつて、 川口委員 (3)海岸浸蝕事業の実施計画の内容 (1)道路小破修繕費予算の過少 ①過年度災害の補修未措置の (自民)より、(1)土木費の (自民) より、中小水道施 午後二時九分再開。 (2)特別失対 う 旨

用金庫の設置状況並びに組合の出資状況等について、泉谷委員 持振興資金貸付金制度運用の問題、(2)貿易会館の運営の問題、(3)信 利率引上げ問題、 株式会社に対する出資金の内容等について、 等について質疑があり、 今後の考え方、21機械貸与制度復活の場合は再検討の必要がある点 所の具体的運営計画、②合成酒醸造試験費の内容、 引上げの問題等について、 I (1)競輪に関連して豊平町の道路改良箇所、(2)競輪観覧者に対するサ 工業試験場の設備強化対策等について、佐々木委員(自民)より、 構想等について、 より、①中小企業維持振興資金貸付金の運用の問題、②企業誘致の 資源調査費の特定財源寄附金の内容等について、深山委員(自民) 作) |資源開発株式会社に対する出資の理由並びにこの種出資に対する ビスの点から場内施設整備の問題、 組合中央会等組合の育成指導に対する考え方、 次に商工部所管に対する質疑に入り、増田委員 地下資源調査所長、 7 (1)工業誘致条例改正後の運用の問題、(2)業界診断費の内容等に 委員(自民)より、①機械貸与制度復活に対する考え方、② 商工部所管に対する質疑を終結、 出北海道博の問題等について、山内委員(労)より、 杉本委員(自民)より、①信用保証協会に対する貸付金の ③中小企業相談所助成に対する考え方、 機械貸与制度に代る助成措置検討の問題について、 [5]自転車競技費中施設改修費の内容、 髙橋(源)副委員長(自民)より、(1)中小企業維 (2)中国における日本見本市開催の見通し、 工業試験場総務課長よりそれぞれ答弁があ 商工部長、商務課長、 福島委員(自民)より、①大阪物産斡旋 (3)信用保証協会貸付金の利率 午後四時十五分散会。 山元委員 工業課長、 (4)香港貿易事務所 (2) 能率指導所 (社) より、 (6) (3)中央卸売市場 (自民) よ 資源課 (3)地下 (1)石 伊藤 (1) 自

後農務部及び農地開拓部各所管を一括審査することに決し、お出去員長(社)より、審査日程の変更について諮り、明二十一

課長、職業安定補導課長よりそれぞれ答弁があつて、 業別稼働員数、 対策、15生産性向上の問題等について、 振炭鉱地帯における失対事業実施の問題、 町村に対するしわ寄せの問題並びに二十一日間稼働の見通し、 つたがこれによる開発事業労務者に対する影響、 失業保険法の一部改正により季節労務者の受給資格、 対する質疑を終結、午後零時二十八分休憩、 その後発見された不正事実等について質疑があり、 信講座の受講料徴収の理由、 鉱賃金問題の根本的解決策、 塚田委員(労)より、①炭鉱労働争議に対する指導内容、 する対策、③応急失対事業の実施箇所等について、伊藤(作)委員 失対事業の計画性及び経済効果の問題並びに二十九年、三十年の事 (自民)より、農業労務に道内労務者の優先就労の問題について、 (社) より、 ついで労働部所管に対する質疑に入り、 **山建設業者の賃金未払の問題、** 20労働会館維持修繕費の内容等について、 5小樽市特別失対事業不正事件に関し (3)労働文化祭開催費の内容、 泉谷委員(自民)より、 仏本年学校卒業者の就職 村本委員(社)より、 (2)道南季節労務者に対 同二時十五分再開。 (2) 失対事業費の市 労働部長、 受給日数 児見山 労働部所管に 增田委員 4)労働通 (2) 中小炭 委 労政 が変 (1)

3 進学課程委託料に関連して進学課程設置の問題、 医大充実の問題等について、 会運営の問題等について、 特定財源が多い理由、 保護費で救済される数、 (社) より、 次に民生部、衛生部各所管に対する質 疑 に 入り、 山元委員(自民)より、 11災害救助費の内容、(2)養老院費において事業費より (3)北大附属病院に対する補助に関連して札幌 (2まりも学院、 小島委員 川口委員(自民)より、 11札幌医大病院運営の問題、 (社) より、 みかげ学院整備の問題等に (2)保健所運営協議 (1)計上された生活 ①医大の医学

況並びに償還状況、 弱児収容施設助成の問題等について、 る文化厚生面の取入れ方、②青少年保護育成条例運用の問題、 る指導方針、 核予防対策等について、 資格医師取締りの問題等について、 減額されている点、(3)医大に歯学部設置の問題、(4)民間の精神薄 :薄弱児施設拡充強化の問題等について、 所新設の問題、 衛生部長兼任の問題、2人工妊娠中絶と受胎調節の問題、 (1)札幌医大に大学院設置の問題、(2)札幌医大の研究費予算が年 衛生兼民生部長より答弁があつて、 更正資金、消費生活協同組合等貸付金の前年度までの貸付状 新川委員(労)より、(1総合開発第二次五カ年計画に対す (2)医大附属病院運営の問題、 仏渡島支庁福祉課の不正事件等について質疑があ (2)償還督励費の内容、 福島委員(自民)より、①医薬分業に対す 泉谷委員(自民)より、 深山委員(自民)より、 午後五時十五分散会。 (3)保健所運営の問題等に 佐々木委員 (3)授産事業の精神、 (自民) よ (1) 生業 (3) 無 (3) 保

# 〇三月二十二日 午前十時五十五分、議場において開議。

より、 社に対する貸付金の貸付条件、 団の貸付条件及び償還の問題について質疑があり、 火災の被災状況等について、杉本委員(自民)より、 る住宅対策、 して工営課所管に係る入札権限の範囲の問題等について、 庫案の融資による住宅建設の見通し、仏社団法人北海道住宅建設公 レンガ製造工業圧迫に対する対策等について、佐々木委員 宅建設対策、 太田委員長(社) 増田委員(社)より、 ①母子引揚住宅建設の問題、②札幌北警察署庁舎建築に関連 ②自力住宅建設の低下に対する対策、 ①住宅建設六カ年計画の遂行率と低位所得者に対す (2)住宅公庫資金利用率低下の理由、(3)北海道開発公 より、 (1)総合開発第二次五カ年計画策定に伴う 建築部所管に対する質疑を行う 旨 15ブロック製造工業の振興に伴う 建築部長、 (3)住宅の水害、 北海道住宅公 (自民)

> %を終り、午前十一時五十五分散会。 以下、工営課長よりそれぞれ答弁があつて、建築部所管に対する質が長、工営課長よりそれぞれ答弁があつて、建築部所管に対する質

# 〇三月二十三日(午前十時五十五分、議場において開議。

異議なくそのことに決し、を行うこととし本日より追加議案の審査を行うことについて諮り、を行うこととし本日より追加議案の審査を行うことについて諸り、ている所管部については総務部所管に対する質疑の際一括して審査百十四号を日程に追加して審査を行うこととし、すでに質疑終結し太田委員長(社)より、昨日追加付託された議案第百八号乃至第

て、 中央卸売市場設置に伴う魚菜卸売市場条例改正の問題、 橋(源)委員(自民)より、 事業普及の問題、 21ブルトザー使用による浅海増殖の問題、33零細漁民に対する造林 する知事決裁の問題並びにこの要綱による影響及び見通し等につい 民)より、①するめいかの価格安定対策、②漁業転換実施要綱に対 弁があつて、一旦休憩、午後零時五分再開。 るさけ、ます孵化事業のとり入れ方、20化学工業等による内水面の の具体的運営の問題等について、杉本委員(自民)より、 ばかりでなく取扱業者を含めた対策について質疑が あり、 水質汚濁の防止対策について質疑、 ①石狩川鮭鱒流網漁業の転換対策並びに総合開発五カ年計画にお 川瀬委員(協ク)より、①零細漁民に対する多角経営指導の問題 ついで水産部所管に対する質疑に入り、 総務部長より答弁があつて、一旦休憩、午後二時三十分再開、 高橋(石)委員 2いかの処理方法の改善等について、 大島委員(自民)より、するめいかの価格安定対策特に生産者 2)生産不振による不振組合の指導再建対策 | 4 道南に塩水魚孵化場設置の問題等について、 (協)) より、 11北洋さけ、ます漁獲制限の問題、 (1)凶漁による冷蔵庫の 水産部長、水産孵化場長より答 児見山委員 山内委員 ついで 泉 (労) 谷委 13開発公庫 より、 (1)漁業負 水産 より、 高 텖 (1)

り答弁があつて、水産部所管に対する質疑を終結、 北方さけ、 四時四十四分再開。 対する水産部の見解について質疑)があり、水産部長、 て質疑(関連して村本委員(社)より北洋さけ、 (3)漁家負債整理の問題、(4)漁民の労働組合結成の問題等につい ます漁 獲制限の問題、20道漁連の貸付金に対す ますの乱獲問題 暫時休憩、 漁政課長よ る 考 午後 Ž.

より、 開拓地の成功検査不合格の離農者に対する救済措置等につ 料の提出あるまで休憩されたい旨の発言があつて、 長より直ちに提出する旨の答弁があり、佐々木委員(自民)より資 部所管の予算審査には応じられない旨の発言があつて、農地開 き規定がある、この内訳書の提出なき場合は自民党として農地開拓 **令第百五十八条には予算の基礎を詳細に記載した予算説明を附すべ** 疑、農地開拓部長、農務部長より答弁、ついで佐々木委員 社)より、 れたい旨の動議を提出、 次に農務部、 同六時五十三分再開、 先般開拓部に要求した共通費内訳書の提出がないが、 (1)有畜農家の経営指導と家畜防疫陣の強化の 農地開拓部各所管に対する質疑に入り、 異議なくそのことに決し、 山内委員(労)より、 本日はこの程度と 午後五時五分休 直ちに散会。 大 (自民) 石 法施行 7 委 拓部 質 (2) 員

〇三月二十四 B 午前十一時三十八分、議場において開議

1 書で提出されたい、なお本件については人事課にも提出を要求、 に各事業費予算と旅費の割合について文書で回答を求め、 疑を行う旨を述べ、佐々木委員(自民)より、農地開拓部長より農 開拓部の共通費に関する書面回答があつたがこれは改めて決裁文 太田委員長(社)より、農務部及び農地開拓部各所管に対する質 (3馬産奨励対策、 (自民) より、 据置期間、 ①農家負債整理促進条例による融資額の内容及 仏集約酪農振興費の事務費の使途、 利子補給等の問題、 (2)農産物の価格安定対 次に桶谷 **(5)**草地改 更

> 考え方、 馬の賞金増額対策、 その際行うこととして保留する旨の発言があつて、 り提出のあつた資料に対する質疑は総務部所管とも関連があるので りそれぞれ答弁があつて、 があり、 している札幌、 源の問題等について、 農指定地区十九カ所の箇所名、 島委員 1) 畜産改良対策、 良事業の実施と地元負担の調整等について、 答弁があつて、午後一時八分休憩、午後二時十七分再開、 対策等について質疑があり、農地開拓部長、農務部長よりそれぞれ 合理的配置運営の問題、 (自民) より、 午後四時九分再会。 仏備蓄農薬貸付利子の内容、 17パイロツトフアーム事業の推進状況、80火山灰地の耕土改良 仏集約酪農振興地域における集乳所の拡充整備並びに従業員の (自民) より、 [3]三十年度災害農家に対する災害金融対策等について質疑 農地開拓部長、農務部長、農業改良課長、開拓経営課長よ (1)新規入植者の内容、 函館の施設を馬の生産者に払下げの問題、 (2)牛の生産強化対策、 (3)滝川種羊場解放の問題等について、 杉本委員(自民)より、①中央競馬会が所有 山開拓融資保証協会出資金の内容、 (5) 畜産物の消流対策、(6) 中小家畜の 佐々木委員(自民)より、 (3)後志地区秋田開拓団解散後 15農産物価格安定対策費の特定財 (2)開拓地の厚生施設に対する 3家畜人工授精所の強化対 坂下委員 午後三時十分休 本日開拓部よ (社) ついで福 山元委員 (2) 道営館 (2) 集約酪 振興対 より、 Ø

等について、 不祥事件に関連し高校入学者選抜問題に対する教育委員の責任につ の社会増に対する教職員の増員対策、 る差別待遇の問題並びに僻地における代替教員採用の困 て質疑があり、 (社) より、①代替教員採用の条例設定の問題、 次に教育委員会所管に対する質疑を行う旨を述べ、 (3)産休者に対する代替教員採用予算の過少の問題 川口委員(自民)より、 教育委員長、 教育長、 (5)高校教職員新陳代謝の問題 上美幌中学校の中ニテスト 人事課長、 (2)代替教員に対 財務課長、 4児童生徒 難 井 性 口 学校 委 Ø 員

時四十八分再別、直ちに散会。教育課長よりそれぞれ答弁があつて、午後五時二十一分休憩、同六

# 〇三月二十六日 午前十一時五十六分、議場において開議。

育長、 時五十五分休憩、 具体的方法を示されるよう委員長において取計われたい、なお三十 校の選抜における面接テスト差止めの問題、 答弁があつて、 る生徒の救済措置等について質疑があり、教育委員長、教育長、 委員会を開く措置を講するとの回答があつた旨を述べ、 前の中山委員の要望について教育委員会に申し入れたところ早急に 育委員会を招集して選抜問題に関する責任に対する態度を検討して ついて、 校教育課長より答弁、 育長の答弁があつて、川口委員(自民)より、高校入学者選抜問題 年度の選抜の具体的方法を樹立して示されたい旨の発言があつて 年度選抜方法決定の問題等について質疑があり、教育委員長、教 |関する教育委員の引責辞職に対する考え方、ボーダライン上にあ いし、一昨日の川口委員(白民)の質疑に対する教育委員長及び教 太田委員長(社)より、 学校教育課長より答弁、中山委員(自民)より、議事進行に 道教委の答弁については納得できない点がある、直ちに教 川口委員より、 同三時三十六分再開、ついで休憩前の質疑に対し 同六時三十分再開、ついで委員長より、 川口委員より繰り返し質疑があつて、午後零 一昨日に引続き教育委員会所管を議題 教育委員会の責任問題、 選抜費予算計上と三十 室蘭工業高 直ちに散

# 〇三月二十七日 午後四時十三分、議場において開議。

により高校選抜問題で本日教育委員会が開かれたというがその結果 太田委員長(社)より、昨日の中山委員(自民)の議事進行発言・リニー・リーグ 科リピーミグ 記載しました 問記

があつて、午後四時十五分休憩、同八時五十六分再開直ちに散会。について教育委員長の答弁を求める旨を述べ、教育委員長より答弁

## 〇三月二十八日 午後三時五十分、議場において開業

質疑を終結、午後六時二十三分散会。 て質疑があり、 て、 て、 民)より、(1)高校授業料値上の理由、(2)高校防火施設対策等につい 具体的措置、4月の登録事務の適正化等について、桶谷委員(自 礎、(3)特号昇給取扱に関連して決算委員会で指摘された点に対する 繰延額及びこれに対する考え方、2三十一年度昇給予算の 対策等について、田呂委員 受入れ状況、仏本年度社会教育の重点施策並びに背少年犯罪の防止 卒業者の就職並びに希望退職の凹凸是正の問題、 民)より、 度選抜方法の対策等について質疑、応答の後、明年度選抜方法 校、帯広三条高校等の不祥事件の対策並びに道教委の責任、 旨を述べ、川口委員(自民)より、(1)学習成績の水増しと評価 長の発言問題、 いて教育長の助言を尊重せられたい希望を述べ、次に山元委員 の統制の問題、20中三テスト問題の事前漏洩防止対策、 太田委員長(社)より、 財務課長よりそれぞれ答弁があつて、 伊藤(作)委員 深山委員(自民)より、①木呂子教育委員の偽証に関する教育 (1)選抜問題に関する高校側意見の受入れの問題、 (2)選抜問題に関する昨年の四者協定の問題等につい 教育委員長、 (自民)より、学校経営合理化の問題につい 教育委員会所管に対する質疑を続行する (協ク) より、 学校教育課長、 (1)三十年度昇給分の支給 教育委員会所管に対する 社会教育課長、 (3)道外よりの教員 (3) 中標津 (4) 明年

## 〇三月二十九日 午前十一時八分、議場において開議

ベ、中野(与)委員(社)より、⑴低家賃住宅の推進対策、⑵母子太田委員長(社)より、総務部所管に対する質疑を行う 旨 を 述

より、 弁 いて質疑があり、 統合による複雑化並びに内地市場に対する影響の問題、倒本庁、支 **昇格特別措置に伴う差額支払の問題等について、沖野委員** びに北海道有財産整備資金特別会計設置に伴う積立金運用の問 税滞納繰越分に対する今後の徴収対策、 けた場合と受けない場合の相違点、22昇給費予算積算の基礎 别 繕費増額の問題等について、 職員支庁分未回答の問題、 連し支庁の分並びに決裁文書としての提出要求があ つ 等について質疑があり、 **状況並びに今後の考え方、23漁港修築予算執行時期の適正** て、 **⑤総合開発第二次五カ年計画策定に対する構想並びに根拠** いで佐々木委員(自民)より、①農地開拓部の書面答弁による共通 (3)委託費に関連して入札執行の問題、(4)総合開発と雇傭対策の関 貸付金に対する考え方、②漁業転換要綱に対する知事決裁 衛生部長兼務の問題等について、泉谷委員 《措置法の適用を受けなくてよいという根拠並びに本法の適用を受 における年度末出張の問題、 午後零時五十七分再開の後直ちに休憩、午後四時十分再開、 ついで佐々木委員(自民)より、各部共通事務職員の資料に関 制度運営の問題、 の他府県との比較並びに医師の待遇に対する考え方、 発調 (1) 7 水産部長が後志支庁長に流した漁業転換要綱に対する知事 査課 (2)開拓保健婦の定員化の問題、(3)水産物検査所の支庁 川村委員 長よりそれぞれ答弁があつて、 (社)より、①町村合併に対する考え方、 (6)沿岸定期航路 総務部長、 (3)社会福祉主事の欠員補充の問題等 (社) より、 総務部長、人事委員長、 (2)道路局部改修費繰越の問題及び小破修 農地開拓部長、 田呂委員 (5)昨年以降における支庁長に対する に対する補助費増額の問題等につ 11僻地に対する開発予算の投入 (協ク) より、 (4)北海道有財産整備資金並 (自民) より、 総務部 午後六時 **管財課** 次 11財政再建特 て、 Ŧī. ŀÉ (3)民生、 (2) 医師初 の間 (1)道漁連 化 (自民) 暫 + より (6) 昇給 の問 分 政 時 0 題 (3) ·道 蹞 課 散 答 0 休 連

### 〇三月三十日 午前十時四十五分、 議場において開

いて、 策 職債の内容、 選延伸の契約書の提出要求があり)、 れ措置 急性の問題並びに公募債の償還延伸措置に伴う不用額の予備費練入 約酪農地区設定に関連して国庫補助と道負担分の明確化の問題につ 知事より答弁があつて、 先般の児見山(社)田呂 弁があつて、午後零時三十五分休憩、 民)より、 費の国庫補助と道負担分についての考え方について、 して希望十 等について、 赤字解消策として地方財政再建促進特別措置法適用に対する考え方 業転換要網に カ年計画の人口想定の問題について、 行う旨を述べ、 疑が 対する扱い方等について質疑があり、 『積過大と滞納繰越分の徴収方針、 する答弁があつて、 太田委員長 (3)沿岸漁業対策の問題等につい する旨 あり、 林委員(自民)より、 後五時四十五分再開、 一の問題について(関連して中山委員(自民)より、 (1町村合併促進に対する道の指導態度、 の発言があり、 四地区のうち十二地区とした理由、 知事、 (2) 互助会の補助金に関連してその運営の問題につい 桶谷委員(自民)より、 対する知事決裁の問題、 (社) より、 深山委員(自民) 総務部長、財政課長より答弁があつて、 中山委員(自民) 田呂委員(協ク)より、 (協ク)沖野(自民)各委員の質疑に対し 次に山元委員 昨日に引続き総務部所管に対する質 専決処分の報告第一号及び第二号の緊 総務部長より休憩前の林委員 より、 て、 (2)地方交付税増加分の 福島委員(自民)より、 22鰊定置網漁業の沖合進 沖野委員(自民)より、 午後二時十五分再開、 (1)集約階農地区設定費に関 より、 総務部長、 桶谷委員(自民) (自民) 税外収入を含め 契約書の提出要求は 2集約酪農振興施設 総合開発第二次五 より、 (2)税の延滞利子 税務課長より答 西野委員 11職員の新 公募债價 より、 暫時休 ついで (1) (1) 出 (3)85

することに決し、小委員に井 口(社)笠 井(社)舟 木(社) り、①道漁連に対する貸付金についての答弁の喰い違い、 陳代謝に伴う配置転換の構想、2)新生活運動予算の過少の問題、 を得るため十一名よりなる小委員会を設置してこれ等の案件を付託 百十一号は原案可決とし、残余の議案については更に検討の上結論 部長より答弁があつて、総務部所管に対する質疑を終結、以上をも 業料値上げに反対、また定時制高校授業料の引上につい て 各種学校に対する助成措置の問題等につい て、山内 委 員(労)よ 十二分散会。 許可及び補充選任については委員長に一任することとし、午後六時 つて付託築件に対する質疑を全部終了することとし、ついで議案第 (協ク)田呂(協ク)山内(労)各委員を選任、なお小委員の辞任 (社) 林(自民) 佐々木(自民) 桶谷(自民) 川口(自民) 天谷 (3)予算に対する詳細な明細書の問題について質疑があり、 . (2)高校授 の考え 岡田 総務 (3)

〇四月四日 午後零時二十三分、議場において開議。

> 時四十八分散会。 員長(社)より付託案件に対する審査終了の挨拶があつて、午後零後、委員長報告文案については委員長一任とすることとし、太田委対する附帶決議については小数意見を保留する旨の発言 が あつ た

### 委員会

小

で 天谷臨時主査(協ク)より、主査互選の方法について諮り、 〇三月三十日 午後六時二十分、議場において小委員会を開議。

されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。員(自民)より、指名推選の方法により天谷委員(協ク)を主査と天谷臨時主査(協ク)より、主査互選の方法について諮り、林委

小委員会を開くこととし、午後六時二十四分散会。②「天谷主査(協ク)より、小委員会の議事日程について諮り、

〇三月三十一日 午前十一時四十四分、運営委員室において小委員会を

上程せしめることに決し、午前十一時五十分散会。をもち寄り、二旦中に小委員会の意見調整を終り、三旦の本会議に憩、午前十一時四十九分再開、四月二旦午前十時までに各派の意見天谷主査(協ク)より、小委員会の運営について 諮 り、暫 時 休

〇四月二日 午前十一時三十一分、運営委員室において小委員会を開

議

時休憩、午前十一時五十二分再開、午後二時再開を目途として各派出があるまで時間を借りたい旨の発言があつて、各派異議なく、暫より、修正案を出すため理事者に資料の提出を要求しているので提① 天谷主査(協ク)より、各派の意見を求め、佐々木委員(自民)

明

Н

いて協議の後、暫時休憩、午後六時五十分再開。
いて協議の後、暫時休憩、午後六時五十分再開。
いて協議の後、暫時休憩、午後六時五十分再開。
いて協議の後、暫時休憩、午後四時十一分再開、附帯決議の提出並びに修正案の作業の内容についてを考えている旨、それぞれ意見の開陳があつて、暫時休憩、午後四を考えている旨、それぞれ意見の開陳があつて、暫時休憩、午後四を考えている旨、それぞれ意見の開陳があつて、暫時休憩、午後四時十一分再開、附帯決議を視及び滞納繰越分を増額して充当する修正案の修正案が示されたのでこれとにらみ合せて考えたい旨、山内委員の修正案が示されたのでこれとにらみ合せて考えているが、自民党の修正案が内容について、一つが見をまとめることとして休憩に入り、午後四時二分再開。

③ ついで今後の取扱い方について協議を行い、明日小委員会を開く

O四月四日 午前十一時九分、運営委員室において小委員会を開議。 「一号、第九号及び第三十六号に起立者少数にて否決、次に議案第一号、第九号及び第三十六号については別紙の附帯決議をないものとおり小委員会より発案すべしとの動議を提出、田呂委員(協ク)とおり修正を行い、なお議案第一号については別紙の附帯決議を案文のとおり小委員会より発案すべしとの動議を提出、田呂委員(協ク)とおり修正を行い、なお議案第一号については別紙の附帯決議を案文のとおり小委員会より発案すべしとの動議を提出、田呂委員(協ク)とおり修正を行い、なお議案第一号については別紙の附帯決議を案文のとおり小委員会より発案すべしとの動議を提出、田呂委員(協ク)とおり修正を行い、なお議案第一号については別紙の附帯決議を案文のとおり小委員会より発案すべしとの動議を提出、田呂委員(協ク)とおり修正を行い、なお議案第一号に対する附帯決議の修正動議の形で提出での参照を対して起立の方法による採決の結果、佐々木委員提出の修正動議は起立者少数にて否決、次に議案第一号に対する附帯決議のの節様を開発を対していまり、第二十六号に対する附帯決議の動議は起いるのというのでは、第二十六号に対する関係を提出、いずれも関係のでは、第二十六号に対する関係が、次に議案第一号に対する関係の動議は起いている。

> 十五分散会。 は、議案については原案可決、報告は承認議決に決し、午前十一時号、第百十二号乃至第百十四号、報告第一号及び第二号 に つ い て五号、第三十七号乃至第四十四号、第百四号、第百八号乃至第百十立者多数にて可決、次に議案第二号乃至第八号、第十号乃至第三十

## 總合開発調査特別委員会

〇三月一日 午前十時四十分、第一委員室において開議。 〇三月一日 午前十時四十分、第一委員室において開議。

# 〇三月六日 午後一時二十分、第二委員室において開議。

る取扱い方について協議を行い、午後二時三十分散会。い方について各主査と協議の結果について報告、本計画決定に対す時田委員長(協ク)より、第二次五カ年計画の決定に対する取扱

# 〇三月十日 午後一時三十八分、第一委員室において開議。

- ① 時田委員長(協ク)より、総合開発第二次五ヵ年計画の基本構想の上意見があれば持ち寄ることとされたい旨を述べ、「経済規模の想定」について常見があつて、委員長より本案は各党に配付するので報告のの上意見があれば持ち寄ることとされたい旨を述べ、「経済規模の想定」について開発調査課長より、本案の内容について開発調査課長より、本業の内容について開発調査課長より、本業の内容について開発調査課長より、本業の内容について開発調査課長より、総合開発第二次五ヵ年計画の基本構想の上意見があれば持ち寄ることとされたい旨を述べ、
- 会通過促進についても運動することとし、午後二時十五分散会。いては委員長一任に決し、なお上京委員は北海道開発公庫法案の国ーバーを派遣することとし、派遣委員の人数及び選任、日程等につ殊気象地帯農業確立振興計画が審議されるのでこれに対するオヴザ@ 次に三月十五日に北海道開発審議会農林水産小委員会が開かれ特

# 〇三月二十日 午後一時三十分、第一委員室において開議。

旨を述べ、なお委員会の運営については次期委員会において協議すとすれば本多主査(自民)において意見提出等の準備をなされたい委員会提出の見通しについて企画本部長より説明を聴取、ついで委員会提出の見通しについて企画本部長より説明を聴取、ついで委会農林水産小委員会の経過並びに総合開発第二次五ヵ年計画策定に会農林水産小委員会の経過並びに総合開発第二次五ヵ年計画策定に等田委員長(協ク)より、三月十五日に開かれた北海道開発審議

## ることとし、午後二時十五分散会。

# 〇四月三日 午後二時二十分、第一委員室において開議。

- 決定。・ 時田委員長(協ク)より、三十一年度における委員会の調査経費
- 過についてそれぞれ報告があつて、十一日開催の北海道開発審議会財政金融及び鉱工合同小委員会の経会文化厚生小委員会の経過について、新川委員(労)より、三月三公、次に本多委員(自民)より、三月二十九日開催の北海道開発審議
- とし、午後二時四十五分散会。 ※ 次に第二次五ヵ年計画の審議日程は四月二十日より五月十日まで

### 農林水産小委員会

# 〇三月一日 午前十一時四十二分、第二委員室において農林水産小委員会を開議。

- 上香作選、異議なくそのことに決し、主査に選任を一任することに決し、臨時主査より児王委員(自民)主査に選任を一任することに決し、臨時主査より児王委員(自民)より、主査互選の方法について諮り、臨時

# 〇三月七日 午後三時五十五分、第二委員室において農林水産小委員会

業確立振興計画について説明を求め、企画課長、開拓部技師より説見玉主査(自民)より、かねて問題となつていた特殊気象造帯農

手に上げる。 方の二点について計画を立てて至急提出を求めることとし、午後五地の改良についても現行法にとらわれない別な而のものの打ち出し明を聴取、未利用農地の助成は融資で行うか補助で行うか、民有草

## 運輸交通文化厚生小委員会

〇三月一日 午前十一時四十五分、第二委員室において運輸交通文化厚 の三月一日 午前十一時四十五分、第二委員室において運輸交通文化厚

- を指名推選、異議なくそのことに決し、主査に選任を一任することに決し、臨時主査より本多委員(自民)) 中牧臨時主査(自民)より、主査互選の方法について諮り、臨時
- 分散会。
  ② 本多主査(自民)より、就任の挨拶があつて、午前十一時四十七

〇三月二十六日 午後二時、第三委員室において運輸交通文化厚生小委

後に作品・分文点。 それぞれ説明を聴取の後、それらの資料を提出することに決し、午部、衛生部、労働部、建築部の各係員より各部提出の質料について語、衛生部、労働部、建築部の各係員より各部提出の質料について り、道 教 委、民 生会文化厚生小委員会に提出する資料について語 り、道 教 委、民 生本多主査(自民)より、三月二十九日に開かれる北海道開発審議

○四月五日 午前十一時三十分、第二委員室において運輸交通文化厚生

生小委員会に道から提出された資料については各部間の統一が欠け本多主査(自民)より、三月二十九日の北海道開発審議会文化厚

るよう手配することとし、午前十一時五十五分散会。第二回目の北海道開発審議会文化厚生小委員会は至急札幌で開かれ図り問題点の編成も同一スタイルで打出すようにすべきこと、またているように思われる、次回の同小委員会には資料に対する調整を

## 工鑛電力財政金融小委員会

〇三月六日 午後一時七分、第一委員室において工鉱電力財政金融小委

- を指名推選、異議なくそのことに決し、主査に選任を一任することに決し、臨時主査より大島委員(自民)出本臨時主査(自民)より、主査互選の方法について諮り、臨時
- 大島主査(自民)より就任の挨拶があつて、午後一時十分散会。





## 全国都道府県議会議長会

〇三月二十日 会を開催、午後開催予定の臨時会の議案及び議事運営について協議し 午前十一時四十五分より東京都日本俱楽部において幹事

〇三月二十日 開催、会長より帰朝並びに臨時会開催の趣旨について挨拶の後次のこ とを協議した。 午後一時三十分より東京都日本俱楽部において臨時会を

委員長に一任。 とになり、修正事項の決定及びその処理について正、副会長、正副 ついて協議、改正法案中修正事項について国会に修正方要望するこ **案審議の現況について報告の後、今次改正案に対する今後の措置に** 大阪府会議長より法案成案に至るまでの間の折衝経緯及び経過並び に最終法案と本会意見の相違点について説明、更に国会における法 地方自治法改正法案について

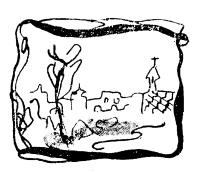
議長より経過について説明があつた後、 地方財政の確立対策について 問題の性質上、本会地方制

 $\mathbf{2}$ 

度調査委員会に付託研究することに決定。

3 立方要望について **気象庁設置に関する運輸省設置法の一部を改正する法律の早期成** 

の処理を会長に一任。 提出したいと提案があり異議なくこれを決し、要望書の作成及びそ 来の主張に合致するものである。この際同法案早期成立の要望書を 大阪府会議長より現在国会に提出されている法案については本会従



							_	
札幌医科大学条例の一部を改正する条例	北海道立水産孵化場手数料及び使用料条例	北海道立水産孵化場条例の一部を改正する条例	北海道立水族館条例の一部を改正する条例	北海道農家負債整理促進条例	北海道漁業協同組合整備促進条例	北海道漁家負債整理促進条例	北海道職員等に対する期末手当の支給の特例に関す	件
同	同	同	同	. 闰	同	111	三 二六	議決月日
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同四	条三、例	公布番號日
_	+	九	八	七	六	五一	==	雅月號日



第一回定例道議会の議決を経た条例の公布調

北海道調理士条例	建築に関する支庁の試験機等使用料及び手数料条例	る条例。 との	正する条例 正する条例の一部を改	北海道警察職員の共済制度に関する条例	行条例の一部を改正する条例警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施	北海道地方警察職員の定員の暫定措置に関する条例	北海道営自転車競技条例の一部を改正する条例	北海道準看護婦試験委員条例の一部を改正する条例	正する条例 正する条例	北海道労働教育講座受講料条例	水海道立登別労働者保養所条例の一部を改正する条	父母のない児童の身元保証に関する条例	北海道立社会福祉館使用条例の一部を改正する条例	北海道保健婦修学資金貸付条例	北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例
맫	同	同	同,	同	同、	同	同	同	同	同	同	同	同	同	Ξ,
75								,							Ξ
同四、	同同	同同	同四、	同同	同同	同同	同四	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	条四
二一八九	二 六	五	二一四八	=======================================	=	=	=- 0=	九九	八八八	一 七	六	五五.	<u></u>	Ξ	=-

で、財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を	する条例 ・北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正	北海道職員定数条例の一部を改正する条例	北海道職員定数条例の一部改正する条例
Ξ,	同	. 同	四
三			四
同同	同同	同同	同四
=======================================	Ξ	三〇	二一九五



KU

四

## **地方行政疑義問答**

## 議長に事故がある場合の公文書の提出

者について

、鹿児島県議会事務局長宛行政課長回答 「昭和三〇年一二月一六日自丁行発第一九三号」

問

議会議長之印」で差し支えないか。 議長に事故がある時等の職務代行者の名称については、昭和二十七年九月十八日福井県総務部長宛貴職回答のものがあり、それによら「この種特別の名称を付する必要はない」としているが、これのと「この種特別の名称を付する必要はない」としているが、これの思議会議長職務代理者副議長何某」とすべきではないか。 島県議会議長職務代理者副議長何某」とすべきのものがあり、それによると「この種特別の名称を付する必要はない」としているが、これのと「この種特別の名称を付する必要はない」としているが、これのと「この種特別の名称を付する必要はない」とすべきか、又は「鹿児島県議会議長之印」で差し支えないか。 議長に事故がある時等の職務代行者の名称については、昭和二十七年九月十八日福井県総務部長宛貴職回答のものがあり、それによる議長に事故がある時等の職務代行者の名称については、昭和二十七年九月十八日福井県総務部長宛貴職国答のものがあり、それによる議長に事故がある時等の職務代行者の名称については、昭和二十七年九月十八日には、昭和二十日による。

ないとした場合、例えば鹿児島県議会副議長何某とした場合、公印一 一の前段で引用した貴庁実例のとおり特別の名称を付する必要が

長之印」でよいか。は「鹿児島県議会副議長之印」とすべきか、単に「鹿児島県議会議

何れにしても副議長の職を代理することを県公報に登載する方が

答一 福井県総務部長宛実例によられたい。 よいか。

一一により承知されたい。

四 設問の如き必要はない。 三 前段お見込みのとおり。



## 報道から拾う、

## び執行停止の司法審査請求事件却下さる北海道高校入學者選拔方法要綱の取消及

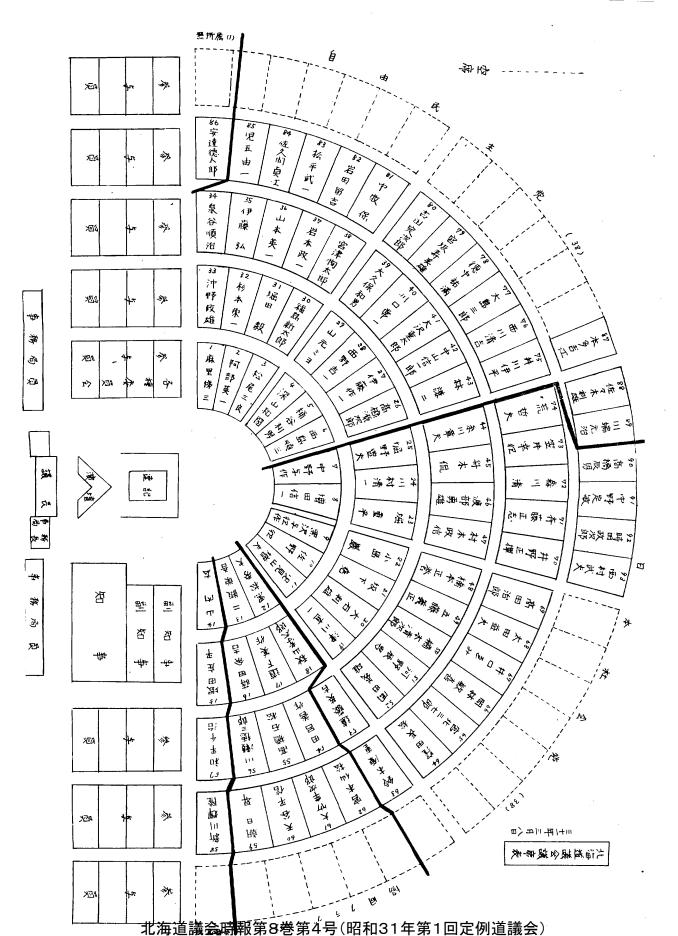
法により要網停止を申請した。 法により要網停止を申請した。 法により要網停止を申請した。 法により要網停止を申請した。 法により要網停止を申請した。 法により要網停止を申請した。 法により要網停止を申請した。 法により要網停止を申請した。 高校長の選抜権侵害、四者協要を相手として、その要網の決定公示は、高校長の選抜権侵害、四者協要を相手として、その要網の決定公示は、高校長の選抜権侵害、四者協要網」をめぐり、ついに訴訟にまで発展し、高校長協会と高数組は道教をに対する意として、要網取消の行政訴訟を起し、同時に行政事件訴訟特例分であるとして、要網取消の行政訴訟を起し、同時に行政事件訴訟特別の違法をあぐりて、中学校長の報告書一本主義を主張する中学校長の報告書一本主義を主張する中学校長の報告書一本主義を主張する中学校長の報告書一本主義を主張する。

訴を前提とする執行停止申請は理由がないとして申請を却下した。法にいう「行政庁の処分」に該当しないから、本訴は不適法であり、本く、かかる上級行政庁の下級行政庁に対する処分は、行政事件訴訟特例理に照らし、裁判所法第三条第一項の規定の解釈上、裁判所に裁判権なは、三権分立の基本原則ならびに行政庁相互間の行政機能についての条庁であるとして、行政庁内部の上下系統における両庁間の紛議についてたれに対し、札幌地裁は、道教委と高校長とは上下の関係に立つ行政

### 判決理由要旨

教委の直接下級行政庁である。り、道教委は各道立高等学校長の直接上級行政庁であり、各道立高等学校長の直接上級行政庁であり、各道立高等学校長は道り、道教委は各道立高等学校長の直接上級行政庁であり、各道立高等学校長は道教委の監督下にあるものであ学校教育法第五条、地方自治法第二条第二項、第三項、教育委員会法第四条第

あつて、当該下級行政庁のみならず利害関係のあるなに人といえどもかかる処分 阻害を受けることになる。故にかかる場合の紛議は法律において特に裁判所に築 もとづいて行う入学志願者選抜について、その選抜方法の基準を決定して指示し 在しないことは明白なところであるから、それについての争いは、究極において ある。しかして本件処分についての審査権限を裁判所に与える法律上の明文の存 につき裁判所に出訴してその救済を求めることは許されないと解するのが相当で 消し、あるいは無効を確認することになれば、行政組織内部の上下系統における つて司法審査を求め、裁判所がまたその適法違法を判断して違法とする場合に収 に服せず、そのため当該下級行政庁の権限が侵害されたものとして行政訴訟によ 行為ないし権限濫用とし、その他違法もしくは妥当を欠くものであるとしてこれ 級行政庁に対する権限行使につき当該下級行政庁が上級行政庁の権限行使を越締 有する。」と規定しているけれども、このように行政庁内部の上下系統における上 合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を 本件処分は、国民に対する行政権の直接発動としてなされたものではない。 たものであることが一応認められる。この選抜方法の決定権が文部大臣に属する 選抜権が高校長に存することは学校教育法施行規則第五十九条により明らか)に る道教委がその下級行政庁たる各道立高等学校長に対し、学校長がその選抜権 を各道立高等学校長あてに通達した本件処分は、教育行政における上級行政庁た あるというほかはなく、およそ司法審査に服する事項ではないといわなければな 権限のある上級行政庁がその責任において適切迅速に解決調整を図るべき事柄で **査権限を明定しない限り、行政庁みずからが行政の自律作用として解決すべきで** 上下両庁間の行政権の運用はすべて司法権によつて制約され、行政機能は重大な か、道数委に属するものであるかはしばらくおき、右選抜方法を決定し公示した もとより裁判所法第三条第一項は「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場 当事者間に争のない各証拠を総合すれば、道教委が本件選抜要項を定めてこれ



### 圖 書 室 だ ょ IJ

## 各官公庁・その他よりの受贈図書

昭和二十九年決算検査報告 図書月報 レフアレンス 六〇号 十二号

図

名

調査立法考查局 11: 検

査院

図書館だより 十一・十二号

読書春秋

一月号

同 同 同

納本週報 二八・二九号

E

会

図

圕

館

法務年鑑 二九年 世界の動き 十二月号

法 外 同 電 調

務務

省

贈

先

鉄鍋統計月報 十二月号 紙パルブ統計月報 十二月号

同同同

石炭需給統計月報 十二月号

通遊統計月報 コークス統計月報 石炭生產統計月報

一月号 十二月号

同通

産

省

毎月労働災害統計調査結果表

四二号

劣 [17]

働

省

七八号

繊維統計月報

十二月号 十二月号

同

施

没

調査時報 毎月勤労統計

業務研究

七一号 月 十一号

厚生広報 資料月報 生 四号 一月号 

政 一月号

非鉄金属製品統計月報 十二月号 非鉄金属等船給統計月報 十二月号

皮革統計月報

十二月号

連産統計月報

日用品統計月報 十二月号

窯業統計月報

十二月号 十二月号 十二月号 十二月号 十二月号

ゴム統計月報 建材統計月報 機械統計月報

通産統計速報

十二月

週刊労働

五四〇~五四二号

働

省

初等教育資料 一月 施設月報 十三号 文部広報

一三五号

教育委員会月報 ホニーホ四号

同

文部統計速報

七六号

女 同

部

省

家畜術生統計 二十八年

北海道農業試験場

土性調査報告

七号

同 H 林野時報

一月号

同同

五号

同同同同同同 I

商業動態統計季報 七~九月 百貨店販売統計月報 一月号

図書月報

産 務計

省省局

農林水產統計月報 設林統計調査

四五号

同同

十二月号

林業新知識 一・二月号

資料月報 簡保情報 八三号 一二六~七

海外逓信だより 八・九号

法統同同

郵政統計月報 十二月号

H 同同 政 生

省

省

米国政府刊行物目録 資料月報 四四号

匹四号

司

国会図書館公報

森林防疫ニュース 十二・一月号 海上保安庁公報

図書資料月報 林業試験場研究報告 八二・八三号 十二·一月号

同同 農 海 同 上 林

保 妄

庁 省

昭和三十一年四月二十日 発行

道 議 会 時 報 (第八卷第四号)

北

海

会 4 務 局

発

们

北

海

道

議

編

北海道議会事務局調査課

96

達

公

社 庁

### 三 月 の X Ŧ

- 1 ○原子力産業会議発足
- 〇米原子力委員会、エニウエトクにおいて四月二十日以後のある期日に核兵 器実験を発表総面積三七万五千平方哩の危険区域を公示した。
- 2 ○社会党首相失言に対し引退決議案提出。 (のち撒回)
- ○北京訪問中の宮腰喜助氏(日・中友好協会理事)中国鉱産公司と海南島鉄 鉱石二百万トン購入契約調印
- 5 〇標津線で列車転覆、乗客二十七名重軽傷
- ○全道一齊に中三テスト実施。

6

〇ソ連帰国船大成丸舞鶴入港。

- ○国鉄、労組五幹部を懲戒処分。 (春季闘争で業務命令違反)
- 7 ○医薬分業、厚生省側「新医療費体系」を取下げ。
- 〇日ソ交渉再開。(二月十日から休会中)

9

- 〇三笠宮両殿下御来道。(宮様スキー大会)
- ○宮様スキー大会開幕。(十一日閉幕)
- 10 ○南千島問題、日米往復文書を外務省で発表
- 12 ○恩賜賞と学士院賞受賞者決る。(恩賜賞 志方益三、館勇、学士院賞 湯沢 幸吉郎、堀一郎、周藤吉之、山内泰彦、千谷利三、水上武、井関尚栄)
- 〇社会党憲法解釈で声明。
- 14 〇日比賠償の藤山特使マニラへ出発
- 〇石炭大手十三社作業場閉鎖を通告。
- ○札幌医大、大学院の新設許可さる。
- ○ビルマ遺骨収集団帰る。

15

- 16 〇三十年度本道の経済白書を発表。
- 17 〇八雲で雪崩で飯場崩壊十一名生埋め。

- ○清瀬文相不信任案衆議院で否決。
- 18 ○ダレス長官来日。 (十九日離日)
- 19 ○国際新聞編集者アジヤ会議開く。(東京)
- ○矢内原総長ら文教政策に関し声明。

20

- ○ソ連五月十五日か ら九月十五日迄北洋に サケ漁獲制限水域設く。(タス通
- 〇日ソ交渉無期休会に入る。

〇能代市(秋田県)で大火、千四百戸焼く。

- 21 〇大津中学校 (豊頃) 全焼。
- ○プロ野球開幕。
- 22 〇日、米「技術協定」に調印
- 〇A級戦犯佐藤賢了氏仮出所
- 23 ○道路公団総裁に岸道三氏決定
- ○□治庁「地財白書」を発表、赤字二十五団体。
- 25 ○青函連絡船夜間運航再開

24

○原水爆実験禁止中入れに米政府回答を発表。

- 〇大相撲春場所終る、朝汐優勝
- 27 〇三十一年度予算案成立
- 28 〇□韓会談近く再開、重光外相、金公使会談。
- 29 ○憲法調査会法案衆院で可決。
- ○道保倹医総辞退決る、明日を期し決行、辞表提出千二百名。
- 30 〇松本全権帰る
- ○河井≪院議長辞表提出
- ○道歯科医も総辞退確認

31

○炭労争議事実上妥結、労使中山試案を受諾。